

ご意見の内容及びご意見に対する考え方

番号	該当箇所		ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	公募占用 指針	第1章(2)	なぎさマンホールは陸上、海洋どちらの扱いになるでしょうか？	ご質問の趣旨が分かりかねますが、当該箇所に記載のとおり、海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル(陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。)を含めるものとしております。したがって、陸上・海洋の別により同設備に該当するか否かが決まるものではありません。
2	公募占用 指針	第2章(1) 1)	この度の指針案の9ページ「本公募の対象とする対象発電設備の区分等は、風力発電設備(着床式洋上風力)」、36ページ「再生可能エネルギー発電設備の区分等-風力発電設備(着床式洋上風力)とする。」、50ページ「本公募に係る事業は、約35万kWの着床式洋上風力と想定される」など、着床式洋上風力が前提の指針となっております。しかしながら、以下5点の理由により、着床式洋上風力のみを対象とした指針とせず、浮体式洋上風力発電(着床式洋上風力発電との混在を含む)の可能性を否定しない指針とされた方が良いのではないかと思います。	促進区域指定にあたって開催している「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」において、着床式洋上風力発電とすることを前提に促進区域として指定することに異存はない旨意見のとりまとめがなされており、第68回調達価格等算定委員会においても、当該海域は水深が50m以内と比較的浅いため、着床式洋上風力発電とすることとされ、それを前提として供給価格上限額を設定したため、現状記載のとおりとします。

3	公募占用 指針	第2章(1) 2)	「本公募に参加する事業者(以下「公募参加者」という。)は、系統提供事業者が一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行った内容について、出力等の変更が可能か検討する必要がある、上記の出力の量の基準の範囲内においても、系統状況や連系する風車の仕様等(出力等)によっては、出力等の変更が不可となる場合があるため個別に判断が必要なおことに留意すること。」と記載ありますが、応募前に接続可能との確認を一般送配電事業者から受領できていない場合、公募上実現性が低いと判断されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、公募のスケジュールは、接続検討の標準処理期間等も踏まえて設定されています。公募開始以降、速やかに接続検討申込をすれば期限内に回答入手できる機会は十分に確保されるものと考えます。なお、標準処理期間に1か月の余裕を追加し、情報が必要な日の4ヶ月前に申請することを推奨しています。
4	公募占用 指針	第2章(1) 2)	確保されている系統の35.6万kWについて、募集プロセスによる暫定ノンファーム型接続が約16万kW、追加のノンファーム型接続が約20万kWと理解しているが、導入が予定されている基幹系統の再給電方式が導入された後は、暫定ノンファーム型、ノンファーム型にかかわらず、確保されている系統は、メリットオーダーに基づくルールにて出力抑制されると理解してよいか。それとも、暫定ノンファーム型とノンファーム型で、引き続き出力抑制の順位に差があるのか。	2021年9月に公表した「電力ネットワークの次世代化に向けた中間とりまとめ」において、「暫定ノンファーム型接続は、全国展開するノンファーム型接続に対して優先することとし、系統混雑時には全国展開するノンファーム型接続を先に出力制御を行うこととした」と整理した内容は、「再給電方式(一定の順序)」の導入以降においても適用される予定です。
5	公募占用 指針	第2章(1) 2)	「本促進区域は35.6万kWの範囲で事業を実施することとし、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力(※)については、公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から20%を減じた値(本促進区域では28.48万kW)とする。」とあるが、下限出力(28.48万kW)以下での公募占用計画による応募は、いかなる理由と根拠(例えば、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると応募者が判断し、資料を提出した場合。)があっても「不適合」と判断されると理解してよいか。	ご理解のとおりです。

6	公募占用 指針	第2章(1) 2)	<p>①「本促進区域は 35.6 万 kW)の範囲で事業を実施することとし、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力(※)については、公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から 20%を減じた値(本促進区域では 28.48 万 kW)とする。(※)海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力(kW)の合計をいう。」について、以下 2 点について伺いたい。「海洋再生可能エネルギー発電設備の出力」の定義は、「(洋上風車 1 基あたりの定格出力)×(設置基数)」と理解してよいか。「海洋再生可能エネルギー発電設備の出力」に発電設備稼働率(例えば、NEDO 着床式洋上風力発電コスト調査で提示された 95.0%)や送電ロス等は考慮不要と理解してよいか。すなわち、下限出力(28.48 万 kW)の発電設備の出力での公募占有計画で、定格出力に対して稼働率 95%や送電ロス等を乗じた場合、出力は 27.06 万 kW 以下となるが公募占有計画は「不適合」とならないという理解で良いか。</p>	ご理解のとおりです。
7	公募占用 指針	第2章(1) 2)	発電設備の出力の下限については 200MW 程度とすべき。	第 68 回 調達価格等算定委員会における検討を踏まえ、下限は記載のとおりとします。

8	公募占用 指針	第2章(1) 2)	海域の制約条件などから出力を最低限の28.48万kWとした場合において、系統提供事業者がすべての工事負担金を支払い済みの場合は、35.6万kW分の工事費負担金の支払いとともに、容量の出力35.6万kWの連系権利が承継されるという理解でよいか。その場合、実際には活用しない出力約7万kWの連系権利を含み選定事業者に帰属し、当該出力約7万kWの活用方法も選定事業者次第ということか。	ご理解のとおりです。
9	公募占用 指針	第2章(1) 2)	系統提供事業者以外の公募参加者が本公募に応募する際には、系統提供事業者が所有する系統連系契約の内容を一切変更しないで承継する場合を除き、公募期間中に接続検討申込みを行い、かつ申込みに対して接続可能な回答を一般送配電事業者から必ず受領する必要があるとの理解でよいか。	系統連系契約の内容を変更しない場合であっても、系統状況や連系する風車の仕様等の観点から、接続可否を一般送配電事業者を確認をとってください。
10	公募占用 指針	第2章(1) 2)	出力変更可否の検討にあたり接続検討申込を実施した場合、接続検討回答書等の検討結果を提出する必要があるか。検討結果の提出が必要な場合、公募占用計画書の別紙4に添付することでよいか。	別紙4の添付資料としてご提出ください。

11	公募占用 指針	第2章(1) 2)	<p>「上限を設定せず」と記載がございますが、実際に流せる電気は確保されている系統の35.6万kWまでであるものの、発電設備の出力自体はこれを超える規模(いわゆる、太陽光発電設備の場合における過積載の状態と同様)とすることも問題ないという理解でよろしいでしょうか。この点、様式3-1-2の公募占用計画の3)海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等の項目の1.(海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期)の「発電設備の出力(kW)」の欄では、「系統に流す最大出力」との記載がございますが、当該記載と、上記の公募占用指針(案)第2章(1)2)の記載の関係についてご確認をお願いいたします。</p>	<p>発電設備の出力自体は、系統に流す最大出力を超える規模となっても問題ございません。一方で、系統に流す最大出力の上限は、確保されている系統の容量が上限になるため、過積載とした場合でも、系統容量を超える出力で発電を行うことはできません。</p>
12	公募占用 指針	第2章(1) 2)	<p>系統提供事業者により確保された系統の「確保」とは、例えば、一般送配電事業者と契約を結んだ事業者が頭金を支払った時点で系統が「確保」されたことになるのでしょうか？</p>	<p>一般送配電事業者に対して接続契約申込みに関する系統連系保証金の支払いが完了し、かつ接続検討申し込みの書類が不備無く正式に受理されたタイミングを系統が確保されたタイミングとしております。</p>

13	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>2021年3月に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答』3番では、試運転期間中の売電の可否について明確な回答をされていないように見受けられます。調達価格での売電が可能となる調達期間は、原則として、計画する風車全基が稼働できる状態になって初めて開始するものと理解しております。洋上風力の場合、建設期間が陸上風力に比して長期となることから、順次完工していく各基の風車によって発電される電気について、調達期間の開始前に売電する必要性は一層高く、これにより事業者の資金調達の負担を軽減することができ、プロジェクトの開発に資するものと認識しております(なお、陸上風力では、そのような試運転期間中の売電が実務上行われております。また、これが認められなければ、試運転期間中に発電された電気を捨てる他なく、エネルギーの有効活用という観点からも不合理かと存じます。)。つきましては、調達期間の開始前に各基の風車によって発電される電気について、調達価格ではなく、電力会社と個別に別途合意した単価で売電することが許容されるという理解でよいか、改めてご確認下さい。</p>	<p>運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定しておりません。公募占用計画に記載した事業実施時期(=運転開始期限)より早くに運転を開始する場合、運転開始予定日を早める公募占用計画の変更を申請することで、調達期間を運転開始日から20年間とすることが可能です。</p>
14	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>運転開始予定日以前に、発電所の試運転中に、一般送配電事業者との特定契約によらず卸電力を売電することを禁じる法的規定はないものと理解している。その旨を確認するとともに、左記の箇所に追記されたい。</p>	同上

15	公募占用 指針	第 2 章(3) 1)	本公募における公募参加者が提案する供給価格の上限額は 28 円 /kWh とあるが、算出根拠についてご教示頂きたい。	<p>再エネ海域利用法では、経済産業大臣が公募占用指針の供給価格上限額を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重することとなっています。</p> <p>第 68 回調達価格等算定委員会において、下記の点を考慮し、再エネ海域利用法に基づく着床式洋上風力発電の今回の公募の供給価格上限額を、28 円/kWh とする意見が取りまとめられました。</p> <p>① 現時点における洋上風力発電の商用案件の定期報告データはまだないことを踏まえ、NEDO 着床式洋上風力発電コスト調査の各算定式(※)を活用し、秋田県八峰町及び能代市沖の自然条件等をもとに資本費、運転維持費、設備利用率等を算出</p> <p>※着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州における実績等を参照して定式化したもの</p> <p>② 上記①で算出された資本費や運転維持費、撤去費について、現状の内外価格差をふまえて適正な水準となるように補正</p> <p>③ 更に系統接続費や適切な IRR を加味 等</p>
16	公募占用 指針	第 2 章(3) 3)	「事業の実施時期(運転開始予定日)は再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた日から起算して 8 年が経過した日以前の日とすること」と記載ありますが、再エネ特措法第9条第3項の認定は事業者の選定後 1 年以内と仮定して差し支えないでしょうか。	<p>選定から1年以内に FIT 認定の申請をする必要があり、FIT 認定申請の 6 か月以内に FIT 認定を受ける必要があります。</p>

17	公募占用 指針	第2章(3) 3)	運転開始予定日について、過去の公募占用指針では別の系統契約であれば異なる日の設定が可能であった。今回、募集プロセスにおいて確保された系統容量分の発電設備とノンファーム型接続分の系統容量分の発電設備の運転開始予定日を別々に設定することは可能であると理解してよいか。	先行事業者の確保している系統連系契約は1本となるので、運転開始予定日は1つの設定となります。
18	公募占用 指針	第2章(3) 3)	運転開始予定日については、再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた日から起算して8年が経過した日以前の日とすることと記載されているが、調達期間が短くなることを前提として、運転開始予定日を8年目以降とすることは可能か。	大前提として、運転開始期限を遵守いただくこととなります。ただし、間に合わない場合はご指摘の通り、調達期間が短縮されていきます。
19	公募占用 指針	第2章(3) 3)	他の促進区域の選定事業者等と港湾使用時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとした場合、運転開始期限日の延長を認めると記載があるが、調整の結果、他の促進区域の選定事業者が先に当該港湾を使用する場合で、当該選定事業者の工事が遅れた場合においても、本件の運転開始予定日は延長されるという理解でよいか。また、この場合、運転開始予定日が延長されたとしても本案件の選定事業者は準備期間が延長されることで損害が生じる可能性がある。当該損害については、国からの救済措置はあるのか。	経済産業大臣及び国土交通大臣が調整せざるを得ないとして、当該選定事業者の公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合は、当該選定事業者の運転開始期限は延長されず。港湾の先行利用者の工期遅延を含め、運転開始期限の延長による損害への国からの措置はありません。

20	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>港湾を使用する時期が先行案件と重複した場合、再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた日から8年以内に運転開始できない可能性がある。この場合、運転開始予定日は当該認定を受けた日から8年を超えた計画を出すことが可能であり、それだけを以て事業実現性に関する評価に影響を与えないと理解してよいか。また、その場合、調達期間や公募占用計画の認定の有効期間、及び海域の占有期間はそれぞれどのように調整されるのか。</p>	<p>公募占用指針では再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた日から8年以内に運転開始することを求めています。そのうえで、港湾を使用する時期が重複し、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないと判断した場合、運転開始予定日の変更は認められる範囲で可能です。その際、調達期間の起算開始時点は新たな運転開始予定日となります。公募占用計画の認定の有効期間は、認定日から30年間となっておりますが、占用の開始時期の後ろ倒しの調整は可能です。</p>
21	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないと判断される場合について、リスクを過剰に見込んで使用期間を申請すると後続案件に影響があると考えますが、対象区域における標準的な工事期間を想定・設定されているのでしょうか？工程リスク等を過剰に見込み、港湾の使用期間を長期に設定することは、上記の理由から防止されるべきと考えますが、このような申請は許容されるのでしょうか？</p>	<p>認定された公募占用計画に基づき、埠頭の貸付期間が設定されるものとなります。</p>
22	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>調整された使用可能期間以降は一切使用できないという事でしょうか？工事期間が延びた場合、相互の作業に支障のない範囲の部分的な共存は許容されますか？</p>	<p>公募占用計画に記載されている工事期間に変更が生じた場合、まず公募占用計画の変更が必要となります。そのうえで、賃貸借契約書(案)第7条第3項に基づき甲及び乙の承諾を得なければならないこととしています。この際、他の賃借人の独占排他的な使用の期間と重複する場合については、第8条にその扱いを記載しています。</p>

23	公募占用 指針	第2章(3) 3)	運転開始予定日を早める公募占用計画の変更を申請した場合、審査期間はどの程度でしょうか？ 占用許可に係る標準処理期間の60日と考えておいて宜しいですか？	運転開始予定日を早める変更は可能です。変更の程度にもよりますが、運転開始日の変更だけであり、他の事項についての変更がない場合は、占用許可と同等程度の期間を要するとお考え下さい。
24	公募占用 指針	第2章(3) 3)	港湾の使用期間の設定については、公募上評価対象となるか。また評価対象となる場合、どのような基準にて評価されるか御教示頂きたい。施工上のリスクや事業実現性の観点から、余裕を見込んだスケジュールとした方が評価は高くなるでしょうか。	「事業計画の実現性」の中で、「施工計画」「工事工程」との整合性を確認しつつ、スケジュールの実現可能性、信頼性、迅速性の観点も踏まえて総合的かつ相対的に評価を行います。
25	公募占用 指針	第2章(3) 3)	促進区域と一体的に利用する港湾において、他海域の事業者による利用期間と重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないと判断される場合、調整と言う面から、当該港湾を先行して利用する事業者あるいは施工業者が有利となるというような事はありますか？	港湾における埠頭の賃貸借契約を既に締結している事業者の利用が優先されます。
26	公募占用 指針	第2章(3) 3)	先行利用者の事業スケジュールにより、本事業の港湾利用時期が後ろ倒しとなった場合、公募占用計画の変更により運転開始時期(FIT開始時期)を変更する点の手当は有るが、一方で、施工フェーズにおいては港湾利用時期の遅れが、使用船舶の手配や計画していた風車機種の販売停止等により多大な影響が生じることから、こうしたリスクへの手当についても御検討頂きたい。	賃貸借契約書(案)第7条第4項に記載の通りです。

27	公募占用 指針	第2章(3) 3)	「…なお、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」について、運転開始期限日が延長されたとしても、工期延期に伴い追加コストが発生するため、それを含めた追加コスト分の補填がなされる仕組みを措置されたい。	同上
28	公募占用 指針	第2章(3) 3)	一般送配電事業者による系統整備の遅延や自然災害などの不可抗力に対して、運転開始期限の延長を認める仕組みを検討し、その条件を指針に明示していただきたい。	運転開始の遅延については、事業を実施する上で事業者が負うべきリスクだと考えられます。また本公募では、事業者選定時に、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしていますので、当該事情を踏まえて運転開始予定日を設定してください。
29	公募占用 指針	第2章(3) 3)	運転開始期限日の延長の延長可能事由に事業者の責に帰さない送電会社側の系統連系工事の遅延等も追加すべき。	同上
30	公募占用 指針	第2章(3) 3)	港湾利用時期の重複以外の事由では運転開始期限日の延長は認められないのか、明確にして頂きたい。	同上
31	公募占用 指針	第2章(3) 3)	一般送配電事業者の系統対策工事の遅延や自然災害などの不可抗力に対しても、運転開始期限の延長を認めてもらえないでしょうか。	同上
32	公募占用 指針	第2章(3) 3)	不可抗力や系統工事の遅延は事業者がコントロールできないリスクであるため、運転開始期限の延長事由の追加を検討頂きたい。	同上

33	公募占用 指針	第2章(3) 3)	昨今のコロナウイルスの状況に鑑み、緊急事態宣言が発令された場合による移動制限や人数制限等により各種関係箇所との調整、協議会、WF 認証等の遅延が想定される。本事象は変異株の出現等予見が非常に難しく、そのリスクを考慮して運転開始期限を設定することは困難である。また、事業期間の短縮を避けるために保守的な設定となる恐れもあり、再生可能エネルギーの早期導入に支障を及ぼす可能性も想定されるため、緊急事態宣言発令期間に相当する期間は運転開始期限を延長する等検討いただきたい。	同上
34	公募占用 指針	第2章(3) 3)	事業者がコントロールできない系統接続工事遅延や、激甚災害やパンデミック・戦争等の不可抗力事象による工程遅延についても、運転開始期限遅延の猶予が認められるべきであり、その旨明記いただきたい。	同上

35	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>(1)①本項にて「運転開始日」がFIT法による調達開始期間の開始日と理解しました。「長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果について」の別紙No.21及び「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果について」の別紙1 No.56の考え方を参照すると、「運転開始日」と認定されるには、公募占有計画で示した「海洋再生可能エネルギー発電設備の出力」を達成(系統毎も可)する必要があると理解したが、相違ないか。風力発電では風況の状況により全基定格出力を達成するタイミングはまさに風任せとなり予見が難しく、事業計画に影響を及ぼすが、考え方に変更はないか確認いただきたい。計画出力を達成したと認定される(=運転開始と認定される)基準を示したガイドラインや法規等があればご教示いただきたい。(2)①に関連し、「系統容量が複数の系統契約に依るものである場合、系統毎に「事業の実施時期(運転開始予定日)」を設定・記載できる」とあるが、これは系統毎にFIT法による調達期間20年の開始時期が異なることは可(後に使用を開始した系統において調達期間を減じられることはない)と考えてよいか。(3)運転開始日前(FIT法による調達開始期間の開始日前)での発電の売電は可能かどうかご教示ください。可能な場合、その売電契約の方法をご教示ください。</p>	<p>(1)運転開始日は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始する日を言い、定格出力の発電を達成する必要はありません。(2)ご理解のとおりです。(3)運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定しておりません。公募占有計画に記載した事業実施時期(=運転開始期限)より早くに運転を開始する場合、運転開始予定日を早める公募占有計画の変更を申請することで、調達期間を運転開始日から20年間とすることが可能です。</p>
----	------------	--------------	--	---

36	公募占用 指針	第2章(3) 3)	港湾の先行利用者が新型コロナウイルス感染症の拡大等の情勢の変化により利用港湾のスケジュールをやむを得ず後ろ倒しにした場合、先行利用者の次に利用予定であった事業者もやむを得ず後ろ倒しにすることとなるのか。その場合、先行利用者と同様に運転開始期限日の延長は認められるのか。	港湾の先行利用者の工期遅延を含め、運転開始期限の延長による損害への国からの措置はありません。
37	公募占用 指針	第2章(3) 3)	・港湾を使用する時期に重複があり経済産業省及び国土交通省が調整するのは、いつ時点で重複していた場合に調整することとなるのか。(例)公募期間中の港湾管理者による調整時点公募提案書の提出時点事業者選定時点・公募期間中の港湾管理者による港湾利用スケジュールの調整時点で先行利用者の港湾スケジュールが明確になっている場合は、港湾の重複をすることはできないという理解でよいか。・一方、公募期間中の港湾管理者によるスケジュールの調整時点で港湾スケジュールが明確になっていない場合は、のちほど先行利用者の港湾スケジュールが明確かつ賃貸借契約が締結されたとしても港湾スケジュールが重複したとして経済産業省及び国土交通省の調整が入るという認識でよいか。	公募占用計画提出時点で、先行事業者の港湾利用時期が公表されていない状態を想定しています。公募占用計画提出時点で、港湾利用時期が公表されている場合は、利用スケジュールが重複しないよう事業計画をご検討ください。

38	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>「能代港を活用する場合は、東北地方整備局及び港湾管理者(秋田県)に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。また、能代港以外を活用する場合は、当該港が活用できることを証する資料を公募占用計画の提出時に添付すること。」と記載の通り、事業者は港湾の利用が重複しないことを前提に運転開始予定日を設定する必要があるとの認識ですが、間違いはないでしょうか。一方で、「他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に再生可能エネルギー発電設備の設置許可を受けたものとの間で港湾を使用する時期に重複がある場合、運転開始期限日の延長を認める。」と記載がありますが、これは確認時点では利用可能であったが港湾先行利用者の工事遅延などが発生した場合を想定しているという認識でよろしいでしょうか。</p>	同上
----	------------	--------------	---	----

39	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>洋上風力発電は建設費が巨額で建設期間も長期となるため、海外では同一案件であっても工区ごとに異なる商業運転開始日を設定し、工区ごとに段階的な商業運転を開始するケースあり(これは事業者の資金負担低減に繋がるため、売電価格低下に寄与)。一方、Round1 の公募占用指針パブリックコメント(地域共通 No.56)に依れば、洋上風力発電所の複数の商業運転開始予定日を設定するためには、複数の系統契約を締結する必要がある。しかしながら、単一の接続点に対して複数の系統契約を締結する場合の電力会社のルールが不明確であり、特別な工事を求められる場合がある。特別な工事なく、単一の接続点に対して複数の系統契約締結が可能になる法制度を検討頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、現状において、単一の接続点に対して複数の系統契約締結を行う場合には、1契約1計量の原則(各発電所に子メーターを設置し最大受電電力を計量・管理、共同設備(連系変電所)に親メーターを設置し各発電所分の電力量を計量)について遵守いただく必要がございます。</p> <p>また、本公募において、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、本公募占用指針で定める条件により、当該系統容量に係る全ての接続契約を選定事業者へ承継いただきます。承継された接続契約を分割する等の重要な契約変更を行う場合は、安全性・公平性の理由により、託送供給等約款上、確保された系統容量の解除と再度の接続検討が必要になると考えられますので、ご留意下さい。</p>
----	------------	--------------	--	---

40	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>選定事業者が運転開始期限日の延長を認められる場合として、他の選定事業者等と港湾を使用する時期が重複する場合が記載されている。ファイナンスを行う金融機関としては、例えば本拠点港を利用する先行他案件の遅延によって、選定事業者が予定していたタイミングでの港湾利用が行えなくなり、結果として本事業の工期遅延や運転開始遅延が引き起こされるようなリスクを懸念しており、この点、運転開始期限日の延長は認められるものの、運転開始日に留まらず事業への広範な影響(例えば遅延による増加コストの発生や初回ローン返済などが滞るリスクなど)が想定される為、プロジェクトファイナンス検討に当たって非常に大きな課題になるものと考えている。当該リスクは民間(事業者側)では到底コントロール仕切れず、その影響度合いも極めて大きいことから、官側に以下を含めた一定の措置を取って頂けるよう是非ご検討頂きたい。少なくとも先行他案件の港湾利用計画の具体的な状況・条件を適切なタイミング(金融機関の立場からすると、遅くとも融資条件を確定する前)で選定事業者へ回答する等の一定の措置をご検討頂きたい。先行他案件の遅延等により、他事業者と選定事業者との間で港湾利用計画時期が重複するような場合(コンフリクトが生じる場合)には、各事業者の事情に最大限配慮しながら官側で適切な調整や措置を行ってもらうような役割を担って頂きたい。</p>	<p>公募占用指針(案)第9章(3)に記載の通り、公募占用計画を認定したときに同計画の概要を公示することとなり、その中で港湾の利用スケジュールも公表します。また、利用時期に重複が生じた場合には賃貸借契約書(案)第8条に記載の通りの取り扱いとします。</p>
----	------------	--------------	---	--

41	公募占用 指針	第2章(3) 3)	国による評価期間は5ヶ月程度とされているが、評価に時間を要し、5ヶ月を大幅に超えた場合は、運転開始期限の延長を認めていただきたい。特に秋田の冬は厳しい環境であり、冬季の作業困難となるため、評価が1~2ヶ月程度遅延した場合であってもその後のスケジュールに大きな影響を与える可能性がある。	公募締切後、選定に要する期間に関わらず、運転開始期限は公募選定後 FIT 認定日を起点に設定されます。
42	公募占用 指針	第2章(3) 3)	「促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」とあるが、国による調整の結果、いずれかの事業者の使用時期が後ろ倒しとなったことで追加コスト等が発生し事業採算性が悪化した場合は、やむを得ない事情として供給価格の変更等も認めていただきたい。また、先行利用者の利用時期は本公募の前提条件となるため、事業者が決定次第すみやかに公表いただきたい。	供給価格の変更は認められません。港湾の利用スケジュールについては、公募占用指針(案)第9章(3)に記載の通り、公募占用計画認定段階で公示します。
43	公募占用 指針	第2章(3) 3)	「他の促進区域の選定事業者等との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」とあるが、公募占用計画の認定の有効期間は法律上、30年を超える事が出来ないため、当該延長期間と同期間の占用許可更新が可能であることを明記いただきたい。	運転開始期限の延長に伴い有効期間を超えて事業を継続する場合は、運転開始期限の延長と同期間だけ占用許可を更新することが考えられます。占用の許可の更新の考え方については、令和3年2月17日に開催しました「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議(第7回)の資料を参照ください。

44	公募占用 指針	第2章(3) 3)	再生可能エネルギー電気の供給を開始する日は、単一の日となる の理解で相違ないか。系統契約毎に運転開始予定日の設定をする ことも可能か。	17 番の回答をご覧ください。
45	公募占用 指針	第2章(3) 3)	運転開始期限日について、「促進区域と一体的に利用する港湾を使 用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざ るを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅ら せた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。」とされていま す。 事業全体のスケジュールは、2019年4月に公表された審議 会の中間整理に基づき、公募占用計画提出から事業者選定に要す 期間を約5か月と見込んで策定することとなりますが、事業者選定に 要す期間が5か月以上となる場合、その程度によっては、当初事業 者が設定した運転開始期限日を遵守できなくなる虞があります。 事業者選定期間については、事業者が管理できる性質のものではな いことから、事業者選定期間が5か月を超えた場合については、運転 開始期限日の延長を認めることとしていただけないでしょうか。	同上
46	公募占用 指針	第2章(3) 3)	能代市三種町男鹿市海域にける公募占用指針と比較して、「なお、 複数の系統契約(2,000kW以上)による場合系統契約毎に運転開始 予定日の設定が可能」という記載が削除された意図は何か。今回 について、系統契約が複数となる場合、運開始予定日は一律で設定 する必要があるということか、確認させていただきたい。	同上

47	公募占用 指針	第2章(3) 3)	<p>「運転開始予定日」の記載方法として、発電設備の部分ごとに異なる日を記載することを許容して頂きたい。許容できる場合は、その旨を明記頂きたい。仮にこれが許容されず、運転開始予定日(=FIT 調達期間の開始日)は発電設備全体で揃えないといけないとしても、運転開始予定日(=FIT 調達期間の開始日)前に FIT によらない売電ができることを明記いただきたい。</p>	<p>先行事業者の確保している系統連系契約は1本となるので、運転開始予定日は1つの設定となります。また、運転開始日(海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日)以前に、商業運転することは想定しておりません。</p>
48	公募占用 指針	第2章(4) 1)	<p>「海域占用開始(海洋工事開始):法第17条第1項に基づき公募占用計画が経済産業大臣及び国土交通大臣に認定された日から原則6年以内」から「事業の実施時期(運転開始予定日):再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた日から起算して8年が経過した日以前」の期間は始期の違いにより最大3年6か月となる。系統側都合等、公募占用計画認定日から6年以内の海域占用開始(海洋工事開始)が合理的な建設スケジュールでない場合も想定される。FIT 未稼働案件への対応を踏まえたルールであるとの理解だが、事業の実施時期(運転開始予定日)が規定されており、海域占用開始時期の規定は不要ではないか。</p>	<p>「再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた日から起算して6年以内」に修正します。</p>

49	公募占用 指針	第 2 章(4) 3)	<p>公募占用計画認定の有効期限 30 年とすると、FIT 認定後に行われる占用許可後の占用期間は 30 年間を確保することは実質的に不可能となる。海外での洋上風力発電の事業期間を踏まえると、実質 30 年未満の占用期間は十分でなく、事業の収益性、ひいては国民負担の軽減という観点からも望ましくない。実質的な占用期間を 30 年間確実に確保できるよう設定いただきたい。また、占用許可の延長について、現時点で事業者が見通しを持てる明確な方針を示していただきたい。</p>	<p>認定の有効期間については、FIT 制度の調達期間が 20 年であることと、環境影響評価や設計、施工の期間を考慮して最大 30 年としています。占用期間については上記を踏まえて公募占用計画の認定期間内に設定することとしています。</p> <p>占用の許可の更新の考え方については、「既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること」等、現時点での考え方について令和3年2月17日に開催しました「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議(第7回)の資料にまとめておりますので、参照ください。</p>
50	公募占用 指針	第 2 章(4) 3)	<p>「本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の本促進区域内海域の占用の期間は、占用の許可を受けた日から 30 年とする。ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る。」について、現行の制度では、再エネ海域利用法第 17 条第 1 項に定める公募占用計画の認定と、同法第 10 条第 1 項に定める促進区域内海域の占用の許可は、別の手続きとして規定されているが、これらを単一の手続きとする、ないし、事業者が両者の手続きを同時に進めることができるよう運用することにより、占用の期間を 30 年確保できるよう対応されたい。</p>	<p>占用許可申請は公募占用計画認定後に行っていただく必要がありますが、公募占用計画の認定申請と並行して、占用許可の申請に係る事前調整を行うことは可能です。</p>

51	公募占用 指針	第2章(4) 3)	<p>「本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の本促進区域内海域の占用の期間は、「占用の許可」を受けた日から30年とする。ただし、「公募占用計画の認定」の有効期間内に限る」との記載あり。また、Round1の公募占用指針パブリックコメント(地域共通 No.67)によると「占用の許可」と「公募占用計画の認定」は別の手続きとの回答あり。</p> <p>①「占有の許可」の有効期間は30年間であるが、「公募占用計画の認定」の有効期間(30年間)内に限るとの条件が付いている。また、「占用の許可」は「公募占有計画の認定」の後となることから、「占有の許可」の実質的な有効期間は30年より短くなることを確認頂きたい。</p> <p>②事業者が長期間の操業を前提として供給価格の低下を図ることが出来るように、「占用の許可」の実質的な有効期間を30年とするような法制度を検討頂きたい。</p>	<p>認定の有効期間については、FIT制度の調達期間が20年であることと、環境影響評価や設計、施工の期間を考慮して最大30年としています。占用期間については上記を踏まえて公募占用計画の認定期間内に設定することとしています。</p>
52	公募占用 指針	第2章(4) 3)	<p>公募占用計画認定の有効期間は30年とあるが、事業者がコントロールできない系統接続工事遅延、激甚災害やパンデミック・戦争等の不可抗力事象による工程遅延の発生時には有効期間の延長が認められるべく、明記いただきたい。</p>	<p>占用の許可の更新の考え方については、「既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること」等、現時点での考え方について令和3年2月17日に開催しました「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議(第7回)の資料にまとめておりますので、参照ください。</p>

53	公募占用 指針	第2章(4) 4) iii ①	「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費(海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない。)の70%とする。」と記載ありますが、施工の費用は各事業者や協力会社により大きく異なることが予想されます。この場合、施工費用の安い事業者は撤去費用も小さくなり、価格競争力を持つこととなりますが、当理解で正しいでしょうか。	撤去費用の定義は記載のとおりです。なお、第2章(5)4)に記載のとおり、撤去費用の金額については、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、海洋における建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更することとしています。
54	公募占用 指針	第2章(5)	9ページの15行目「あたって」と、同19行目「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご意見を踏まえ修正しました。
55	公募占用 指針	第2章(5) 1)	「洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施にあたっては、選定事業者は関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長と十分に調整し、十分な理解がなされるように努めること。」とありますが、「十分な理解がなされている」と証明するための書面等が必要となるか。また必要となる場合は本公募時点で必要となるのか。	必ずしも公募時点で十分な理解がなされていることを証明する必要はありません。第6章(2)3) xi)に記載のとおり、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料をご提出ください。

56	公募占用 指針	第2章(5) 2)	協議会の実務者会議にて漁業影響調査の手法が検討されており、この内容が協議会の意見とりまとめにて事業者に求められるものとなると思われますが、調査項目は多岐に渡り、また各調査内容の意義、精度の疑問や、研究室の水槽レベルでも可能なものなどもあり、また結果を誰がどう判断するかについても示されておりません。このような状態でこれが他の海域についてもモデルとなり適用されれば全促進区域で多大な費用をかけて同じような調査を行うこととなります。例えば、水中音の影響(水槽レベルで実施可能と考える)や蜻蛉集した魚による稚魚の捕食などは国の調査機関で調査研究を行い事前に結論を出しておき、影響がないものは実施しないなどの整理が可能と思われますがいかがでしょうか。	いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
57	公募占用 指針	第2章(5) 3)	廃坑井が万が一損傷したとしても、海洋環境に影響がないことを確認できれば問題はない、との理解でよいでしょうか？また、倒壊影響距離を考慮する必要はありますか？	「問題はない」の意味するところが明らかではありませんが、情報提供資料に最終鉱業権者からの要請事項がありますのでご確認ください。
58	公募占用 指針	第2章(5) 3)	廃坑井について、Round1の能代三種男鹿案件では設置を行った鉱業権者への問い合わせが可能との記載がございましたが、本件においては削除されております。かかる問い合わせの実施はできず、国による開示情報のみの確認にとどまるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	公募占用 指針	第2章(5) 3)	本促進区域内の廃坑井について、現状は本促進区域が鉱業権に設定されている事実はないとの認識でよろしいでしょうか？また、海洋環境に影響を及ぼさないようにすることは当然ですが、廃坑井を残さずに撤去することが最終鉱業権者の責務との見方もできますが、見解をご教示いただけますでしょうか。	現在は鉱業権は設定されていません。情報提供資料に最終鉱業権者からの要請事項がありますのでご確認ください。

60	公募占用 指針	第2章(5) 4)	p.34-35において①促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合②港湾区域に海底送電線等を配置する場合③近隣の促進区域に海底送電線等を配置する場合といったケースが想定されているが、①～③においても本促進区域内を対象に定められた「促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項(法第13条第2項第12号)」がそのまま適用されるのか。	ご理解のとおりです。
61	公募占用 指針	第2章(5) 4)	公募入札段階における撤去の取り扱いについては、既の実施中の公募案件(能代三種男鹿沖等)と同様に以下の考え方で良いか。・公募占有計画では一部残置とするか、全撤去とするかのみ記入する。・撤去に関しては、工法をはじめとする技術面も評価の対象とならない	ご理解のとおりです。
62	公募占用 指針	第2章(5) 4)	公募指針より、運転開始日時時点でデコミッションング LC もしくは現金で撤去費全額を確保しておく必要があると認識している。1st Roundでのパブリックコメント No.176 では「海洋工事に係る事業費の70%をいくらずつ何年間で積み立てる事業計画になっているか説明してください。」と回答があるが、この回答における積み立てる事業計画というのは運転開始日までにどのように撤去費全額を確保する計画なのかを説明するということか。もしくは、運転開始日以降にデコミッションング LC から現金での撤去費積み立ての割合を変更・更新する場合には、その積み立て事業計画を説明するということか。	後者の、「運転開始日以降にデコミッションング LC から現金での撤去費積み立ての割合を変更・更新する場合には、その積み立て事業計画を説明する」という趣旨です。

63	公募占用 指針	第2章(5) 4) ii	「ii)本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。ただし、海防法対象施設の一部を残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合には、関係法令を遵守することとし、特に下記の事項に留意すること。」とありますが、撤去方法の別(全撤去か一部残置か)は評価上差がつかないという理解で正しいでしょうか。	撤去に際し、原則回復、一部残置のどちらを選択したかによる評価上の差はありません。ただし、施設を一部残置する計画を作成する場合には、関係法令を遵守して下さい。
64	公募占用 指針	第2章(5) 4) ii	該当箇所の海防法対象施設は海洋再生可能エネルギー発電設備のうち何があてはまるのか明記いただきたい。	海洋汚染等防止法対象施設は、環境省が公開している「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」に記載されているため、そちらをご参照ください。
65	公募占用 指針	第2章(5) 4) ii	「一部残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」(環境省)において示されている「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」に留意」とある。「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」では、「海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当しない設備等(海底送電線、海底ケーブル等)の廃棄、..(中略)は、本資料の対象外」とあるが、海底送電線・通信ケーブルについても一部残置は可能であるとの理解でよいか。	海底送電線・通信ケーブルについては、海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当しないため、残置はできません。その取扱いについては、現在、関係省庁とともに検討中です。

66	公募占用 指針	第2章(5) 4) ii	撤去について、「なお一部残置することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」(環境省)において示された指針に従う」旨の記載がございますが、参照されている「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」(環境省)においては、合理的な疎明資料があれば一部を「海洋に捨てる」ことも容認されている理解となります。本件公募指針上の記載は、完全に撤去する以外の方法として「一部の残置」しか容認しないという趣旨でしょうか。「海洋に捨てる」ことが許容される場合、その旨を明示頂けますと幸いです。	例外的に環境大臣の許可を受けた上で、海洋に捨てることが可能であるため、これを踏まえた記載に修正します。
67	公募占用 指針	第2章(5) 4) ii	撤去方法を公募計画にて示し落札した後に、撤去時の残置処分の申請が審査で認められない場合、事業者側のコストだけで無く関係者との調整負担が大きいと思われるが、公募計画提出時における撤去方法の審査の目線と申請書提出時の審査の基準が異なるものなのでしょうか、御教示ください。	一部残置を前提とした公募占用計画を作成した場合、海洋汚染等防止法に基づき、撤去工事着手までに環境大臣の廃棄の許可を得て、公募占用計画を変更する必要があります。なお、第2章(5)4) iii)に記載のとおり、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、環境省を含む関係省庁に相談の上、海洋における建設工事着手日までに、撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更することとしております。
68	公募占用 指針	第2章(5) 4) ii	「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方(仮称)」のパブコメ期間は終了しておりますが、当該考え方を踏まえた撤去の方法に関し、今後、コメントや意見がある場合、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」のパブコメが開かれるまではコメントや意見を述べることは難しいのでしょうか。公募占用計画の中で、撤去の方法に加え、撤去方法等の提言をさせて頂くことが可能であれば、その点明確化して頂ければと存じます。	「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」における今後の意見受付予定については、本パブリックコメントでの回答を差し控えさせていただきます。公募占用計画の中では、第2章(5)4)に記載のとおり、撤去方法を見直すことは可能ですが、提言については計画変更手続きの一環として拝見いたします。

69	公募占用 指針	第2章(5) 4) ii	10ページの丸数字2の「再エネ海域利用法」はどの法律を指しているのか？	ご意見を踏まえ修正しました。
70	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii	12ページの2行目「または」と、同13行目「又は」は、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご意見を踏まえ修正しました。
71	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii	12ページの最下行から上に4行目「土曜日、日曜日又は祝日」に加えて、行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に定める「十二月二十九日から翌年の一月三日までの日」も対象としたほうがよい。	ご意見を踏まえ修正しました。
72	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii①	『海洋における施工費(海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車、ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない。)の70%とする。』に関して、海洋施工費の詳細内訳は事業者側にて提示という理解でいいか？コミッシングに伴う費用や稼働検査・引渡し検収費用等、撤去に馴染まない費用は、撤去費用の計算から事業者判断にて外すことができるという理解でいいか？	53 番の回答をご覧ください。

73	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii ①	<p>「公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費(海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない。)の70%」とあるが、建設の海洋施工費は高くなるものの、撤去費用の低減を目的とした施工方法の立案を行った場合、現状のルールでは一律海洋施工費の70%の計上となってしまうという理解でよいか。その場合、全体コストが高く見えてしまい採算性が低くなってしまいますが、それをもって事業の実現性等の公募上の評価が落ちることはないということによいか。</p>	<p>撤去費用については環境大臣の許可や今後の技術開発等による影響を大きく受けると考えており、現時点で確度の高い金額を計上することは困難と考えているため、事業者間の評価に差異が極力生じないよう、一律、海洋における施工費の70%を計上することを求めているものです。</p>
74	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii ①	<p>「ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、海洋における建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。」について、撤去に係る公募占用計画の変更につき、いつまでに必要か(公募占用計画の認定からどの程度の期間内に必要か、建設工事着手日どの程度前までに必要か)変更申請を出してから、変更許可が下りるまでの見込みのタイムラインを示してもらいたい。</p>	<p>一部残置を前提とした公募占用計画を作成した場合、海洋汚染等防止法に基づき、撤去工事着手日までに環境大臣の廃棄の許可を得て、公募占用計画を変更する必要があります。許可手続きの詳細については、環境省が発表した「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」をご参照ください。なお、第2章(5)4) iii)に記載のとおり、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、環境省を含む関係省庁に相談の上、海洋における建設工事着手日までに、撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更することとしております。</p>

75	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii ①	公募段階における撤去費用について、「陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない」とされているが、事業期間後の陸上送変電設備の撤去は想定していないということか。また、想定している場合、発生するコストへの対応は事業者裁量によるという趣旨と理解するが、当該コストを一律で含めないことで、各提案の事業採算性を評価するうえでの算定基準の統一が困難とならないか。	陸上設備について、事業期間終了後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に則り適切に処理いただく事になります。陸上設備の撤去費用については、洋上に比べ前例が多数あることから、事業者において適切な費用を見積もることが可能であると考えております。
76	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii ②	「保証状の更新が行えない等、撤去費用の金額の確保ができない場合には、占用許可の取り消しを行うことがある」旨記載がございますが、特段治癒期間等は設定されないのでしょうか。仮に治癒期間がある場合、何日程度が想定されるかご教示下さい。	選定事業者は海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務があるため、撤去費用の金額が確保されていないことが確認された時点で占用許可の取り消し事由となります。 なお取消し判断にあたっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認いたします。
77	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii ②	「但し、保証状の更新が行えない等、①の撤去費用の金額の確保ができない場合には、占用許可の取り消しを行うことがある。」とあるが、例えば1～2年ごとに更新することも可能とされているところ、事務手続き等により保証状の効力が一時的に消滅した場合においては、直ちに撤去費用の積立てを要する前に一定の治癒期間を設定してはどうか。	同上
78	公募占用 指針	第2章(5) 4) iii ②	「長期信用格付が、A-またはA3以上であることを要する。」について、投資適格以上を要件として頂きたい。	格付基準を変更することは想定していません。

79	公募占用 指針	第3章(2) 1)	一部のデータを公開する、又は守秘義務誓約の対象から外す、又は事業者の責任で二次提供可能とするなど、守秘性の程度に応じて誓約書提出の要件を緩和することを要望。系統、風況、地質情報を必要とするサプライヤーへの開示が可能ないように、NDA 内容を修正願いたい。	情報提供内容には、個社情報等、守秘義務の遵守が必要な情報が含まれることから、一定の条件のもと提供することとしており、国においても情報提供先を把握する必要があるために、現状の取り扱いとしています。
80	公募占用 指針	第3章(2) 1)	情報提供を受けるために協力企業も含めて誓約書を提出しているが、全協力企業の守秘義務の遵守に関する誓約書・印鑑証明書・企業概要資料、また一部企業には、海洋土工工事の実績を証する書類・関心表明書が必要となり手続き期間に時間を要している。例えば、国が実施している気象・海象・海底調査のデータについては一般的に公開することで、上記手続きを省略するなどの効率化を図ることができないか。	同上
81	公募占用 指針	第3章(2) 1)	「i)風況・海象等の調査の結果」、「ii)系統提供事業者から提供を受けた系統に係る契約等の情報」、「iii)本促進区域内の廃坑井の情報」いずれも事業検討に当たって必要かつ重要な情報であり、可能な限り早期に開示いただきたい。また、情報提供の開始時期について、前もって必要書類の準備を進めたいため、事前にアナウンスいただきたい。	情報提供については、可能な限り早期の開示に努めており、本公募に先立ち、令和3年11月29日付で情報提供申請の受付を開始しておりますので、下記 URL の通知に沿って申請を行って下さい。 ＜参考＞秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html

82	公募占用 指針	第3章(2) 2)	系統提供事業者から提供を受けた系統に係る契約等の情報の箇所 で、未払いの工事費負担金の額があるのであればその額及び支払 期日も開示対象としてご追記をお願いします。また未払分がないので あればその旨ご回答でお示ください。	令和3年11月29日付で情報提供申請の受付を開始して おり、未払の工事費負担金の額については、情報提供の 対象となっています。ご指摘を踏まえて指針の記載を修正 いたします。 ＜参考＞秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネ ルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供につい て https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html
83	公募占用 指針	第3章(2) 2)	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費(工事 費負担金等)について、未払の工事費負担金の額、未払いの工事費 負担金等の支払期日も併せて開示されたい。	同上
84	公募占用 指針	第3章(2) 2)	・受変電用地及び受変電設備の位置情報も重要な情報であるため、 開示していただきたい。	連系点については、「系統提供事業者から提供を受けた系 統に係る契約等の情報」において示しています。
85	公募占用 指針	第3章(2) 2)	工事費負担金の支払いスケジュールを系統情報と併せて開示するこ とを要望。開示される書類の作成日時時点で系統工事負担金の支払 が完了していない場合、それ以降の支払いスケジュールは黒塗りと せず開示すべき(財務計画上重要な項目)。	系統の情報については、系統提供事業者及び一般送配電 事業者に対し開示不可の部分を確認した上で、相当の理 由が認められる場合には非開示としたうえで情報提供する こととしています。
86	公募占用 指針	第3章(2) 2)	解析後のデータではなく、オリジナルのデジタルデータを頂きたい。 風況データ(即ち発電量)の不確実性を判断するために、以下のレポ ートが必要あり、頂きたい- 設置レポート- 測定器校正レポート- 設置後、データ品質検証レポート(第三者機関によるものが望まし い)	いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせて いただきます。また、観測機器の校正記録のレポートにつ いては、提供するデータの参考資料として添付しておりま す。

87	公募占用 指針	第3章(2) 2)	提供される予定となっている、「風況・海象等の調査の結果」について、集計・加工・解析等を施したのではなく、調査の際に収集された原データを提供されたい。	同上
88	公募占用 指針	第3章(2) 2)	データの提供に際して以下のレポートを併せて提供頂きたい 設置レポート測定器校正レポート設置後、データ品質検証レポート (第三社機関によるものが望ましい)	同上
89	公募占用 指針	第3章(2) 2)	国から開示を受けた系統、風況、地質情報を、事業者の判断により必要とするサプライヤーへ随時開示することが可能なように、NDA 内容を修正願いたい。	79 番の回答をご覧ください。
90	公募占用 指針	第3章(2) 2)	第3章(2)2)に定める、国から提供される情報(風況・海象等、系統、廃坑井)がいつ開示できるのか明記願いたい。可能な限り、促進地域指定後に即開示願いたい(例: 入札の9カ月等)。	81 番の回答をご覧ください。
91	公募占用 指針	第3章(2) 2)	承継する系統容量に付随する事業資産等の情報について、情報が提供されない場合には事業者選定後に承継する義務は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	系統提供事業者が有する事業資産等の承継については、公募占用指針第9章(4)2)及び別添5. のとおり、系統提供事業者と選定事業者間で承継の可否やその条件を誠実に協議・交渉いただくものです。
92	公募占用 指針	第3章(2) 2)	国で観測している風況観測地点について、観測の継続性の観点から、国の観測期間終了後は当該地点を事業者で使用することは可能でしょうか。	国の観測期間の終了時点では公募により選定される事業者が決定していないことが見込まれ、引き継ぐべき事業者が確定しないため、観測地点を事業者を引き継ぐことは想定していません。

93	公募占用 指針	第3章(2) 2)	承継する系統容量に不随する事業資産等の情報のうち 発電事業者が自己の責任で敷設する自営線や、海底送電線・通信ケーブルの敷設状況等に関する情報等の中には、系統提供事業者が検討している海底ケーブルルートの情報も含まれるという認識でよいでしょうか。	令和3年11月29日付で情報提供申請の受付を開始しておりますので、その内容をご確認ください。 ＜参考＞秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html
94	公募占用 指針	第3章(2) 2)	「系統にかかる契約等の情報」等について、特段の開示制約が課される情報等がございましたら事前に明示頂けますでしょうか。	令和3年11月29日付で情報提供申請の受付を開始しておりますので、その内容をご確認ください。 ＜参考＞秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html
95	公募占用 指針	第3章(2) 2) i	・観測した生データ及び観測機器の諸元 ・風況観測塔、鉛直ライダー及びスキャニングライダー設置工事の際の設計図や設置報告書（アーム角度や各機器の設置地上高さなど） ・測定器の構成レポート も併せて提供いただけないか。	86 番の回答をご覧ください。

96	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	承継する系統容量に付随する事業資産等の情報について、適格な情報が提供されない場合には事業者選定後に承継する義務は生じない理解でよいか。また、系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費(工事費負担金等)及びその支払日は提供情報に含まれているが、今後の支払いスケジュール(金額、時期等)も提示が必要ではないか。	系統提供事業者が有する事業資産等の承継については、公募占用指針第9章(4)2)及び別添5. のとおり、系統提供事業者と選定事業者間で承継の要否やその条件を誠実に協議・交渉いただくものです。また、系統の情報については、系統提供事業者および一般送配電事業者に対し開示不可の部分を確認した上で、相当の理由が認められる場合には非開示とした上で、情報提供することとしています。
97	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	1st Round の公募占用指針では系統に係る契約等の情報は、発電機情報や力率、三相短絡容量計算書の情報を除いたものと定義されていたが、今回はそれらの情報も提供されるということか。各事業者がそれぞれの設備構成で接続検討を申請するのであれば、各事業者の計画に係る上述のような情報は競争性を担保する上でも提示する必要が無いと思われるため、各事業者特有の計画については取り除くべきと考える。	令和3年11月29日付で情報提供申請の受付を開始しておりますので、その内容をご確認ください。 ＜参考＞秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html
98	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	1st Round の公募占用指針では「承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報」欄に”未払の工事費負担金の額等”が記載されているが、今回は削除されている。今回、未払の工事費負担金の額等については情報提供されないという理解でいいか。	令和3年11月29日付で情報提供申請の受付を開始しておりますので、その内容をご確認ください。 ＜参考＞秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html

99	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	1st round のパブリックコメント No.52 において”(試運転期間等)運転開始日以前に、商業運転することは想定していない”と記載がある。これは本公募においても同様という理解でいいか。	ご理解のとおりです。
100	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費(工事費負担金等)及びその支払日は提供される情報に含まれるが、国の情報提供時に今後の支払いスケジュール(金額、時期)についても提示してもらいたい。金額が大きく、事業性の変動が大きい。	85 番の回答をご覧ください。
101	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	系統提供事業者から提供を受けた系統に係る契約等の情報について、原案では系統提供事業者の支払実費とその支払日が開示されることとされています。但し、公募参加者が収支計画を策定するに際しては、承継が義務付けられる資産等の承継価格と残債の支払い時期を適切に把握する必要があることから、未払工事費負担額が存在する場合、当該金額と一般送配電事業者への支払スケジュールも開示対象とすべきではないでしょうか。	同上
102	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	過去の公募占用指針(「秋田県能代市・三種町・男鹿市沖」等の 1st ラウンド)では、「承継が義務付けられる試算等の承継価格を算出するために必要な情報」として、「未払の工事費負担金の額等」という記載があった。今回の公募占用指針案では、当該記載がないため、未払の工事負担金がないとの理解で相違ないか、念のため確認をさせていただきたい。	82 番の回答をご覧ください。
103	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	「承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報」について、過去の公募占用指針では記載されていた「未払の工事費負担金の額等」の記載がございませんが、開示対象の情報から未払の工事費負担金の額を除外するという趣旨でしょうか。	同上

104	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費(工事費負担金等)について、未払の工事費負担金の額、未払いの工事費負担金等の支払期日も併せて開示されたい。	同上
105	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	「系統に関する契約等の情報」として、「契約書及び接続検討回答書等の情報」とあるが、契約書や接続検討回答書が開示されるという認識で相違ないか。具体的にどのような情報が開示対象となっているのか。	令和3年11月29日付で情報提供申請の受付を開始しておりますので、その内容をご確認ください。 ＜参考＞秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/sentei/akita_happou_info.pdf https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html
106	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	提供いただける情報のうち「系統に係る契約等の情報」として、工事費負担金契約に関わる一般送配電事業者の契約業務の着手時期の情報を追加していただきたい。	情報提供の内容をご確認いただいた上で、一般送配電事業者にご相談ください。
107	公募占用 指針	第3章(2) 2) ii	提供いただける情報のうち「系統に係る契約等の情報」として、「系統提供事業者から提供を受けた系統連系に関する契約書や接続検討回答書等の情報」のなかに一般送配電事業者の既設設備または新設する設備の位置の情報が含まれない場合は、別紙に連系設備やアクセス線など関連設備の具体的な計画位置を追加して欲しい。	同上

108	公募占用 指針	第4章	「なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて上記の 取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表する。」について、他海域の公募占用指針案へのパブリックコメントへの回答として「自然災害等による運転開始の遅延は事業者が負うべき一般的なリスク」との見解を述べられていたが、新型コロナウイルス感染症による影響については事業者の負うべきリスクではないと考えるため運転開始予定日の延期が可能などの規程を設けるべきではないか。また、国外で生産する機器もあることから、国内のみならず海外における感染拡大についても上述の規程の対象とするべきではないか。	28 番の回答をご覧ください。
109	公募占用 指針	第4章(1)	・可能な限り早期の系統情報の提示、入札期間の長くすることでケーブルルートの検討期間を長くすることを要望。 ・公募占用指針に提供見込み時期を明記することを要望。	81 番の回答をご覧ください。
110	公募占用 指針	第4章(1)	・系統情報や契約情報など、必要な情報が纏まるのを待つのではなく、個々のアイテムごとに開示可能な情報は早期に開示を要望。 ・国が調査を開始した時点でその具体的な調査内容、調査地点などを開示を要望。 ・有望区域、または有望区域候補として選定された地域は国が取得した調査データを取得後、直ちに開示を要望。(促進区域指定を待たない)	同上
111	公募占用 指針	第4章(1)	系統・指定港湾情報、風況、地質情報を、促進地域指定後に即開示願いたい(例: 入札の9カ月前)1週間に短縮願いたい。	同上

112	公募占用 指針	第4章(1)	選定結果公表は令和〇年〇月頃となっているが、選定に時間がかかり選定結果の公表が遅れた場合には、その後の調査・建設工程への影響が出ることとなります。この場合、占用計画に示した事業開始時期の再設定は認められるのでしょうか。	41 番の回答をご覧ください。
113	公募占用 指針	第4章(1)	選定結果公表は令和〇年〇月頃となっていますが、選定に時間がかかり選定結果の公表が遅れた場合、建設工程への影響が考えられます。この場合、運転開始期限等の延長は認めていただきたい。	同上
114	公募占用 指針	第4章(1)	実際の選定結果の公表が指針に定める予定月より2か月以上後ろ倒しとなった場合、公募占用計画に記載した運転開始予定日について合理的な範囲で再度設定させていただきたい。	同上
115	公募占用 指針	第4章(1)	第1ラウンドでは質問受付期限から3か月後の回答であったが、より早いタイミングでの回答開示を期待したい。	質問数も踏まえ、可能な限り早期に対応させていただきます。
116	公募占用 指針	第4章(1)	第1ラウンドでは質問受付期限から3か月後の回答であったが、より早いタイミングでの回答開示を期待したい。	同上
117	公募占用 指針	第4章(1)	公募開始時に1年間分の風況データ開示が難しい場合でも、公募終了までの時間的猶予を持って残データを開示していただきたい。	風況データについては、観測終了後速やかに提供できるよう努めてまいります。
118	公募占用 指針	第4章(1)	公募開始時に1年間分の風況データ開示が難しい場合は、公募終了までの時間的猶予を持って残データを開示いただくと共に、公募開始時に本公募海域の近隣の海域のデータを公開する等で、早期に検討を進めることができる対応をご検討いただきたい。	同上
119	公募占用 指針	第4章(1)	前回の公募(「秋田県能代市・三種町・男鹿市沖」等の1stラウンド)時のスケジュール同様に、公募開始2か月前には「海象・海底等の調査結果」及び「系統提供事業者から提供を受けた系統に係る契約等の情報」の開示請求を可能としていただきたい。	81 番の回答をご覧ください。

120	公募占用 指針	第4章(1)	「公募占用指針に記載のスケジュールに変更が見込まれる場合は1か月程度事前に周知を行う。」等の追記をご検討いただけないか。	評価に関わるヒアリング時期等のプロセスについて、なるべく事前に通知できるよう検討いたします。
121	公募占用 指針	第4章(1)	公募占用計画提出から選定結果公表までの期間で実施の想定される①プレゼンテーション及び②ヒアリングの有無並びに③スケジュールについて指針に明記いただきたい。	同上
122	公募占用 指針	第4章(1) 4)	選定結果公表に記載の時期を基に事業スケジュールを計画することとなるため、本時期は遵守していただきたい。また、もし公表時期が遅延した場合、それに伴う事業スケジュールの遅延により運転開始日が遅れることとなった場合、それに伴い運転開始予定日も遅らせることができる、という理解で問題ないか。なおこの場合、現地での調査や施工は季節性を加味する必要がある点に留意していただきたい。	41番の回答をご覧ください。
123	公募占用 指針	第4章(1) 4)	選定結果の公表時期について、公募開始時点で公表期日の確定が困難なことは理解します。一方で、選定通知日を起算として短期的に行う内容(SPC 設立や保証金支払、系統接続契約の承継等)もあることから、公表時期の目途がつき次第、公表予定日を示すことを明記いただけないでしょうか。	選定事業者を選定した場合、選定された者および非選定者に対して通知後、速やかにHPへ掲載し公表いたします。なお選定にあたって留意事項を付す場合は、選定通知の送付時に、当該留意事項を踏まえて事業を実施する場合にも事業者選定を希望するかについて、当該者に対し意見聴取をいたします。
124	公募占用 指針	第4章(2)	「回線の都合により、1社につき1回線での接続に制限する予定。」とあるが、1社につき十分な数の複数のログイン数を確保されたい(例えば5アカウントでのログインを可能とする等)。それが困難な場合は、説明会の時間を複数設ける等、1社につき複数のログイン数が確保されるような開催の態様を検討されたい。	ご意見を踏まえ、1社につき3回線までの接続を可能とします。

125	公募占用 指針	第 4 章(4)	質問が受領されたことを確認するプロセスを設けられたい。例えば、受信者から受領確認のメールを一定時間以内に返信することや、提出先に着信確認の電話連絡を行うことが想定される。	ご意見を参考に、今後の運用は検討いたします。
126	公募占用 指針	第 5 章(1) 1)	「コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成される SPC(本公募に係る事業の実施のみを目的とする会社をいう。以下同じ。)を設立」とありますが、SPC として公募に参加する場合であって、落札後に議決権を保有する構成員として SPC に参加することを誓約している企業がある場合、当該企業は公募参加(入札)時点では SPC に出資していなくても、SPC に出資している前提で構成員として評価されますでしょうか。ご見解をご教示いただけますと幸いです。	SPC の構成員として評価されると考えます。
127	公募占用 指針	第 5 章(1) 1)	「公募占用計画の提出前に、SPC を設立していた場合は、当該 SPC を活用することは差し支えない」という記載あり。一方、公募占用計画提出前の SPC 設立が可能であることは理解するものの、「公募占用計画提出前の SPC 設立」・「SPC としての入札準備(例: SPC が各種アドバイザーと契約締結)」、「SPC 名での公募占用契約の提出」等を行うこと自体は、入札(例: 事業実現性の評価)においてプラス評価にならないことを確認頂きたい。	コンソーシアムでの参加と SPC での参加の違いのみをもって、評価上の差異はありません。

128	公募占用 指針	第5章(1) 2)	<p>これまでの一般海域における公募占用計画においては記載されていなかった以下の点につき、ご確認いただけますでしょうか。①第5章(1)2)vii)において「公募占用契約提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」と追記されておりますが、公募占用計画の提出段階では、近隣の促進区域の選定事業者との間で、港湾利用のスケジュールや系統利用(連系点までの自営線の計画など)に関する確認、協議、調整の機会を持つことが一切許容されないということになりますでしょうか。②第5章(1)2)ix)において「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」と追記されておりますが、コンソーシアムが、選定結果の公表前において、JV組成や子会社の設立等についてプレスリリースすることも禁止されるのでしょうか。公募開始前に既にプレスリリースが行われている場合には、どのように取り扱えばよろしいのでしょうか。また、「選定結果の公表前において」とは、公募占用計画の提出後、公募結果の公表前との理解でよろしいでしょうか。公募占用計画の提出前であれば、公募に関心を有する企業(公募参加予定者)同士でコンソーシアムを組成するために、お互いに公募参加意思を確認せざるを得ないかと存じます。</p>	<p>①については、近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もあるため、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するものです。</p> <p>②については、公募占用指針の公示後、選定結果の公表前において、公募参加者は、公募参加意思の表明や公募占用計画提出に関する事実に係るプレスリリース等により、公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示してはならないこととします。なお、他法令に基づく手続きによる資料公表や、公募占用計画の策定に必要な調整過程における守秘義務を結んだ上でのコンソーシアム又はSPCの組成や協力企業等との協議における公募参加意思や公募占用計画の内容確認は意図的な開示に含まないこととします。なお、同期間中に、資金調達への支障など特段の事情が発生し、公募参加の事実に関し広く情報開示することが必須となる場合には、国に相談してください。</p>
-----	------------	--------------	--	--

129	公募占用 指針	第5章(1) 2) i	公募参加資格に関して、「SPC により公募に参加する場合(以下「SPC 参加の場合」という。)には、SPC の議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となるが、この場合には、SPC の議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件(別添4の2(1)の要件を除く。)を満たす必要がある。」とございますが、無議決権出資企業に関しては上記公募参加資格として記載されている各要件を必ずしも満たす必要はないということでしょうか。また、協力企業に対しては別添4の公募参加資格3((3)イ、ウ、オを除く)に該当することがないよう管理することが定められておりますが、無議決権出資者に対してこのような管理義務は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	(別添4)公募参加資格3(3)カを除き、ご理解のとおりです。
130	公募占用 指針	第5章(1) 2) ii	プロジェクトファイナンスの場合でも、一定程度自己資金を利用することになりますが、この場合でも事業者名義の誓約書が必要でしょうか。	全額プロジェクトファイナンスによる場合は事業者名義の誓約書は不要ですが、一部自己資金を活用する場合は、事業者名義の誓約書もご提出ください。
131	公募占用 指針	第5章(1) 2) iv	海域調査について、地元関係者への接触を公募事業者ではなく調査委託業者へ依頼した場合は公平性・公正性・透明性を阻害することなく調査可能となるか。具体例として挙げている海域調査以外に、風況調査や環境アセスメント等に関しても、公平性・公正性・透明性を確保しながらであれば事業者或いは調査委託事業者が調査をおこなう為の接触を行うことは可能となるのか。	公平性・公正性・透明性を確保しながらであれば、事業者或いは調査委託事業者が事業計画の策定の為に必要な調査等に伴う地元関係者との接触については問題がないと考えます。
132	公募占用 指針	第5章(1) 2) iv	「公募参加意思」とは、促進区域指定前の段階で、当該地域での事業検討を示唆する内容を含む情報発信も該当しますでしょうか。特に注意すべきタイミングがあればご教示ください。	128 番の回答をご覧ください。

133	公募占用 指針	第5章(1) 2) iv	自社 HP における配慮書等の電子縦覧も「プレスリリース等による周知」に含まれるでしょうか。	同上
134	公募占用 指針	第5章(1) 2) iv	「公募占用計画の内容等」とは、詳細な情報を含まない場合(具体的には、取引先を示唆するような内容を含まない場合等)でも該当すると解釈すべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	公募占用 指針	第5章(1) 2) iv	意図せず報道などにより、公募参加者名が開示されることが見受けられますが、こうした公表に関してはどのような対応策をお考えでしょうか。	本規定の趣旨は、公募参加者による意図的な公募参加情報の流布による世論形成や談合防止、第三者委員会の匿名性評価の阻害など、公募の公平性、公正性に与える影響を鑑みて設けた規定です。事業者による意図的な情報開示や守秘義務徹底の不足による報道など、明らかに事業者の責によるものでない限り、本規定の趣旨の「意図的に開示」とは見なしません。
136	公募占用 指針	第5章(1) 2) v	協力会社において記載の事項に該当する事象が発生した場合でも、即座に応募の無効や選定事業者としての選定が取り消されることが無いようにお願いしたい。	即座の無効とすることは想定していませんが、違反状況等を勘案し、応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消され、更に他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないこととする可能性はあるため、厳に遵守事項の履行を求めます。
137	公募占用 指針	第5章(1) 2) v	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」とありますが、「近隣の促進区域」には公募実施済の促進区域、同時期に公募実施中の促進区域、公募実施予定の促進区域のすべてが含まれるのでしょうか。	近隣の範囲については、今回は「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の選定事業者を指します。

138	公募占用 指針	第5章(1) 2) vi	『本公募占用指針が公示された日(令和〇年〇月〇日)から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を粗大する態様(*1)による地元関係者(*2)への接触は行わないこと。』とあるが、具体的に該当する企業やコンソの応札資格剥奪を求めるプロセスは存在するか？	遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがあります。また、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあります。
139	公募占用 指針	第5章(1) 2) vi	「※1 なお、公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながら接触を行うことについては、これだけをもって、公募による事業者選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害するものではないと考えられるため、参加資格を失うことにはならない(ただし、上記の便宜供与等を伴う場合は除く。)」について、公平性・公正性・透明性の判断基準を例示的に示されたい。例えば、次の基準が考えられる。・不特定多数を参加の対象として、開催を一般に周知して行うイベントにおいて生じた接触であって、事業者選定の結果に関する働きかけが生じない態様で行われたものであること・教育機関等の非営利の法人が、地域振興や教育啓蒙等の公益的目的で実施するイベントにおいて生じた接触であって、事業者選定の結果に関する働きかけが生じない態様で行われたものであること・地元関係者との情報・意見の交換が生じない一方的な周知・広報活動であること	事案に応じて判断いたします。再エネ海域利用法の基本方針において、制度の運用に当たっては、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現することが掲げられておりますので、その趣旨に則り、事情に応じてご検討ください。なお、再エネ海域利用法第5章においては、偽計又は威力を用いて公募の公正を害すべき行為や談合をした者に関する罰則規定が設けられています。

140	公募占用 指針	第5章(1) 2) vi	①海域調査を実施する場合に、漁協組合から警戒船を出してもらおうといった対応を依頼する場合、備船費が生じることとなります、一般的な相場の金額であれば、かかる備船費の支払は禁止されている便宜供与に当たらないとの理解でよろしいでしょうか。②①に追加して協力金という名目での支払いを求められた場合はいかがでしょうか。特に、当該協力金の金額が、一定期間調査により海域を利用するため漁業の実施が制限されたことによる逸失利益と同程度である場合はいかがでしょうか。③また、海域調査を実施するに際して、他の事業者が既に漁協組合に対して一定の金額(上記の備船費や協力費など)の支払を行っていて、同水準の金額の支払がなければ、漁協組合の協力が全く得られないという場合において、他の事業者と同等の支払を行った留まるという事実をもって、便宜供与に該当する蓋然性が低いと整理することは可能でしょうか。	同上
141	公募占用 指針	第5章(1) 2) vi	協議会の構成員となっている関係省庁や自治体の元職員(公募開始時点では退職済み)に対する働きかけや、当該元職員を SPC や SPC の構成員で雇用すること自体は禁止されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、公務員は職務上知り得た秘密については在職中と退職後とを問わず、これを漏らすことは禁じられております。
142	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「公募占用計画の提出段階」とあるが、これは第4章(1)スケジュールに記載の「公募占用指針の配布開始」から「公募占用指針の受付期限」までという理解で問題ないか。	ご理解のとおりです。
143	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「公募占用計画の提出段階」とは公募開始から選定事業者の発表迄を指す、との理解でよいか。	同上

144	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。との記載がありますが、調整とはどのような事項でしょうか。	具体的には、近隣の促進区域の選定事業者と接触し、かつ、選定事業者の公募占用計画等の事業計画の内容や近隣の促進区域の選定事業者からの要求事項を聴取する行為等を指します。
145	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」について、「調整」の意味を具体的に規定されたい。本規定の趣旨が、例えば、公募占用計画の内容を事業者間で調整することにより公募の公正性が損なわれることを防ぐことであれば、本規定を次のように修正されたい。『vii) 公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者に対し、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様による接触を行わないこと。』	同上
146	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	本公募への参加及び事業に当たって遵守すべき事項として、「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」が挙げられているが、ここで禁止されている「調整」について、具体例を明確に記載して頂きたい。	同上
147	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	八峰能代の公募に参加している事業者を他の者という定義でよいのか。Round1の近隣促進区域に事業者として参加している者は該当しないか。	ご理解のとおりです。

148	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	八峰能代以外の促進区域で選定された事業者とは”調整”ができないということですが、「近隣」とはどの範囲を意味するのでしょうか。同一市町村、同一県内でしょうか。また、”調整”の具体的な定義をご教示頂けますでしょうか。、他の促進区域の選定事業者と連絡や協議を行ってもいけないという意味なのでしょうか。	近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もあるため、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するものです。近隣の範囲については、今回は「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の選定事業者を指します。 具体的には、近隣の促進区域の選定事業者と接触し、かつ、選定事業者の公募占用計画等の事業計画の内容や近隣の促進区域の選定事業者からの要求事項を聴取する行為等を指します。
149	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと」の意味するところを明確にさせて頂きたい。「近隣の促進区域」が具体的に指す地域(現在の記載では秋田県のどの地域までが「近隣の促進区域」と見なされるのか、また北海道・青森・新潟・千葉等も「近隣の促進区域」と見なされるのか不明確)、「調整」の具体的内容を明確にお示し頂きたい。	同上
150	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」とありますが、もし秋田県八峰町及び能代市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の公募参加事業者と、近隣の促進区域の選定事業者が同一だった場合は、本項目は該当されない点、念の為確認したい。	近隣の促進区域と本海域の公募参加者がSPCとして同じ法人格となる予定の場合など、同一法人として参加する場合、当該記載は該当しません。

151	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」について、この規定の趣旨を明らかにされたい。	近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もあるため、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するものです。
-----	------------	------------------	--	---

152	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	<p>本公募占用指針(案)第5章(1)2)vii)には、「自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」と記載されている(以下「本記載」という。)。本記載に関連して以下の3点をお伺いしたい。①本記載で定義されている「近隣の促進区域」という概念が、本公募占用指針(案)内でどのように用いられているかを見ると、専ら、「近隣の促進区域に海底送電線等を配置する場合」の規律に関連する概念として位置付けられているように理解される。そうすると、「近隣の促進区域」の定義である「自らが発電事業を実施しない促進区域」は、あくまで今回の促進区域(＝秋田県八峰町及び能代沖)と物理的に「隣接する」促進区域(＝秋田県能代市・三種町・男鹿市沖)を意味し、「調整」は、あくまで海底送電線等の配置場所に係る調整を意味する、という理解で正しいか。なお、かかる理解で正しい場合、本記載は、その意味すべきところを超えた広範な表現となっているようにも思われるので、ご修正されることをご検討いただきたい。②仮に、「調整」の意味が以上の趣旨に限定されないのだとすると、「調整」とは具体的にどのような行為か、ご教示いただきたい。③また、自らが発電事業を実施しない促進区域の選定事業者の構成員とコンソーシアム又はSPCを組成して本公募に参加することは、本公募占用指針(案)における公募参加資格(欠格事由)として規定されていないことから、当然に許容されており、従って、かかる組成自体や組成に必然的に伴う行為については、本記載における「調整」に該当せず、何ら禁止されていないという理解でよいか。</p>	<p>①については、近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もあるため、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するものです。近隣の範囲については、今回は「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の選定事業者を指します。</p> <p>②については、具体的には、近隣の促進区域の選定事業者と接触し、かつ、選定事業者の公募占用計画等の事業計画の内容や近隣の促進区域の選定事業者からの要求事項を聴取する行為等を指します。</p> <p>③については、組成に必然的に伴う行為の内容が定かではありませんが、基本的にはご理解のとおりです。</p>
-----	------------	------------------	---	---

153	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」と定められたが、能代市・三種町・男鹿市沖洋上風力発電事業(以下、能代三種男鹿案件)において選定された事業者の構成員が、能代三種男鹿案件での公募占用計画作成において得られた情報を使用して公募占用計画を作成することは認めて頂きたい。	当該記載は別海域の選定事業者との調整を禁じるものであり、当該企業が過去に得た情報を未知のものとするを求めているものではありません。
154	公募占用 指針	第5章(1) 2) vii	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」に関して、近隣の促進区域の選定事業者がコンソーシアムに含まれる場合は当該遵守事項に該当しないという理解でよいか。また、上記に関わらず、行政側で応募予定者から確認事項を集約するなどし、近隣促進区域の選定事業者へ照会できる機会をいただけないか。	調整は選定事業者が行うものであって、選定事業者の構成員に調整権限はないものと考えております。また、公募参加予定事業者から国が確認事項を集約し、当該近隣の促進区域の選定事業者に回答を求めることとし、当該選定事業者の了解を得られた場合には、得られた回答を希望する公募参加者に情報提供いたします。詳細については当該近隣の促進区域の選定事業者を確認の後、公募開始後に周知いたします。
155	公募占用 指針	第5章(1) 2) viii	「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域(以下「近隣の促進区域」という。)の選定事業者との調整を行わないこと。」とあるが、近隣の促進区域とはどの促進区域までが対象となるのか。秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に加え、秋田県由利本荘市沖(北側、南側)も対象となるのか。また、千葉県銚子市沖は対象となるのか。	近隣の促進区域の選定事業者の関係者が本公募に参加する可能性もあるため、公募の透明性、公正性の観点から、公募占用計画提出段階においては近隣の促進区域の選定事業者との調整を禁止するものです。近隣の範囲については、今回は「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の選定事業者を指します。

156	公募占用 指針	第 5 章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」とあるが、地域住民に向けた環境影響評価に関する説明会や環境影響評価に関するプレスリリースは、それだけを以て公募参加の意思を示しているわけではないため、「意図的な開示」に該当しないという理解で問題ないか。	128 番の回答をご覧ください。
157	公募占用 指針	第 5 章(1) 2) ix	公募占用指針(案)の第 5 章(1) 2) ix)に公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等として「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」が挙げられておりますが、具体的にどのような行為が禁止されるのでしょうか。	同上
158	公募占用 指針	第 5 章(1) 2) ix	当該地域における洋上風力発電の開発に伴う環境アセスメントの実施や結果について、ホームページ等で公表することは、公募占用指針(案)の第 5 章(1) 2) ix)に記載の「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」の違反行為とみなされるのでしょうか。	同上
159	公募占用 指針	第 5 章(1) 2) ix	選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこととあるが、いつからが対象になるのか。また、何を以て意図的なのか。プレスリリースとは一般的な公表行為であるが、他の公募参加者に対して開示しないと限定していることとの整合性がとれない。禁止行為を明確に示していただきたい。	同上

160	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと（プレスリリース等による周知を含む。）。」について、上場企業として、投資家向け広報活動の観点から特定の情報を開示することが広報戦略上重要となる場合も想定され、公募上の本制約とのコンフリクトが生じる可能性が予見される。その場合は一定の要件を満たせば（例えば公募占用計画の中身を明示的に開示しない等）開示が可能であることを明記されたい。	同上
161	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	公募期間中および審査期間中に環境影響評価法に基づく手続きをする場合は、「他の公募参加者に公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと」という遵守事項に抵触することになるのか。また、抵触するような意図的な開示というのはプレスリリース以外でどのようなものがあるか具体例を明示いただきたい。	同上
162	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと（プレスリリース等による周知を含む。）。」とあるが、どの時点から開示不可となり、どの時点から開示が可能になるのか。また、環境アセスメントへの着手は公募参加意思の開示に該当しないという整理で良いか。	同上
163	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	第5章(1)2) ix)のうち「公募参加意思」の記載を削除頂きたい。	同上

164	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	第5章(1)2) ix)においては、公募占用計画の提出を行う(行った)事実や、公募占用計画の内容そのものの意図的な開示を禁止するものであり、これらに直接言及しない形で、風況調査・環境影響評価の実施などの事実行為の公表を含め、「公募参加を目途に開発を行っている」旨の公表・開示は妨げられるものではないとの理解でよいか。	同上
165	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこととあるが、環境影響評価における公告・縦覧等の手続きは問題ないということでしょうか。	同上
166	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む)」との記載あり。 ①公募参加意思・公募占用計画の内容非開示は公募参加者に対してのみ適用となり、それ以外の関係者(建設業者・機器供給業者・各種アドバイザー・政府・地方自治体等)に対しては適用され無いことを確認頂きたい。 ②他の公募参加者に対して公募参加意思・公募占用計画の内容非開示義務が課されるタイミング(例:入札公示後、応札後)を御教示頂きたい。 ③環境影響調査の実施(例:配慮書の公示)の際に公募参加者名が開示されるが、これは問題無い旨を確認頂きたい。 ④公募参加者が公表されていない中、コンソーシアムメンバー招聘時の協議において、相手企業が公募参加者と知らずに自社の公募参加意思を伝えた場合の取り扱いを御教示頂きたい。	同上

167	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において」とあるが、どの時点から意図的な開示をしてはいけないのでしょうか？例えば、既にプレスリリースをしている場合、もしくは公募の開始のアナウンス前にプレスリリースする場合の取り扱いはどうなるのでしょうか？	同上
168	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	環境影響法の一環としては、自社ホームページで配慮書等を電子縦覧することは、該当しないという理解で正しいでしょうか？	同上
169	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	他の公募参加者に対して公募参加意思を意図的に開示しないこととあるが、協力企業の候補となる企業等に対して、自らが公募参加意思のあることを明示して各種協議を行うことについて差し支えないとの理解で相違ないか。	同上
170	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、応募占用計画の内容を意図的に公表しないこと」とありますが、当該海域への応札検討を行っている他事業会社/コンソーシアムへの参画表明、または応札に向けた新たな協業検討開始等の表明も「公募参加意思の意図的公表」に該当するのでしょうか。仮にこれらも禁止事項に該当するとした場合、既に当該海域では複数の事業者が同様の表明・プレスリリースを行っていることから、事業者間の公平性が担保されないと考えます。従って、本項で規定する禁止事項としては、最終的な応札の参加・不参加の事実・公募占用計画の内容の公表に限定してはいかがでしょうか。	同上

171	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む)」と定められたが、環境影響評価法に基づく各手続きに関するプレスリリース等については環境保全の見地からの社会の意見を広く求め、環境影響に配慮したより実現性の高い事業計画の策定を進めるために必要な行為であることから、環境影響評価法に基づく各手続きに関するプレスリリース等は規則違反の対象外という理解で良いか。	同上
172	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	環境影響評価法に基づく公告、縦覧等は本規定の禁止事項に該当するものではないことをご確認ください。	同上
173	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」について、公募への言及がない一般的な地域における活動はプレスリリース可能(当該遵守事項に抵触しない)という理解でよいか。	同上
174	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」について、報道各社に対する取材やインタビュー等の対応も当該遵守事項に抵触する理解でよいか。	同上

175	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」について、自社の公募意志について、内容の真偽に依らず、報道各社の判断のもと決定事項のように報道される可能性もあるが、その場合は当該遵守事項に抵触しないという理解でよいか。	135 番の回答をご覧ください。
176	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」について、コンソーシアム組成や各種調査・入札準備、選定後を見据えた開発目的でベンダー・外部専門家等への委託が困難になるように思われますので、かかる目的での第三者への開示については許容いただく旨、念のためご追記いただけますと幸いです。	公募参加に当たっての準備のため、協力会社等へ委託し、その際に当該委託先へ参加意思を示すことのみをもって問題とはなりません。ただし公募参加情報の情報管理は関係者以外に渡らないよう徹底してください。
177	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	公募開始までの期間にHP等で当該地域において開発を行なっていることを掲示することは、公募占用指針(案)の第5章(1)2) ix)に記載の「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」の違反行為にあたるのでしょうか。また、公募開始後の期間においては、HP等をクローズすることにより、開発を行なっていることを秘匿する必要がありますでしょうか。	公募への参加意思を直接的に表明する内容又は公募占用計画を提出したなど公募参加の事実を公に公表する内容でなければ、公募開始までの期間にHP等で当該地域において開発を行なっていることを掲示すること自体は同規定には抵触しません。

178	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「公募占用計画の内容等」とあるが、具体的にどのような内容の意図的な開示が禁止されるのでしょうか？例えば、地域等への情報提供の一環として、自社ホームページで事業進捗(調査開始、説明会等の地域対話実施、地域振興策の実施等)をお知らせする場合の取り扱いはどうなるのでしょうか？	公募参加の直接的な意思表示や公募占用計画の提出など公募への応札に関する事実、公募占用計画そのものの内容でなければ、自社ホームページで事業進捗(調査開始、説明会等の地域対話実施、地域振興策の実施等)を掲載することは同規定には抵触しません。
179	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	意図的ではない開示(例えば、意図的ではない新聞やウェブ記事への掲載)は、該当しないという理解で正しいでしょうか？	135 番の回答をご覧ください。
180	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む)」と定められたが、地元での調整(地元企業対象のサプライヤーイベント、漁業関係者・自治体・各種団体・地権者等との調整)を進める中で、その実施が新聞等で公となり、間接的に公募参加意思が他の公募参加者に伝わる、もしくは推測されるケースについては、規則違反の対象外という理解で良いか。	同上
181	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	「公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと」とあるが、以下の認識で相違ないか。 <本規定に抵触する例> ・当該区域での洋上風力発電事業のためのSPCの設立に関するプレスリリース <実施しても問題ない例> ・当該区域での環境影響評価手続き・実施(秋田県等WEBでの配慮書・方法書等の電子縦覧) ・洋上風力発電に関する新技術や新サービスの提供開始、特許取得等のプレスリリース ・洋上風力発電に関する他社との協力協定・協業協定締結のプレスリリース	基本的にはご理解のとおりです。

182	公募占用 指針	第5章(1) 2) ix	本公募への参加及び事業に当たって遵守すべき事項として、「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」が挙げられているが、ここで禁止されている「開示」について、「プレスリリース等による周知」以外にも具体例を追加した上、明確に記載して頂きたい。	事業実施体制構築に向けた他企業間との調整を情報の守秘義務を課さずに行った場合や、報道機関やその他公募と関係の無い者への意図的な情報提供・漏洩などがございます。
183	公募占用 指針	第5章(1) 2) x iii	標識を掲げる場所の指定はありますでしょうか。発電設備すなわち洋上風力発電機ということでしょうか。陸上部に標識を設置する場合はその範囲の占用が別途必要ということになりますでしょうか。	標識については、風力発電設備が地域における公衆安全や生活環境を損なうおそれがある場合など、緊急時に速やかに地域住民や自治体が連絡を取れるようにするためのものであり、当該趣旨を踏まえ、発電設備の設置場所・形態等を踏まえてご対応ください。
184	公募占用 指針	第5章(2) 1)	公募入札(港湾区域を含む)にて事業者を選定された実績があれば、既に事業の実施能力について一定の評価がなされていることから、事業の確実な実施能力として評価していただきたい。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
185	公募占用 指針	第5章(2) 1) iii	「代理人が公募占用計画の電子媒体を持参して提出する場合には、併せて委任状を提出すること」とあるが、代理人が保証金に関する提出書類及びその添付書類について正本1部の紙媒体を持参して提出する際には委任状の提出は不要との理解で相違ないか。	保証金に関する提出書類及びその添付書類について、委任状の提出は不要です。
186	公募占用 指針	第5章(2) 1) iii	提出を求められている媒体について、CD-RまたはDVD-Rをそれぞれ製本1枚、副本2枚の合計3枚のみであり、保証金に関する提出書類及びその添付書類を除いて印刷書類の提出は一切必要ない理解でよいか、念のため確認させていただきたい。	ご理解のとおりです。
187	公募占用 指針	第5章(2) 2)	提出書類の一覧から、公募占用計画の要旨(A3横1枚)が漏れていないか。	公募占用計画の要旨は、第6章(2)5)に記載のとおりです。様式3-1-2に添付する形でご提出ください。

188	公募占用 指針	第 5 章(2) 2)	<p>プロジェクトファイナンスを利用する場合には、金融機関の関心表明(LOI)及び実績を証する書類【様式 3-2-7】の提出が求められておりますが、融資可能金額及び融資条件については、「記載できる場合には記載する」となっており、必ずしも当該事項を記載する必要はないように見受けられますまた、公募占用計画の提出時点におけるプロジェクトに関する情報量に鑑みれば、コミットメントレターの提出に通常必要となる情報は満たしていないと考えられ、関心表明書の提出に留まることが想定されます。仮に、融資金額及び融資条件が記載された関心表明書を有している事業者 A と、融資金額を含む融資条件等が記載されたタームシート等を添付したコミットメントレター又は関心表明書を提出した事業者 B がいる場合、選考上は事業者 B が優遇されることがあるのかご教示下さい。仮にタームシートやコミットメントレターを提出している場合においても、それらは形式的なものであると考えられ、多くの項目においては未確定事項となっているものと想定されるため、融資金額及び融資条件(もしあれば)が記載されている関心表明書の提出があれば、選考上は十分であり、上記例の事業者 A と事業者 B の選考上の取扱いにつき事業者 B が優遇されることはないとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>融資可能金額の記載は任意であり、記載が無いことのみをもって評価に影響するわけではありませんが、融資可能金額が何の費用を対象としているかについては記載ください。</p>
-----	------------	----------------	--	--

189	公募占用 指針	第5章(2) 2)	公募占用計画の添付書類のうち、特に SPC の構成員(コンソーシアム構成員)又はその役職員の調印・署名が必要とされる書面であつて、公募占用指針(案)第5章(2)2)ii)において特に「(原本)」とも「(写し)」とも記載のないもの(例えば、SPC の構成員による様式 3-2-8 の宣誓書、及びその署名証明書(印鑑証明書に代わるもの))については、署名付き原本ではなく、その写しを提出することでもよろしいでしょうか。	記載要領及び様式集の P1 に記載のとおり、基本的には電子媒体でのご提出となるため、原本は不要です。 なお、「4. 保証金に関する提出書類」「6. 辞退及び変更に関する提出書類」については、原本をご提出ください。
190	公募占用 指針	第5章(2) 2)	22ページの4行目「全て」と、同12行目「すべて」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご意見を踏まえ修正しました。
191	公募占用 指針	第5章(2) 2) ii	構成員・協力企業については定款等の証明書類や関心表明書の提出が求められておりますが、協力企業とならない無議決権出資者については特段書類の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	必要です。
192	公募占用 指針	第5章(2) 2) ii	事業者名義の誓約書(様式自由)は自己資金を活用する場合のみ提出が必要で、プロジェクトファイナンスを活用する場合には提出不要との理解でよいか。	130 番の回答をご覧ください。
193	公募占用 指針	第5章(2) 2) ii	役員名簿に記載するのは取締役のみで社外取締役・執行役員を含まないとの理解でよいか。	会社法第 329 条の「役員(取締役、会計参与及び監査役)」に該当する者を記載してください。

194	公募占用 指針	第5章(2) 2) ii	<p>事業の開発に自己資金を利用する場合について、「事業者名義の誓約書」(以下「自己資金誓約書」といいます。)を公募占用計画の添付書類として提出することが要件とされております。①自己資金誓約書は様式自由とのことですが、様式を用意頂くか、又は記載要件を明確化していただきたく存じます。②SPCにより公募に参加する場合、SPC自身が自己資金誓約書を提出することに加えて、全てのSPC構成員も自己資金誓約書を別途提出することが必要となるでしょうか。また、SPC構成員以外に、SPCに対してエクイティ性の資金を拠出する者(匿名組合出資者など)が予定される場合、かかる資金拠出者についても自己資金誓約書を提出することが必要となるのでしょうか。③また、自己資金誓約書について調印・署名する者について限定があるかにつき(会社の代表権を有する者でなくても、SPCに対する資金拠出に係る書面に調印・署名する権限を有する役員等で足りるか等)、ご教示いただけますと幸いです。④銀行からのプロジェクトファイナンスによる資金調達を予定する場合でも、プロジェクトコスト(商業運転開始までの必要なコスト)の2割程度はSPCの構成員等が負担することを、銀行から求められます。そうなりますと、プロジェクトファイナンス+自己資金(SPCの構成員からの出資金等)による資金調達となり、プロジェクトファイナンスを利用する場合でも、自己資金誓約書の提出は必ず必要になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①については、様式は自由です。 ②については、SPC自身の誓約書とともに、SPCに出資する構成員全員の誓約書が必要です。 ③については、SPCの構成員である企業の代表権を有する者ではなくても、当該企業においてSPCへの資金拠出に係る書面に対して調印・署名する権限を有する役員等が自己資金誓約書に調印・署名することで対応可能です。 ④については、全額プロジェクトファイナンスによる場合は事業者名義の誓約書は不要ですが、一部自己資金を活用する場合は、事業者名義の誓約書もご提出ください。</p>
-----	------------	-----------------	---	---

195	公募占用 指針	第 5 章(2) 2) ii	SPC の構成員が外国法人の場合、事業報告書について、当該外国法人が親会社等を含むグループ企業全体の年次報告書しか作成しておらず、当該外国法人単体の年次報告書が存在しない場合、当該外国法人単体の年次財務諸表や監査報告書といったもので代替可能でしょうか。	事業報告書がない場合は、会社法施行規則第 118 条～128 条に定める事業報告書の内容に相当する資料をご提出ください。
196	公募占用 指針	第 5 章(2) 2) viii	「公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報(公開情報を除く。)を収集・提供する活動を行わないこと。」と記載ありますが、促進区域内において(公開情報ではなく)独自に入手した調査関係(地質調査、風況等)の情報を、公募に参加しようとする事業者間で共有すること(共同調査、譲渡、販売など)はこれに該当しないという理解で正しいでしょうか。	事業者間での地盤や風況の共同調査や調査データの共有については、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合においては、同規定に抵触しません。
197	公募占用 指針	第 5 章(2) 2) ix	「選定結果の公表前において、公募参加者は他の公募参加者に対して公募参加意思、公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと(プレスリリース等による周知を含む。)」と記載ありますが、特定の企業と共に取り組むサプライチェーン構築に関するプレスリリースもこれに該当するのでしょうか。	128 番の回答をご覧ください。
198	公募占用 指針	第 5 章(2) 3) ii	「公募を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該公募を延期し又はこれを取り止めることがある」と記載があるが、延期の上限は定めているか。定めている場合はどの程度の期間か教えていただきたい。	延期の原因となった事情により、期間は異なるものと考えます。

199	公募占用 指針	第 5 章(3)	本公募においては、指針に規定される保証金(第1次～第3次)や撤去費用の積み立てのほか、基地港湾の賃貸借契約に係る契約保証金に関して、該当額の納付またはこれに代わる保証状や担保の提供がそれぞれ独立して求められているが、事業コスト低減の観点から保証金の共通化による減額を図るべきではないか。	保証金、撤去費用、基地港湾の貸付料支払い等については、それぞれの目的のために、独立して必要な費用の確保を求めているものです。
200	公募占用 指針	第 5 章(3) 1)	入札保証金の支払は振込前提とし、運用を明確化することを要望。	公募開始後において、担当窓口にご照会頂ければ、振込方法についてご案内致します。
201	公募占用 指針	第 5 章(3) 1)	「選定事業者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。」との記載が御座いますが、現状の規定を想定した上での実務の観点では、第1次保証金の保証状、及び、第2次保証金の保証状の2つが独立した口として存続することとなり、それぞれの口を個別で管理し更新しなくてはならないため、金融機関との調整が煩雑となることが想定されるところで御座います。そこで、例えば、第1次保証金(500円/kW)を現金または保証状で提出・拋出し、第2次保証金を保証状で拋出しようとした場合に、口を1つとすべく、第2次保証金の保証状を5,000円/kW分にて提出をさせて頂くことを前提に、第1次保証金500円/kW分の現金・保証状を返還して頂くことも可能として頂けるよう、選択肢を増やして頂けるような明示をお願い出来ないでしょうか。(第2次保証金提供を例としておりますが、第3次保証金提供についても同様で御座います。)	第1次保証金の提供にあたり、金融機関が発行する保証状(以下「保証状」という。)を提出した場合、第2次保証金に係る保証状には第1次保証金の額を含めることを可能とします。この際、第1次保証金に係る保証状は返却します。一方、第1次保証金の提供として現金納付をした場合、保証状の提供に変更することはできません。よって、第1次保証金分を控除した額の第2次保証金に係る保証状を提出する必要があります。

202	公募占用 指針	第 5 章(3) 1)	<p>「本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第 2 次保証金の額とする。」との記載がございますが、Round1 の公募占用指針 Q&A (3 海域共通)の内容を踏まえ、Round2 においても、①対象となる「系統工事の実施の為の保証金等」は、保証金、工事費負担金のうち既払い分、及び工事費負担金の債務保証対象額(税込)を指しており、②第 2 次保証金及び第 3 次保証金の金額を上回る「系統工事の実施の為の保証金等」を提供している場合には各保証金の納付は不要である、という理解で宜しいでしょうか。また、系統を承継する場合には、③系統承継の手続き完了よりも 2 次保証金の支払いが先に到来した場合には減額は適用されないものの、系統承継手続き終了後に系統工事の保証金を支払った場合には第 2 次保証金支払額から還付が可能であり、④承継元が負担した工事費負担金の既払い分も含めて承継後に第 2 次保証金及び第 3 次保証金から減額が可能、という理解に相違ございませんでしょうか。</p>	①②③④について、ご理解のとおりです。
203	公募占用 指針	第 5 章(3) 1) i ③	<p>「国土交通省から交付される保管金払込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店(みずほ銀行虎ノ門支店)に第 1 次保証金に相当する保管金を払い込む」とされておりますが、みずほ銀行虎ノ門支店以外にも、日本銀行代理店となっている他の銀行支店も利用可能としていただけますでしょうか。外国法人の日本子会社の場合には、新規口座開設に時間がかかることが多く、みずほ銀行虎ノ門支店に限定されてしまうと、実務上現金納付が不可能になってしまう事態も生じたため、お願いする次第です。</p>	<p>他行からの振込みも可能と致しました。 公募開始後において、担当窓口へ照会頂ければ、振込方法についてご案内致します。</p>

204	公募占用 指針	第 5 章(3) 1) i ③	「現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること」とあるが、みずほ銀行虎ノ門支店の窓口において約 1.8 億円を現金納付することが原則ということか。金額が相当に高額となるため、振り込み等他の納付方法について、後日別途周知いただく形式で結構なので例示・補足いただけないか。	同上
205	公募占用 指針	第 5 章(3) 1) ii ③	一次保証金を現金納付で行うものの、事業者選定を受けた後、二次保証金を保証状差入とした場合、現金納付した一次保証金の返還を受けることは可能か。尚、二次保証状は当然に一次保証分もカバーしているものとする。	一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできません。
206	公募占用 指針	第 5 章(3) 1) iii	提出書類のうち、「法人登記事項証明書」は、紙媒体か電子データのどちらの提出が必要か。また、公募申込書及び資格審査書類のうち、押印箇所があるため紙媒体で作成する委任状や関心表明書(協力企業用)は、スキャンデータ(PDF)を DVD-R 等に保存して提出するということが良いか。	法人登記事項証明書は電子データでご提出ください。また、後段の書類についてはスキャンデータを DVD-R 等に保存してご提出ください。
207	公募占用 指針	第 5 章(3) 2)	第2次保証金及び第3次保証金の支払い対象で控除される「系統工事の実施の為に保証金等」の提供を証する書類について、債務保証対象額を示す場合にはたとえば一般送配電事業者に提供している保証差入書を提出することで良いか。また、「イ)本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を本促進区域の再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額を国に納付すること」に関しては、上記の内容が記載された事業者名義の誓約書の提出が必要か。	「系統工事の実施の為に保証金等」の提供を証する書類としては、たとえば保証差入書をご提出ください。また、誓約書の提出も必要となります。

208	公募占用 指針	第5章(3) 2)	「なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及び保証状については年度毎の保証状の更新が可能である。」との記載につきまして、「事業年度ごと」及び「年度毎」の具体的な基準となる基準日をお示し頂けますでしょうか。基準日が明確でないと、保証状の発行銀行等との調整が煩雑となることが想定されますので、基準日の明示をお願い致します。	ご指摘を踏まえて修正します。
209	公募占用 指針	第5章(5) 1) i	事業実施の実績において、協力企業も評価の対象となり、その協力企業が「確定」していることだけをもってその評価に差を設けないとされています。ここで記載がある「確定」の定義はあるのか。また、①例えば MoU や LOI など、協力企業として「確定」している根拠を示す必要はあるのか、②評価においてこのような書面を交わしているかどうかで評価に差はあるのか教えていただきたい。	「確定」とは、例えば、調達契約、役務契約を結んでいることが考えられます。事業実施実績の評価において、協力企業が「確定」していることだけをもってその評価に差はございません。
210	公募占用 指針	第6章(1)	「海洋再生可能エネルギー発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあつては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出すること。」と記載ありますが、 1) 占用許可は第2章に記載ある通り、認定から6年以内を指していると理解して宜しいでしょうか。 2) 公募占用計画の変更申請は通常どの程度の期間をもって承認されるのでしょうか。	1) 概ねご理解のとおりですが、エネ特措法第9条第3項の認定を受けた日から起算して6年以内を指しております。 2) 変更内容によります。

211	公募占用 指針	第 6 章(1)	概要に「※なお…別の様式に記載した内容や添付資料を引用して説明記載を簡略することも可とする」と記載があり、「添付資料」、「引用」は公募占用計画本文に対してだけでなく、別紙に対して構成することも可能か。	可能です。
212	公募占用 指針	第 6 章(1)	「公募占用計画が認定された場合にあつては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出すること。」のとおり、詳細な事業計画を作成するためには国から提供される情報以外に事業者側で独自に追加調査を行う必要があるが、当該調査の結果、事業費や工期に甚大な影響を与える想定しえない事象が反映した場合などは、合理的な範囲で供給価格や運転開始予定日の変更について協議可能としていただきたい。	公募占用計画の変更申請については、再エネ海域利用法第 18 条の要件を満たすかどうかを確認の上、個別に判断することになります。なお、公募占用計画の変更によって調達価格が変更されるようなケースは想定しておりません。
213	公募占用 指針	第 6 章(2)	「コンソーシアム又は SPC の構成員」の間において、事業者選定後に「コンソーシアム又は SPC の構成員」の間での出資比率変更(たとえば構成員 A が有する SPC の議決権 60%のうち 20%を既に SPC の議決権 15%を有する構成員 B に持分譲渡)が株主間協定書などで約される場合、公募占用計画に記載する議決権の保有割合は、事業者選定後に予定される出資比率変更後のもので良いか。あくまで公募時点の議決権の保有割合を記載する必要がある場合にも、事業者選定後の「コンソーシアム又は SPC の構成員」の間での出資比率変更の予定について公募占用計画に記載している際には、公募占用計画の変更は不要か。また、仮に公募占用計画の変更が必要となる場合、第 9 章 (5) 4) ㉞乃至㉟に該当しないことから、原則として公募占用計画の変更が許可されることを明示頂きたい。	お示しの例の場合は、事業者選定後に出資比率を変更すること、変更後の出資比率を記載してください。記載のとおり変更する場合は公募占用計画の軽微な変更となります。

214	公募占用 指針	第 6 章(2) 1)	「公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくは SPC の構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計(E)・調達(P)・建設(C)や保守点検等(以下「EPC 等」という。)に関して協力を求める企業(以下「協力企業」という。)がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」について、協力企業は LOI を提出した複数企業の中から原則選定することとの記載になっているが、協力企業を含む共同企業体(JV)への発注となった場合は差支えがあるか。	選定後に協力企業による共同企業体へ発注することは妨げませんが、評価においては、協力企業のうち、最も評価の低い実績をもって評価することとなります。 なお、共同企業体の構成によっては、公募占用計画の変更申請が必要となる場合があります。
215	公募占用 指針	第 6 章(2) 2)	本件促進区域外において海底送電線及び通信ケーブルを敷設した場合、本件促進区域以外において事故やトラブルがある場合が想定されますが、その場合の責任負担及び損害賠償の取扱いについて、具体的に明確化して頂ければと存じます。特に、本件促進区域において事業を実施する事業者に帰責がない事故やトラブルで、本件促進区域以外の促進区域で事業を実施する事業者や港湾管理者に帰責のある事故やトラブルが起こった場合の、責任負担及び損害賠償の取扱いを明示頂ければと存じます。	原因者と事業者で対応を相談してください。

216	公募占用 指針	第 6 章(2) 2)	本公募の提出までの期間は、近隣の促進区域の選定事業者と接触してはいけないというルールが前提にあるため、「公表されている資料をもとに合理的な海底送電線等の配置を検討すること」と記載があるが、本案件選定後の調整で揚陸点自体が変更になり、海底送電線のみならず陸上送電線のルートも変更する必要が生じ、当初予定していたコストやスケジュールが大きく変更される可能性がある。海底ケーブルルートの調整についての近隣の促進区域の選定事業者との協議のみ本公募前に実施することはできないか？	公募の透明性及び公正性を確保するため、第 5 章(1)2) vii に記載のとおり、近隣の促進区域の選定事業者との調整は不可とします。なお、公募参加予定事業者から国が確認事項を集約し、当該近隣の促進区域の選定事業者へ回答を求めることとし、当該選定事業者の了解を得られた場合には、得られた回答を希望する公募参加者に情報提供いたします。詳細については当該近隣の促進区域の選定事業者へ確認の後、公募開始後に周知いたします。
217	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	「発電量予測を含む当該配置場所とする理由を添えること」とあるが、当該配置場所とする理由が必ずしも発電量に起因するわけではない。その場合、当該配置場所における発電量の予測を記載するのみで問題ないか。	配置計画を検討される際は、発電量だけでなく自然・社会的要因も踏まえ、「当該配置場所とする理由」として記載してください。
218	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	近隣の促進区域における選定事業者確定から本促進区域の公募占用計画提出し、その後、FIT 申請まで 1 年と認識しております。36 頁に記載された「近隣の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解を得る期間」に加えて「海底送電線などの配置場所変更に伴う公募占用計画の変更期間」を考慮すると、タイトなスケジュールでの公募占用計画変更が必要になるように感じます。タイトなスケジュールでの配置場所の変更を検討する事業者に対して何らかのご支援はいただけますでしょうか？	協議会については、国・県が事務局となって開催いたします。

219	公募占用 指針	第6章(2) 2) i	「特に提示する海洋再生可能エネルギー発電設備の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域(対象区域)を大きく下回る場合は、その理由について明示すること。」と記載ありますが、この「大きく下回る場合」について、具体的にご教示いただけますでしょうか。	「占用の区域(対象区域)を大きく下回る場合」とは、本区域で確保されているシステムの最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、かつ一見して促進区域に比して占用の区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合を言います。
220	公募占用 指針	第6章(2) 2) i	「また、発電量予測を含む当該配置場所とする理由を添えることとし、特に提示する海洋再生可能エネルギー発電設備の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域(対象区域)を大きく下回る場合は、その理由について明示すること。」とあるが、「大きく下回る」の具体的な面積の基準を提示いただきたい。	同上
221	公募占用 指針	第6章(2) 2) i	「<促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合>選定事業者が責任をもって、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員(既存の協議会構成員を含む)から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国は当該追加の対応を行うものとする。」とある。本促進区域の協議会は既に開催され(別添2)の通り意見の取りまとめも終了しているが、ここで記載されている「協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後」の「協議会」は事業者選定後の促進区域追加のための協議会を指すと理解したが、間違いはないか確認いただきたい。上記を鑑み、公募占有計画における追加促進区域提案について、協議会未開催であっても、応募の「不適合」や、計画の「地域との調整」に関する評価に影響しないことを確認したい。	「選定事業者が(中略)協議会の開催に対して同意を得るとともに」としているとおおり、ここでは、事業者選定後に行う手続きについて記載しています。したがって、公募占用計画提出時点では、どの事業者も本プロセスを行っていないこととなりますので、評価上の差は生じません。

222	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	<p>「<促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合>選定事業者が責任をもって、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員(既存の協議会構成員を含む)から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国は当該追加の対応を行うものとする。」とあるが、同目的においては公募期間中であっても、議事録を残す、関係省庁へ共有するといった対応を取ることで、p18 第 5 章【2】(vi)に記載されている「競争性を阻害する態様による地元関係者への接触」に該当しないように地元関係者(主に関係漁業者)と接触することは可能か。</p>	同上
223	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	<p>「選定事業者が責任をもって、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員(既存の協議会構成員を含む)から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国は当該追加の対応を行うものとする。当該追加面積は先行利用者等への支障等を考慮し、必要最小限の面積とすることとする。また、事業の具体化に伴い促進区域の追加を行う場合には、促進区域の追加に先立って協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることに留意すること。」について、協議会構成員から協議会の開催に対して同意を得ることは、いつまでに必要となるのか明記されたい。また、公募占用計画の提出時点では、当該同意を得ることを完了させている必要はないことを確認・明記されたい。</p>	同上

224	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	<p>＜港湾区域に海底送電線等を配置する場合＞は公募占用計画提出時に別紙 3 の提出が必要である旨や、＜近隣の促進区域に海底送電線等を配置する場合＞については公募占用指針の提出前の対応が不要である旨明記されておりますが、＜促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線を配置する場合＞における、関係漁業者等協議会構成員の同意取得、および国への追加対応依頼のプロセス(公告・縦覧等)については公募占用計画の提出に際してどこまでの対応を完了する必要があるか、明記されておられません。公募占用指針の提出前までにどこまでの対応を要するかにつき補足頂けませんか。</p>	同上
225	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	<p>「一方、公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブル(以下「海底送電線等」という。)の配置場所を記載することも可能とし、」とあるが、公募占用計画が、公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線等を配置する内容となっていることのみをもって、何れかの評価項目でマイナスに評価されることがない旨を確認されたい。</p>	ご理解のとおりです。

226	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	「公募占用計画の作成にあたっては公表されている資料をもとに合理的な海底送電線等の配置を検討すること。また、近隣の促進区域における選定事業者との調整は、本公募における選定事業者となった後に行い、調整の結果、海底送電線等の配置場所が変更となった場合は、公募占用計画の変更が必要であることに留意すること。」について、調整が必要となる前提で公募占用計画を策定した場合、近隣の促進区域における選定事業者との調整が出来ないが故に実現可能性が低く評価される恐れがある。実際に調整がうまくいった場合に事業実現性、コスト面等でより高い評価となる見込みがある場合においても、上述の恐れがあることにより事業者からより魅力的な提案をする意欲を削ぐ結果とならないか。調整が必要となる公募占用計画を提出した場合の評価への影響についてより明記して頂きたい(実現確度のみならず、実現した場合のコスト低減可能性等の面も評価されることを明記する等)。	先行事業者との調整が必要となる公募占用計画について評価対象とした場合、「調整できない可能性が高いと認識しつつも、高い評価を得るため」の公募占用計画がなされる恐れがあるため、公平な評価を行うために公表されている資料をもとに合理的な海底送電線等の配置を検討することとしています。
227	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	「公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブル(以下「海底送電線等」という。)の配置場所を記載することも可能」とありますが、洋上変電所を配置することも可能でしょうか。	認められません。
228	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	<港湾区域に海底送電線等を配置する場合> の項目の手続き書類は記載のとおり、公募占用計画の一部として提出するのみで、事業者選定前に協議会や港湾管理者との合意形成のための調整は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

229	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	「公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブル(以下「海底送電線等」という。)の配置場所を記載することも可能とし、この場合、当該配置が真に必要な理由を公募占用計画に記載することとする。」とあるが、「占用の区域以外に海底送電線等を設置する方が経済的となる」ことが真に必要な理由として認められるか。	あくまで例外的な扱いについて記載したものであり、経済性の違いが、先行利用者の理解が得られるほどに顕著でない限りにおいては認められません。
-----	------------	------------------	--	--

230	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	<p>本公募占用指針(案)第 6 章(2)2)には、「法第 15 条第 5 項において、公募占用計画に港湾区域内の占用許可等に関する事項が記載されているときは、国土交通大臣は港湾管理者に同意を得ることとされている。」「占用許可以外に法第 15 条第 5 項に基づく港湾管理者からの同意を受けたい場合」といった記載(以下「本記載」という。)があるが、再エネ海域利用法(以下「法」という。)第 15 条第 5 項によれば、「港湾管理者」の「同意」が必要となるのは、法第 14 条第 3 項第 1 号に掲げる事項(＝「港湾法第 37 条第 1 項の許可を要する行為に関する事項」)が、提出された公募占用計画に記載されている場合に限られる。したがって、①本記載にいう「同意」の対象となるのも、あくまで港湾法第 37 条第 1 項各号に関する行為であるという理解で正しいか。また、②本記載にある「占用許可以外」に同意が必要な場合とは、港湾法第 37 条第 1 項各号によれば、同各号のうち第 2 号から第 4 号に掲げる行為(港湾区域内水域等における土砂の採取等)に限られる、という理解で正しいか。本記載が法の規定を変更する意図でないことを確認させていただきたいという趣旨で伺いたい。さらに、念のための確認となるが、法第 14 条第 3 項第 2 号に記載の港湾法第 38 条の 2 第 1 項又は第 4 項に掲げる行為(臨港地区内における水域施設等の建設等)については、そもそも法第 15 条第 5 項では「港湾管理者」の「同意」の対象とされていないため、当然、本記載にいう「同意」の対象外(ただ、同条項に従い「協議」が行われるのみ)である、という理解で正しいか。本記載が法の規定を変更する意図でないことを確認させていただきたいという趣旨で伺いたい。</p>	ご理解のとおりです。
-----	------------	------------------	---	------------

231	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	「公募占有指針に示された占有の区域以外の海域に海底送電線等の配置場所を記載することも可能」とあり、「促進区域の指定がされていない一般海域」「港湾区域」「近隣の促進区域」の場合の取扱いが示されていますが、陸域・海域に跨る「海岸保全区域」に海底送電線等を配置する場合の許可条件を明記いただけませんか。海岸保全区域の占用許可は秋田県の所管であることは承知していますが、公募占用計画の認定を受けた事業であれば、許可条件を満たした上で当該区域に送電線の設置が可能(運用上も禁止されていない)なことを明記いただきたいとの趣旨です。	海岸保全区域に係る許可条件については、再エネ海域利用法の対象外であり、かつ、国で定める公募占用指針に記載すべきものでないことから、個別に海岸管理者にお問い合わせください。
232	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) i	様式集「【様式 3-1-5】別紙 3: 占用の区域」の「1-2 面積表」について、「記載対象は、再エネ海域利用法に基づく促進区域内海域の占用の区域とする」とある一方、「※再エネ海域利用法第 17 条第 2 項に基づき公示される占用の区域について、同法第 14 条第 2 項第 1 号の占用の区域と異なる区域の指定を希望する場合、建設段階、維持管理段階及び撤去段階のそれぞれの段階に応じて必要な区域及び期間を記載すること。」とあります。「1-2 面積表」の記載対象はあくまで公募時点で指定されている促進区域内の占用の区域にとどまり、事業者が追加で促進区域への指定を希望する海域は対象とならず、希望があれば明確に区分して別途記載することでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。混乱を生じさせないよう、様式集の見直しを行います。
233	公募占用 指針	第 6 章(2) 2) ii	「近隣の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解」は了解を得ていることを証する書面の提出が必要と解してよいでしょうか。またその場合、書面の提出期限はいつになるでしょうか。	ご理解のとおりです。書面については占用許可申請時までに提出願います。

234	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) i	洋上風力案件は日本ではまだ本格的な商業稼働の実績なく、他再生エネ電源と比較して工事の難易度は高いと認識しています。洋上風力の公募については、応札時に事業者が公募占用計画上の運転開始期限を定める点も鑑み、予め、運転開始期限から一定期間超過時の FIT 失効の適用除外とする事をご検討頂きたい。	失効制度では、事業実施時期起算日の1年後の時点までに、系統連系工事着工申込みが受領されれば、失効までの期間が猶予されることとなっています。また、それに加えて電気事業法に基づく工事計画届出が不備無く受領されたことあるいは、環境影響評価法に基づく準備書に対する勧告通知等が出されたことを経済産業大臣が確認すれば、失効リスクを取り除くこととしています。
235	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) i	「ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、調達期間を短縮する。事業者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある」とあるが、公募工程が入札者の責によらず大幅に遅延した場合においても、調達期間の見直しは不可能ということでしょうか。	41 番の回答をご覧ください。
236	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) i	公募占用計画の有効期間中(30 年間)に撤去完了までを含めた計画を作成する必要があるという認識であるが、撤去は残置許可をされたもの以外の海洋再生可能エネルギー発電設備という理解でよいのか。陸上の変電設備や送電線の撤去も有効期間中に完了する必要があるのか。もしくは、洋上の占用区域に設置されている海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を完了していればよく、陸上送電線の撤去の工程は 30 年間の有効期間に含めていなくてもよいのか。撤去工事期間中、仮に予期せぬ自体が発生したことによって工事が遅延し、有効期間である 30 年を超える事態が発生してしまった場合どのような手続きが必要となるのか？	海域の占用許可の期間が30年であることから、洋上に設置する海洋再生可能エネルギー発電設備については占用許可期間内に撤去していただく必要があります。一方、陸上の変電施設等については、海域の占用許可に係る施設ではないため、占用期間内に撤去することは必須ではありませんが、事業終了後は速やかに撤去してください。

237	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) vii	「供給価格(法第 14 条第 2 項第 9 号)【様式 3-1-2 3) 7.】—本公募に係る区域において発電事業を実施する際の供給価格を記載する。なお、供給価格に基づいた収支計画を作成することになるが、事業の確実な実施の観点から、適切にリスクを特定し分析がなされているか、それらのリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点等から評価されることにも留意すること。」とあるが、当該項目に価格のほかにリスクアセスメントに係る情報も記載することが必要か。もしくは資金計画及び収支計画やリスクの特定及び分析の項目に取りまとめることで良いのか。	後者のご理解のとおりです。
238	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) vii	「現在審議会において検討される制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと」とありますが、公募開始時期、つまり公募占用指針の公示時点で、制度詳細及び導入時期が確定しているものについては含めるべきということでしょうか。制度詳細の程度及び導入時期の確定の有無などの判断が困難であるため、具体的に反映すべき制度等について、国から明示していただけると理解してよろしいでしょうか。	公募占用指針において網羅的に列挙することは困難ですが、例えば、発電側課金制度は、「公募開始時点において制度詳細が未確定なもの」に当たると考えています。その他懸念の制度等があれば、公募期間中の質問で具体的にお問い合わせください。
239	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) vii	供給価格について、リスクを踏まえた適切な収支計画であるかを見た上で評価するとしているが、陸上や港湾に設置されている風車へのウェイクロスによる影響の補償は、公平・公正の観点からそれぞれの事業者が調整するのではなく、国が一律の基準を設けて対応すべき。	事業者の計画内容によるため、事業者自ら適切に当事者間で調整してください。

240	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) vii	供給価格はリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点から評価されるとなっているが、陸上や港湾に設置されている風車へのウエイクロスによる影響の補償は、公平・公正の観点からそれぞれの事業者が調整するのではなく、国が一律で対応したほうがよいのではないのでしょうか。	同上
241	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) vii	リスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点から評価というのは、具体的に供給価格をどのように評価することになるのか。リスクの特定・分析およびリスクを踏まえた適切な収支計画・供給価格となっていない場合は、供給価格の評価を減点する可能性もあるということか。	供給価格点は第8章(1)に記載のとおり算定します。
242	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) viii	別紙 8 に記載すべき現場における感染症対策は、維持管理期間全体での実施内容を記載するのではなく、感染症リスクが増大した局面での対策方針を記載するとの理解で相違ないか。	リスクに応じて対策を変更する場合は、その内容がわかるように記載願います。
243	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) x	p.34-35 において①促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合②港湾区域に海底送電線等を配置する場合③近隣の促進区域に海底送電線等を配置する場合といったケースが想定されているが、①～③においても「x) 促進区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法(法第 14 条第 2 項第 12 号)【様式 3-1-2 3) 10.】及び別紙9【様式 3-1-11】」は適用され、別紙 9 に①～③も対象として記載し評価されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。

244	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) x	撤去方法に関する記載すべき事項において「撤去方法については、一部残置を前提とするか全て撤去するかを記載」とあるが、後に撤去方針(一部残置か全撤去か)は原則変更ができないと理解して良いか。また、根拠を占めすことができれば適切なプロセスの上、撤去方針は変更可能なのか教えていただきたい。	第2章(5)4)に記載のとおり、撤去方法等を見直すことは可能です。
245	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) xi	コンソーシアム又は SPC の構成員による SPC に対する資本性資金の提供方法については出資に限らず、例えば匿名組合出資や劣後ローン等によるものも一般的と考えられるため、コンソーシアム又は SPC の構成員による資本金額の多寡をもって評価しないことを明示頂きたい。	SPC の資本金の多寡のみをもって事業の実現可能性が評価されるものではありません。
246	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) xii	「なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと」とあるが、公募段階における発電側課金料金は、一律に収支計画に含めないことを明示頂きたい。また、上記は発電側課金制度について別紙 11 において財務管理に関するリスク等として特定された場合、感度分析を実施することを妨げるものではないとの理解で良いか。	発電側課金制度は、「公募開始時点において制度詳細が未確定なもの」に当たると考えています。 一方で感度分析において考慮することを妨げるものではありません。

247	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) xii	<p>「一収支計画 調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用(積立 内容を含む)、占用料、設備利用率、収入見込を記載した損益計算書、内部 39 収益率(IRR)を含む収支計画の適切性が把握できる資料。なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」とありますが、発電側課金 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/032_01_00.pdf の他、具体的に想定しているものがあれば、例示頂きたい。</p>	238 番の回答をご覧ください。
248	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) xii	<p>「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」について、事業者の立場からすれば、制度詳細が未確定なものについて公募占用計画には収支計画に含めない場合でも、将来同制度が適用されることによる追加コストを負う等のリスクから免れない。制度が存在しない前提で公募価格を提示した後、実際に制度適用となり追加コスト負担が適用された場合、事業者としては自らのリターンへのマイナスインパクトを負うことになる為、未確定な制度について一定程度将来実現する可能性がある場合は、政府側で何かしらの共通の前提条件(コスト、支払タイミング等)をガイドラインとして示すことは出来ないか？</p>	前提条件を揃えるため、制度が未確定なものについて収支計画に含めないこととしています。将来実現する可能性があると考えられる制度については、事業リスクとして検討してください。

249	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	「なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」とあるが、ある前提を置いて収支計画に含めた場合、どのように評価されるのか。また、制度上計上する必要のないコスト等については、公募占用指針に明示して頂きたい。	考慮不要としたものを考慮したことをもって、プラスにもマイナスにも評価しません。また、公募占用指針において網羅的に列挙することは困難ですが、例えば、発電側課金制度は、「公募開始時点において制度詳細が未確定なもの」に当たると考えています。
250	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	応札後の法制度変更や規制強化により事業者のコストが増大した場合、当該コスト増を補填する範囲内で供給価格見直しを認めて頂きたい。	供給価格を事業者選定後に見直すことは想定していません。
251	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	「公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと」とあるが、選定事業者の選定後に当該制度が確定した場合、供給価格を含めた事業計画の変更は認められるとの理解でよいか。	同上
252	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものは収支計画に含めないとされ、具体的には発電側課金などが該当すると理解しています。収支計画策定上の扱いは明確になりましたが、公募占用計画提出後に収支計画に甚大な影響を及ぼす制度変更が行われた場合、供給価格を含む公募占用計画の変更余地があることも併せて記載いただけませんか。	同上

253	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	「なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」との記載が収支計画に係る文中にあります。例えば、発電側基本料金の制度は現状未確定であるものと認識しているため、当該制度は収支計画に全く織り込まずに計画を立てるという趣旨でしょうか。収支計画等を策定する重要な前提事項となりますので、収支計画に含めるべき制度、及び、含めるべきではない制度を明示頂けないでしょうか。	238 番の回答をご覧ください。
254	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なもの」の具体例をご教示いただけますでしょうか。発電側課金はこれに含まれますでしょうか。	同上
255	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	「現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。」について、事業者が本公募における洋上風力発電事業計画において「公募開始時点において制度詳細が未確定なもの」を事業に係るコストとして想定する必要はないという理解でよいか、確認させていただきたい。	ご理解のとおりです。
256	公募占用 指針	第6章(2) 3) xii	資金計画及び収支計画を検討するにあたって、周辺の既設陸上風力発電所への補償やノンファーム型系統接続のロス率等を、詳細に検討した結果を計画に反映する実現性が高い事業者の方が、発電量予測は低くなり収支計画の数字が低くなる可能性があると思われる。そのような具体的に検討した事業者が不利な評価とならないよう、算定条件を事前に明示いただくか、応募者間の比較評価に際して適切な補正を講じていただきたい。	収支計画の数字の多寡だけをもって評価することはございません。考慮すべきものを考慮していない計画は、実現可能性の観点から適切に評価いたします。

257	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) xii	本公募においては 20 万 kW 分の系統連系枠について、いわゆるノン ファーム接続が前提となるが、事業を着実に実施できる観点からも、 抑制率に上限を設けていただきたい。例えば抑制率 10%以上の出 力抑制分については何らかの補償を行うことを検討いただけないか。	いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせて いただきます。
258	公募占用 指針	第 6 章(2) 3) xii	何をもって制度詳細が未確定なのか判断がつかない制度も想定され ます。制度詳細が未確定なものについて万が一含めてしまったとして も評価が下がるようなことはないと考えてよいでしょうか。あるいは、 制度詳細が未確定なものについて列挙いただくことは可能でしょ うか。	公募占用指針において網羅的に列挙することは困難です が、例えば、発電側課金制度は、「公募開始時点において 制度詳細が未確定なもの」に当たると考えています。また、 考慮不要としたものを考慮したことをもって、評価には影響 しません。
259	公募占用 指針	第 6 章(2) 4)	最先端技術(施工技術含む)の導入状況についてですが、 1) 洋上風力市場が確立されている欧州において実績がある中での 最先端技術 2) 欧州においても導入検討中の最先端技術のどちらを指しているの でしょうか。2) であっても日本においては導入前であり今後導入され る技術が多々あることが質問の背景です。	欧州を含めて、世界初の最先端技術の導入を進める計画 となっているかという観点から評価します。
260	公募占用 指針	第 6 章(2) 4) i	感染症は Covid-19 として考えて記載すればよいか	感染症全般を想定して記載ください。
261	公募占用 指針	第 6 章(2) 4) i	「本事業で使用予定の設備について風車の大きさ(出力)に応じた製 造や施工維持管理の実績等の有無について明記する事」と記載があ るが、実績のない最新の風車を使用する場合は低評価となるのか？	「実績のない最新の風車」の意味するところが明らかでは ありませんが、実績のない風車であることのみをもって低く 評価するわけではありません。風車の型式認証の取得状 況等も踏まえつつ、総合的に判断します。

262	公募占用 指針	第6章(2) 4) i	「事業実施実績(各企業の役割に応じた実績)【様式3-1-2】の別紙2【様式3-1-4】—実績の詳細を記載すること(ウインドファームの規模や実績の期間等)※ 長期的、安定的、効率的な観点から適切な実績であると考えられる場合は、その根拠を添えること」とあるが、適切な実績に値する根拠について具体的に例示願います。過去の運転実績、補修履歴、事故対応等が含まれるものと想定しますが、より詳細な情報提供を望みます。	事業者において実績を示すものとして適切だと考える書類を、その根拠とともにご提出ください。
263	公募占用 指針	第6章(2) 4) i	実績の評価対象について、先行の秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖や秋田県由利本荘市沖の公募占用指針(案)に関する意見募集の中で、No.285『「それ以外の協力企業」とは、元請予定企業の下請け企業でも良いか。また、元請となる企業以外の協力企業においても評価対象とすることを希望する場合には「関心表明書」の提出が必要となるのか。』との意見があり、そちらに対し『前段については、問題ありません。後段については、御理解の通りです。』との回答がありました。こちらは今回の公募占用指針にも適用されるとの理解で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	公募占用 指針	第6章(2) 4) i	リスクの特定及び分析【様式3-1-2】の別紙11【様式3-1-13】に関して、「—維持管理に関するリスクと対応方針(技術的な阻害要因、感染症による技術者不足等の影響等)」とありますが、「技術的な阻害要因」について具体的にご教示頂けますでしょうか。	例えば、海底ケーブルの損傷や風力発電設備の損傷等が考えられますが、事業者において特定したリスクについてその対応方針とともに記載してください。

265	公募占用 指針	第 6 章(2) 4) i	【様式 3-1-15】別紙 13 最先端技術の導入において、公募時点では開発研究段階の最先端技術が運転開始頃には実証事業が可能な段階に発展している可能性がある。このような状況も考慮して、研究開発段階の最先端技術を取り入れた計画を提出し、事業者として選定された後、何らかの理由で最先端技術に関する計画変更がやむを得ない際はどのような手続きが必要となるか教えていただきたい。	最先端技術の導入については、事業実現性の観点から、当該技術についての実績や実証結果など信頼性も考慮して評価します。ご質問のケースが生じた場合には、再エネ海域利用法第 18 条に基づく変更申請をしてください。
-----	------------	------------------	---	---

266	公募占用 指針	第 6 章(2) 4) i	<p>「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第 9 回)(METI/経済産業省)」での議論事項(資料 15 ページ記載事項、下記)を適切に反映すべき。上記の「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る」が意図する内容をさらに明確にする観点から、先行利用者との調整を経て、地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方にに基づき評価することとし、公募占用指針に記載する。また、「関係行政機関の長等との調整能力」の項目の確認の方法の例について、これまでは「関係行政機関の長等との調整の実績」と記載しているところ、当該実績の評価の対象をさらに明確にする観点から、① 当該実績の評価対象は発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了(運営を伴う事業の場合、事業運営中のもも含む)までの行政機関との調整実績(海外の実績も評価対象に含む)【その他の補足事項】複数の公募占用計画について公平かつ効率的に評価を行うため、公募占用指針に以下の点を補足して記載することとしてはどうか。【地域経済、国内経済への波及効果】① 提案内容は実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)があるもののみとする。② 経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、-地域経済波及効果については「平成 27 年(2015 年)秋田県産業関連表」(秋田県、2020 年 10 月 21 日</p>	<p>合同会議で議論した内容は既に適切に指針及び様式に反映しております。合同会議で示した考え方を踏まえながら評価することになります。</p>
-----	------------	------------------	---	--

			公表)とする。-国内経済波及効果については「平成 27 年(2015 年)産業連関表」(総務省、2019 年 6 月 27 日公表)とする。	
267	公募占用 指針	第 6 章(2) 4) i ①	安定的な電力供給に対する評価基準として、電力安定供給に係る方策が記載されており、また、P.51 第 8 章(5)2)にサプライチェーン形成計画の記載事項について、言及されている。安定的な供給の実現は、①スペアパーツを国内に適切に保持する。ことでも実現できるが、より確実なのは、②製造拠点も保有し、よりフレキシブルに対応できるようにする。ことかと思料する。①と②とで評価が異なるという理解で問題ないか?	電力安定供給の観点から、具体的な提案の内容を確認しながら第三者委員会の意見を踏まえて評価します。また、一般的には、国内で製造する場合であれば、「国内への経済波及効果」の項目でも評価の点でも評価されることはあり得ます。
268	公募占用 指針	第 6 章(2) 4) i ①	世界的な感染拡大があった場合の技術者の不足や来日不可能な状況に対する有効な対策は考えにくいと思われ、寧ろ国としての対応の問題と思えるが、民間企業にどのような対応を期待しているか	例えば、国内の技術者育成など、事業者自身でできることをご提案ください。
269	公募占用 指針	第 6 章(2) 4) i ①	「-建設に関するリスクと対応方針(適切な製造業者、設置船、特定のリスクのある設置機器の有無、感染症による工期への影響等)-維持管理に関するリスクと対応方針(技術的な阻害要因、感染症による技術者不足等の影響等)(後略)」について、他海域の公募占用指針案へのパブリックコメントへの回答として「自然災害等による運転開始の遅延は事業者が負うべき一般的なリスク」との見解を述べられていたが、新型コロナウイルス感染症による影響については事業者の負うべきリスクではないと考えるため運転開始予定日の延期が可能などの規程を設けるべきではないか。また、国外で生産する機器もあることから、国内のみならず海外における感染拡大についても上述の規程の対象とするべきではないか。	No26 と回答まとめる。

270	公募占用 指針	第6章(2) 4) i ①	「特定のリスクのある設置機器の有無」について、「特定のリスク」とは具体的に何が該当するのか例示いただきたい。	「特定のリスク」とは、例えば、採用予定の機器について、稼働実績や維持管理の実績のない機器であるなど、同種のほかの機器と比べて独自のリスクがある場合等を想定しています。
271	公募占用 指針	第6章(2) 4) i ①	「感染症による工期への影響等」について、事業者として必要十分と思われる対策を講じる予定であるものの、今般の COVID-19 に相当規模など収束に半年以上を要する感染症が生じた場合は、運転開始期限日の延長について協議可能としていただきたい。	28 番の回答をご覧ください。
272	公募占用 指針	第6章(2) 4) x ii	感染症による工期への影響や、感染症による技術者不足等の影響等について記載することのだが、新型コロナウイルスの感染拡大により、海外から国内への入国が制限されるような状況を想定する、という認識で良いか。	260 番の回答をご覧ください。
273	公募占用 指針	第6章(2) 7) i	「公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載する。」とありますが、例えば、風況等自然条件が要因で、規定される発電容量は確保可能だが全域を利用しない方が発電価格などの経済合理性の観点で望ましいと判断される場合、全域を対象としないことだけをもってして評価が劣後することはあり得ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	公募占用 指針	第7章(1)	選定通知のタイムラインを明示いただくことは可能か。応札後スケジュールの予見性が確保されれば、工程尤度も最適化でき早期運転が可能になると思料するもの。	123 番の回答をご覧ください。

275	公募占用 指針	第7章(2) 3)	過去の公募占用指針に記載のなかった「具体的には、施行規則第5条に定める基準に明らかに適合しないと判断される公募占用計画は不適合とする。」との記載が追加された理由をご説明ください。当該追加は同1)2)と平仄を合わせる趣旨の修正でしょうか、それとも具体的な事例を想定した追記でしょうか。また、運転開始日前に発電された電力の売却による完工前収入を考慮した公募占用計画は、本規定により不適合とならないことをご確認ください。	ご指摘の点は、審査の考え方をより明確するために追加したものです。 なお、運転開始前の電力の売電については、13番の回答を参照してください。
276	公募占用 指針	第7章(3) 1)	「ヒアリング等を実施する際は、事務局より公募参加者に対し、事前に連絡する」とあるが、具体的に事前通知の期間は目安としてはどの程度を想定しているか。	審査で失格とならなかった事業者に対しては、ヒアリングを実施することを想定しています。その際、可能な限り余裕をもって日時等を連絡します。
277	公募占用 指針	第7章(3) 1)	QA 時期の記載とプレゼン有無の明確化を要望 Q&A 項目の提示は、ヒアリング日に対し余裕を持たせることを要望。ヒアリングおよびプレゼンテーション時期を規定する(入札〆切より〇ヶ月後を目途にヒアリング、●ヶ月後を目途にプレゼンテーションを実施等)ことを要望。	同上
278	公募占用 指針	第7章(3) 1)	公平性を期するため、全ての入札参加者に対しヒアリングが実施される、ないし、いずれの入札参加者に対しヒアリングは実施されない扱いとする旨を明示されたい。ヒアリングが実施される場合の事前の連絡が、どのくらい前になされるのか明示されたい。	同上
279	公募占用 指針	第7章(3) 1)	ヒアリングおよびプレゼンテーションの評価への影響有無を明確にすることを要望	ヒアリング実施の結果も踏まえて評価いたします。

280	公募占用 指針	第7章(3) 2)	「評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、評価項目のうち「関係行政機関の長との調整力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」、「国内経済への波及効果」の4項目については地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取」と記載ありますが、「国内経済への波及効果」は当評価項目から除外すべきと考えますが如何でしょうか。	都道府県知事意見を参考聴取する項目は「関係行政機関の長との調整力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」、「国内経済への波及効果」の4項目としていますが、このうち、「国内経済への波及効果」については、知事意見を最大限尊重する項目とはしていません。一方で、「国内経済への波及効果」には「地域経済への波及効果」も包含されるため、参考聴取の対象としています。この内容は、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第7回)」における議論を反映しています。
281	公募占用 指針	第7章(3) 2)	「国内経済への波及効果」については、都道府県知事の参考聴取は行われるものの、評価に際してはかかる意見が最大限尊重されるものではないという趣旨かと存じますが、「国内経済への波及効果」に関する都道府県知事参考聴取の位置づけをご教示ください。	同上

282	公募占用 指針	第7章(3) 2)	<p>なお、評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、評価項目のうち「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」、「国内経済への波及効果」の4項目については地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、都道府県知事の意見が法第7条に規定する基本方針に掲げる目標と整合的である場合は、特に「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」の項目については、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施する。とありますが、「国内経済への波及効果」について都道府県知事の意見を参考収集する意図について教えていただきたい。最大限尊重はしないが、意見を評価に反映させるということでしょうか。それとも地域経済への波及効果等の知事意見をより適切に出してもらうために参考情報として提供する位置づけなのでしょうか。</p>	同上
283	公募占用 指針	第7章(3) 2)	<p>「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答のNo.360において、「評価プロセスにおいて国が直接関係漁業者の意見を参考聴取することは予定しておりません。」と回答されているが、能代市長や八峰町長に対する聴取については、如何か。聴取対象は飽くまで秋田県知事のみという理解で良いか。</p>	都道府県知事及び第三者委員会の意見を聴取した上で、経済産業大臣及び国土交通大臣が事業者を選定します。
284	公募占用 指針	第7章(3) 2)	<p>評価は学識経験者予備専門家等の意見を踏まえて経産大臣&国交大臣が行うと言う理解で良いか？</p>	同上

285	公募占用 指針	第7章(3) 2)	『都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施する』とあるが、都道府県知事からの第三者委員会への進言は一般開示されるか？	評価の過程は非公開としています。
286	公募占用 指針	第7章(3) 2)	「関係行政機関の長との調整能力」については、都道府県知事意見を最大限評価するとしているが、知事による評価と確認の視点による評価が矛盾した場合の評価はどのように行われるのか。例えば、国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績がなくても、都道府県知事からの評価が高い場合は、トップランナーとして評価される可能性があるのか。都道府県知事はどのようにして評価の対象となっている県外や海外の調整実績を評価するのか。都道府県知事の意見の尊重と評価基準との関係を明確にしていきたい。	公募占用計画の内容について、指針の評価基準も踏まえて都道府県知事意見をいただくこととしており、それを最大限尊重して国が評価します。なお、本公募において国が直接意見聴取するのは秋田県知事のみです。
287	公募占用 指針	第7章(3) 2)	今回の指針より当該都道府県知事の意見が最大限尊重して評価されることから、「関係行政機関の長との調整能力」については、当該都道府県知事との当該案件以外の過去案件調整実績が最大評価されるという認識でよいか。	同上
288	公募占用 指針	第7章(3) 2)	「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」の項目については、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施する」との記載あり。 県知事が自県における事業者の調整能力を評価するルールには納得感がある一方で、県知事が事業者の他県や海外での調整能力実績を評価するルールには疑問が残る。事業者の他県や海外での調整能力実績は、当該知事の意見を最大限尊重する対象外とすることを検討願いたい。	同上

289	公募占用 指針	第7章(3) 2)	「関係行政機関の長との調整能力」は都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施するとある。一方、確認方法は、本内容は国内の洋上/陸上風力およびその他の調整に係る有意義な実績とされているため、秋田県以外での調整実績も評価対象との理解だが、都道府県知事意見は秋田県知事のための聴取となるのか。	同上
290	公募占用 指針	第7章(3) 3)	五島沖公募では、選定事業者について、価格点と事業実現性に関する得点それぞれが開示されていたが、複数事業者が入札した場合は、選定事業者以外の名称や各点数も含めて公表されることになるか。	総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第7回)の資料1の14頁をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/007_01_00.pdf https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf
291	公募占用 指針	第7章(3) 3)	国内洋上風力産業発展の上で、公募評価の公平性や透明性は非常に重要であり、第三者委員会構成員の実名公表、及び評価プロセス・内容の出来る限り詳細な一般開示を求めたい	総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第7回)の資料1の13頁をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/007_01_00.pdf https://www.mlit.go.jp/common/001387237.pdf

292	公募占用 指針	第7章(3) 3)	選定事業者の選定後の通知について、「選定の結果及びその理由、選定事業者の概要(応募企業又はコンソーシアムの名称、コンソーシアム又は SPC 参加の場合は代表企業名および構成員の名称、発電設備出力、建設時に利用する港湾及び当該港湾の利用スケジュール等)については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。」と記載がある。秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖においては、公募占用指針に選定事業者の概要の公表は記載されていなかったが、同様に公表していただきたい。	公募占用計画の概要の公表については、これまでの公募 占用指針にも記載しており、今回、その内容を明確化したも のです。
293	公募占用 指針	第7章(3) 4)	非選定理由の説明範囲について、具体的にその示すことは難しいこ とは理解しますが、事業実現性(120点満点)の内訳について、今後 の公募応札に向けて事業者の改善を促す観点から、第8章 評価の 基準に示す「確認の視点」毎の点数を説明(開示)いただけませんか でしょうか。	今後の制度設計の参考にさせていただきます。
294	公募占用 指針	第8章	「公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の 実施が可能かという観点から総合的に評価する。」とあり、第8章の (1)及び(2)に「海洋再生可能エネルギー発電設備の出力」の多寡は 項目として記載されいない。これは、本指針の第2章(1)2)に規定さ れる発電設備の出力以上であれば、その多寡は評価に影響しない、 すなわち異なる事業者がそれぞれの公募占用計画で標準出力 35.6 万 kW と下限出力 28.48 万 kW を提出した場合、それぞれの出力差、 それだけでは評価点に影響しないと理解して良いか。	ご理解のとおりです。
295	公募占用 指針	第8章	供給価格と事業実現性に関する要素がそれぞれ 120 点ずつ配点さ れているが、より供給価格を重視した配点比率に変更すべき(供給 価格 70%、事業実現性 30%)。	今後の制度設計の参考にさせていただきます。

296	公募占用 指針	第 8 章	「ただし、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する。くじ引きは該当する事業者立ち合いの下で行う。」について、評価が同点となった際、第三者委員会による再検討或いは事業者による再提案の実施等による選定手法とすべき。	評価において、供給価格の評価と事業実現性に関する評価は等しい配点としているためこの方式としております。なお、供給価格は小数点以下2桁を求めていることから、同点となる可能性は高くないと考えております。
297	公募占用 指針	第 8 章(1) 1)	「関係行政機関の長等との調整能力」の確認方法の一つとして「その他の調整に係る有意義な実績」との記載があるが、意味が不明瞭であり、内容の明確化をお願いしたい。発電事業以外のインフラ事業（例：港湾事業、空港事業、上下水道事業、LNG 受入ターミナル事業、ガス配給事業等）の開発・建設・操業実績も同様に評価の対象となるという理解で宜しいか。	「その他の調整に係る有意義な実績」として、ご指摘の発電事業以外のインフラ事業の開発・建設・操業実績は含まれます。
298	公募占用 指針	第 8 章(2)	事業計画の実現性、リスクの特性及び分析等の各確認方法に於いて、公募準備・事業計画策定時点で、国内外の洋上風力発電知見を持つ専門家やアドバイザー等と契約を有し、同意見を取り入れる等の対策を行っていることは総合的に評価されるか？	専門家やアドバイザー等と契約を有し同意見を取り入れていることだけをもって、評価されるものではありません。
299	公募占用 指針	第 8 章(2)	評価基準では運転開始時期が早期であることは明記されていないが、別添2の留意事項には発電事業の「早期」かつ確実な実現とある。運転開始が相対的に早期であることは公募上評価されるか。	評価に当たっては、公募占用計画に記載した運転開始予定日を踏まえて迅速性や事業実現性を評価するものとしております。

300	公募占用 指針	第 8 章(2)	<p>事業の実施能力に関する事項について、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議(第 9 回)(METI/経済産業省)」での議論事項(資料 15 ページ記載事項、下記)を適切に反映すべき。上記の「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る」が意図する内容をさらに明確にする観点から、先行利用者との調整を経て、地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方に基づき評価することとし、公募占用指針に記載する。また、「関係行政機関の長等との調整能力」の項目の確認の方法の例について、これまでは「関係行政機関の長等との調整の実績」と記載しているところ、当該実績の評価の対象をさらに明確にする観点から、当該実績の評価対象は発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了(運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む)までの行政機関との調整実績(海外の実績も評価対象に含む。【その他の補足事項】複数の公募占用計画について公平かつ効率的に評価を行うため、公募占用指針に以下の点を補足して記載することとしてはどうか。【地域経済、国内経済への波及効果】① 提案内容は実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)があるもののみとする。② 経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、-地域経済波及効果については「平成 27 年(2015 年)秋田県産業関連表」(秋田県、2020 年 10 月 21 日公表)とする。-国内経済波</p>	266 番の回答をご覧ください。
-----	------------	----------	---	------------------

			及効果については「平成 27 年(2015 年)産業連関表」(総務省、2019 年 6 月 27 日公表)とする。	
301	公募占用 指針	第 8 章(2)	事業実施実績があることについて、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第 9 回)(METI/経済産業省)」での議論事項(資料 15 ページ記載事項、下記)を適切に反映すべき。上記の「国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る」が意図する内容をさらに明確にする観点から、先行利用者との調整を経て、地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方にに基づき評価することとし、公募占用指針に記載する。	同上
302	公募占用 指針	第 8 章(2)	最先端技術の導入について、最先端技術の導入と実績の確保は相反するものであると考えられるから、確認の方法における「当該技術についての実績」という記載を削除頂きたい。	最先端技術の導入については、事業実現性の観点から、当該技術についての実績や実証結果など信頼性も考慮して評価するため、原案のとおりとさせていただきます。
303	公募占用 指針	第 8 章(2)	事業実現性を適切に評価する観点から、確実に導入可能と見込まれる風力発電機を選定することを要件とすべき。具体的には、採用予定の風車が既に型式認証を取得済みであることを要件とすべき。	型式認証の取得は要件ではありませんが、事業実現性の観点において適切に評価します。
304	公募占用 指針	第 8 章(2)	“洋上風力発電設備の実績として評価されるものは、公募占有計画提出時点で完工しているものに限ると認識して間違いありませんか。上記認識が正しい場合、部分的な完工(例えば基礎や下部構造物のみの完工)はその対象となる部分の実績として評価されますか。”	「事業実施実績」について、公募占有計画提出時点で工事が完成している実績を評価対象とします。なお、部分的な完工については、当該工事が一つの発注工事として完成している場合は、本事業との親和性の観点から評価します。

305	公募占用 指針	第 8 章(2) 1)	国内の洋上風力の実績として、運転開始までに至っていない場合はどのように実績として把握されるのか。例えば設計段階のみ完了している場合は設計のみ実績として評価されるのか、もしくは運転開始になって初めて実績として評価されるのか。また実績については、応札時を評価時点とする理解でよいか。	同上
306	公募占用 指針	第 8 章(2) 1)	事業者自らが観測した風況データについては NK 支持構造物事前審査等を通して、サイトコンディション認証に対して適切な風況観測及び解析ができている程、評価されうると考えてよいか。	独自のデータがあることをもってのみで評価が高くなるものではありませんが、公募占用計画全体としてスケジュールや施工計画等の実現可能性が高いと判断した場合、高い評価となります。
307	公募占用 指針	第 8 章(2) 1)	最先端技術の評価に関しては、安定的な電力供給項目の一部として「今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めているか（当該技術についての実績や実証結果など信頼性も考慮して評価）」となっております。最先端技術に関しては安定的な電力供給に資する項目のみが評価されるという事でしょうか？コストダウン、事業計画の実現性や漁業等との協調・共生等に資する最先端技術は評価対象になるのでしょうか？「技術導入を進めている」と言う意味は、本プロジェクトに採用を確定しているという意味でしょうか？技術導入・技術開発を進めている項目の多寡で評価は変わるのでしょうか？	最先端技術の導入については、本プロジェクトを通して導入を進める、安定的な電力供給に資するための技術が対象です。なお、当該技術の信頼性については、事業実現性の観点からも評価します。また、項目の数が評価に影響を与えることはありません。
308	公募占用 指針	第 8 章(2) 1)	建設時に利用する港湾が他案件の事業者と重複している公募占用計画と、重複していない公募占用計画がある場合、重複していない公募占用計画の方が占用計画の変更リスクが少なくなり評価は高くなるのか。港湾が重複していたとしても後ろ倒しになる可能性は考慮せず、提案書に記載されているスケジュール・計画・供給価格を前提としてそのまま評価することとなるのか。	前半については、重複の有無のみをもって評価が変わることはありません。 後半についてはご理解のとおりです。

309	公募占用 指針	第8章(2) 1)	当該案件の出力規模に比例して経済波及効果も変動すると思いますが、「地域・国内への経済波及効果の評価項目」においても出力規模の実現可能性が「事業計画の実現性の評価項目」と重複・連動して評価されるという理解でよいか。	発電設備の出力規模の大小のみをもって、「地域・国内への経済波及効果」の評価項目に影響することはありません。
310	公募占用 指針	第8章(2) 1)	建設時に利用する港湾が、「当該促進区域内海域と一体的に利用することが可能な港湾は能代港」として指定されているが、能代港以外の港湾を選定した場合、「能代港以外を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港が活用できることを証する資料(対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項(同意の前提条件等)を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類)を公募占用計画の提出時に添付すること。」を満足していれば評価は能代港利用と同等となるのか。	施設管理者の同意書の内容にもよるため、一概には申し上げられませんが、利用する港湾の違いだけをもって、評価に差が出るものとは考えておりません。
311	公募占用 指針	第8章(2) 1)	「事業の確実な実施」の確認の方法として、「洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること」との記載あり。一方、洋上風力発電事業は、(i)開発フェーズ(事業権獲得から融資契約締結・着工迄)、(ii)建設フェーズ(着工から完工まで)、(iii)運営フェーズ(完工以降)に分類できるが、洋上風力の開発フェーズ・建設フェーズは期間も長く、その間に事業者が蓄積する知見も大きい。洋上風力の開発フェーズ・建設フェーズの経験を持つ事業者の実績も確りと評価されることを確認させて頂きたい。	第8章(5)に記載のとおり、EPC等の実績についても評価の対象としています。なお、運営の実績がない場合には第8章(4)に記載の通り、失格要件に該当します。

312	公募占用 指針	第 8 章(2) 1)	洋上風力発電設備の設置・維持管理・運営に関する海外の実績が国内の実績と同等に扱われること、また洋上の実績が陸上の実績よりも重視されていることを歓迎します。しかし、実績の測定において、広範な実績を有する企業と限られた数の設置実績しか持たない企業との間での比較と差別化を認めるように、文章を明確化することを求めます。言い換えれば、両者が第 8 章(5)1)ii)「過去の実績として評価の対象となるもの」に定められている基準を満たしている場合であっても、例えば、試験用のタービン 1 基を設置しただけの企業よりも、長年の経験を持つ企業に対してより高い点数を与えるべきです。	過去の実績の評価に当たっては、公募占用計画に記載された実績が、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いかという観点で確認することとなります。
313	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	確認の視点では「海外の実績も含む」とあるが、確認方法においては、「国内の洋上風力の実績、国内の洋上風力の実績、その他調整に係る有意義な実績」とある。海外の洋上風力の実績は、「その他調整に係る有意義な実績」に該当するのか、それとも日本の洋上風力と親和性がある案件については、国内の洋上風力の実績として評価するという意味なのか。	海外の洋上風力の実績は、「その他調整に係る有意義な実績」に該当します。

314	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	<p>「着手から」とは 1 番最初の地元説明等、何かしら開発を開始した段階からと考えて良いか？また、以前のパブコメでは「公募においては、公募占用指針の評価の視点から最も長期的、安定的かつ効率的な発電事業を行えると評価された公募占用計画を提出した者を選定します。そのため、周辺航路、漁業等との協調・共生については、本案件にかかる調整期間の長さのみをもって評価することは想定していませんが、地元調整の結果として、当該海域でのボーリング調査などで先行的な取組を実施している場合には、当該調査にあたっての関係行政機関の長との調整能力や調査結果に基づく事業計画の実現性など、事業実現性に関する要素で評価されると考えております。」との回答があったがその通りと考えて良いか？</p>	<p>「着手」については、発電事業等のインフラ事業の開発を開始するにあたり、関係行政機関の長等との協議を開始した段階を想定しています。本公募において記載いただくことを想定している実績は、完了している事業（運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む）に係る、行政機関との調整実績です。</p>
315	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	<p>関係行政機関の長等と調整を行う者の実績（発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了（運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む）までの行政機関との調整実績（海外の実績も含む））との記載があるが、「インフラ事業の着手」には開発中、建設中の案件も含まれるのか。また、開発中まで含まれるとすると、公募前の事業可能性調査、環境アセス手続等での関係行政企業との調整実績も含まれるのか。調整実績の範囲を明確に示していただきたい。</p>	同上

316	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	<p>「関係行政機関の長等との調整能力」の確認の視点としての「関係行政機関の長等と調整を行う者の実績(発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了(運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む)までの行政機関との調整実績(海外の実績も含む))」との記載について。</p> <p>①「インフラ事業の着手」について。インフラ事業は(i)開発フェーズ(事業権獲得から融資契約締結・着工迄)、(ii)建設フェーズ(着工から完工まで)、(iii)運営フェーズ(完工以降)に分類できるが、「インフラ事業の着手」には(i)開発フェーズ(事業権獲得から融資契約締結・着工迄)、(ii)建設フェーズ(着工から完工まで)が含まれることを確認願いたい。</p> <p>②「発電事業等のインフラ事業」とあるが、発電事業以外のインフラ事業(例:港湾事業、空港事業、上下水道事業、LNG 受入ターミナル事業、ガス配給事業等)の開発・建設・操業実績も評価対象になることを確認願いたい。</p> <p>③海外の実績に関しても日本の実績と同様に評価されることを確認願いたい。例えば、台湾における洋上風力発電所の開発・建設実績は、日本における洋上風力発電所の開発・建設実績と同様に扱われることを確認願いたい。</p>	同上
-----	------------	----------------	---	----

317	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	「発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了(運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む)までの行政機関との調整実績(海外の実績も含む)」との記載があるが、ここで表現されている「インフラ事業の着手」は具体的イメージがあるか。例えば、環境アセスの配慮書実施は、インフラ事業の着手に含有されるとの理解だが相違ないか。	同上
318	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	関係行政機関の長等との実績の確認に当たって対象となる「インフラ事業の着手」とは、正確には、インフラ事業の着手に資する行政手続き等のうち、既に完了したものを指すとの解釈でよいか。	同上
319	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	地域への経済効果以外は評価対象ではないとの理解でいいか？例えば地域に於ける洋上風力・エネルギー教育の発展、地元企業の人員やスキルの向上等を想定。	ご質問の意味するところが明らかではないですが、例示の項目は「周辺航路、漁業等との協調・共生」に記載いただくほか、経済波及効果が見込まれる場合はその根拠とともに「地域・国内への経済波及効果」の項目でも記載してください。
320	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	確認方法は地元雇用者数といった定量面を重視しているが、地元雇用者数をコミットすることで事業性の足枷となることや、入札時に楽観的に数字を入れる企業が評価される恐れがある。周辺航路、漁業等との協調・共生と同様に、「地元企業や地元関係者に、どのように対話し、現実的な地元貢献策の協議行ってきたかが明らかにされているか」等のアプローチの評価を取り入れるべきではないか？	経済波及効果の項目については、数字の多寡のみをもって評価することは想定していません。提案内容の具体性、確からしさ等について根拠をもってご説明ください。根拠を示す書類については、その内容が具体的に示され、確からしさが認められるものであれば、関心表明書など、MOU や契約書以外の形式でも構いません。

321	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	<p>「地元雇用者数」とあるが、例えば営業運転開始後に事業者の努力で運営・維持管理を効率化した結果、地元雇用者数が減少することは差支えがあるか。(再エネ賦課金等の広く国民が負担している費用を減少させていく観点からは維持管理コストの低減が実際に可能なことを実証していく必要があると考えるが、実質的に公募時の計画から地元雇用を減らすことができない点はその妨げになる定めは望ましくないのではないか。)</p>	<p>地域経済への波及とコスト低減による事業効率化はともに重要な評価要素です。本公募において価格点に加えて、様々な評価基準をもうけている趣旨を踏まえつつ、いただいたような旨を公募占用計画に記載すれば適切に評価されるものと考えます。</p>
-----	------------	----------------	---	---

322	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	<p>関係機関の長等との調整に関して海外の実績も評価対象に含まれたことを歓迎します。しかしながら、点数の配分を詳しく見ると、国内洋上風力の実績や国内陸上風力の実績までもが、海外の実績よりも高く評価されているように見受けられます。以下の理由から、国内と海外の洋上風力発電の実績が同等に扱われることを求めます。</p> <p>1) 海外の事業者は、地域特有のニーズや地域の利害関係者との関係構築に関して幅広い経験を有している。洋上風力発電の開発において様々な環境に適応した経験や能力があることは、これらの事業者が、日本の運営環境の要件を満たすために必要な知見を持っていることを示している。2) 事業の規模や利害関係者の構成は洋上と陸上の事業で異なるため、原則として、洋上の実績を陸上の実績よりも高く評価すべきである。従って、この点に関して国内と海外の実績を同等に扱うこと、また実績のある市場がどこかを問わず、洋上の実績を陸上の実績よりも高く評価することを提案します。そうしない場合、これまで大規模な洋上風力発電事業が日本で実施されてこなかったことから、厳しい洋上風力条件下における関係者との調整に長年の幅広い実績を有する企業よりも、ほとんどあるいはまったく実績を持たない企業が優先されることになる恐れがあります。</p>	<p>洋上風力は日本国内でもまだ事例は限られていることから、国内の別プロジェクトでの調整経験とともに、日本国外の類似事業での調整経験も評価の対象としています。</p>
-----	------------	----------------	--	---

323	公募占用 指針	第 8 章(2) 2)	原則として、経済波及効果の提案内容の評価について日本が定量的・計測可能な基準(産業連関表)の使用を検討していることを評価します。しかし、こうした手法の使用により、基準に「工場の建設」が含まれることを通じて、事実上、現地調達比率要件の採用に(意図しない形であっても)つながらないようにすることが重要です。この問題をどのように回避するつもりなのか、また投資の促進、工場の建設、雇用など基準の項目をどのように定義し、評価するのかについて、さらに詳しく説明して頂ければ幸いです(こうした項目はどれほど厳密に本事業や当該セクターと関連しているのか。新工場や新規雇用だけが対象となるのか、あるいは、既存のものも対象となるのか。実現が将来になる製造能力や人材への投資計画はどう扱われるのか、等)。	経済波及効果の項目については、数字の多寡のみをもって評価することは想定していません。提案内容の具体性、確からしさ等について根拠をもってご説明ください。根拠を示す書類については、その内容が具体的に示され、確からしさが認められるものであれば、関心表明書など、MOU や契約書以外の形式でも構いません。なお、現地調達比率の記載をもって評価に影響することはありません。
324	公募占用 指針	第 8 章(2) 2) i	「先行利用者」という用語が定義なく使用されておりますので、定義を設けていただけますようお願いいたします。	「先行利用者等」を「利害関係者等」に修正します。
325	公募占用 指針	第 8 章(3)	根拠に合理性が認められるのであれば FIT 期間後の資金計画・収支計画を加点・評価対象としない・著しく合理性に欠ける場合は失格要件に該当 等、評価基準の明確化を要望。	公募占用計画の認定の有効期間内で計画された事業計画が評価の対象となります。当該期間内で FIT 認定期間(20年間)を越えて事業を行う場合の資金計画・収支計画についても、事業実現可能性の観点から適切に評価します。
326	公募占用 指針	第 8 章(3)	「金融機関との検討の熟度を示す明確な根拠」の具体的な例示及び加点の明確化 or 完全に評価対象から外す(そもそも LOI・コミットメントレターで評価に差を設けていない)ことを要望。	金融機関との検討の熟度を示す明確な根拠があれば、事業計画の実現性の中で評価されることはあり得ます。根拠の示し方については、各事業者の事情等に応じて様々であると考えています。

327	公募占用 指針	第 8 章(3)	事業実現性の評価項目に対して、各項目の内訳を開示いただきたい。(JICA や円借款などの他の公共入札においては内訳が開示されている例がある)	第 8 章(2)1)に記載の確認の視点をご確認ください。具体的には別紙1, 3～10, 13に記載の内容から評価します。
328	公募占用 指針	第 8 章(3)	迅速性など、評価の対象となる項目については、公募占用指針上で評価基準を明確にすることを要望。(事業の確実性でトップランナー評価を受けるための必須項目となるのか、等)。パプコメ 77 には「事業計画の実現性の評価においてスケジュールは評価の一要素であり、その他の要素を含めて第三者委員会の意見も踏まえて評価いたします。」と記載されており、スケジュールの迅速性(＝運転開始日が早い)単体で評価されるのではなく、事業実現性が高いスケジュールをベースとした公募占用計画になっているという観点で評価されると理解している。従って、その旨公募専用指針に明記するのが望ましい。	事業計画、全体のスケジュール等について実現性が認められることなど、迅速性以外の観点でも評価を行う予定です。
329	公募占用 指針	第 8 章(3)	最先端技術の導入についての評価基準の明確化を要望。導入される技術が「長期的、安定的、効率的な事業の実施の観点にどのように貢献するのか」「その信頼性」(様式集 p32)という点をどのように評価するのかを示し、明確化することで、評価項目に対する正確な理解が広がることが期待される。	307 番の回答をご覧ください。
330	公募占用 指針	第 8 章(3)	欧米での実績についても国内実績と同様の考え方に基づき評価しているが、地震・津波・台風という日本近海の自然状況のみ例示しているのは、トップランナーの海外実績は台湾での実績に限定することを意味するのか。地域を暗に限定するのではなく、厳しい自然環境下のプロジェクト実績について、様々な地域の様々な実績の積み重ねを評価すべき。	先行利用者との調整を経て、地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方に基づき評価することとしています。

331	公募占用 指針	第 8 章(3)	トップランナーに国内の洋上風力、ミドルランナーに国内の陸上風力、最低限がその他の調整実績となっているが、評価確認方法に海外の実績も含めているのだから、海外の洋上風力プロジェクトでの調整実績を国内実績と同様に評価すべき。	322 番の回答をご覧ください。
332	公募占用 指針	第 8 章(3)	「関係行政機関の長等との調整能力」に関し、トップランナーは「国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績」、ミドルランナーは「国内陸上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績」、最低限必要なレベルは「その他の調整に係る有意義な実績」との記載あり。一方、この評価基準表は「海外案件における関係行政機関の長等との調整に係る実績は評価されない」と解釈出来るため、P.49 の「海外の実績も評価される」という基準と一致していないように見受けられる。海外インフラ事業も評価されるよう評価基準の見直しをお願いしたい。	同上
333	公募占用 指針	第 8 章(3)	経済波及効果の評価に関して、産業連関表等を用いて波及効果を試算した金額を評価する場合、全体の事業費が小さくなれば、相対的に波及効果の総額も低くなることになるため、事業費総額も考慮いただき、例えば国内の調達率なども考慮するといった相対的な評価をお願いしたい。経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)が示せるもののみを記載となっているが、こうすると地元関係者との事前調整が集中し、地元との接触を禁止している規定と矛盾する。事前根拠を求めるよりも、書いたことを確実に実行する努力義務を課すことの方が良いのではないか。	323 番の回答をご覧ください。

334	公募占用 指針	第 8 章(3)	公募占用計画に記載する経済波及効果については、地域や国内の調達率が同じでも、事業費が小さくなるとその効果は小さくなるため、調達率にて評価いただきたい。	同上
335	公募占用 指針	第 8 章(3)	関係行政機関の長等との調整能力について、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第 9 回)(METI/経済産業省)」での議論事項(資料 15 ページ記載事項、下記)を適切に反映すべき。また、「関係行政機関の長等との調整能力」の項目の確認の方法の例については「関係行政機関の長等との調整の実績」と記載しているところ、当該実績の評価の対象をさらに明確にする観点から、当該実績の評価対象は発電事業等のインフラ事業の着手から事業完了(運営を伴う事業の場合、事業運営中のものも含む)までの行政機関との調整実績(海外の実績も評価対象に含む)。	266 番の回答をご覧ください。
336	公募占用 指針	第 8 章(3)	「事業計画の実現性があること」に関する評価において、応札時点で実証機が設置されていない次世代機の導入を前提に応札した企業に対する評価方法を明記いただきたい。	確認の観点としては、例えば、風車の型式認証が取得済みか、又は未取得の場合は取得する見通しがあると言えるか、といった観点で確認することが考えられます。

337	公募占用 指針	第 8 章(3)	<p>「事業計画の実現性があること」に関する評価において、応札時点で実証機が設置されていない机上評価のみの性能評価に依拠した次世代機の導入を前提に応札した企業は失格要件に抵触するとの理解でよいか。失格要件に抵触しないとする場合、斯様な次世代機に対する評価方法を明確化いただきたい。背景としては、次世代機が入札時点の想定に即したスケジュール、スペックで開発されるか否かはタービンサプライヤーの開発能力に依存していることから、同リスクは事業者も国もコントロールできないリスクにて、実現性に疑いのある開発リスクについては、適切に評価される必要があると考えているもの。失格要件でない乃至は事業計画実現性評価上の減点が明記されない場合、タービンの性能は大型化等を通じて世代を経るにつれ良化することに鑑みれば、各事業者は定量点追求の為に実証機が設置されていない机上の次世代機を採用することでタリフ削減を追求することとなり、実証機設置以降の想定発電量減・設計変更・それに伴う建設スケジュールの変更によって事業採算性が大きく棄損される可能性がある。結果、当該項目に関して明確なルール作りがなされなかったことにより日本の洋上風力発電開発が遅延発生するリスクや、開発そのものが実現できないリスクが顕在化することを危惧している。</p>	同上
338	公募占用 指針	第 8 章(3) 3)	<p>事業実施実績におけるトップランナーとして「極めて適切な実績(我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績(海外を含む)に限る)」と記載があるが、風車についての実績は応札時点で既に風車型式認証を取得していることだと考えているが、この理解で問題ないか。</p>	同上

339	公募占用 指針	第 8 章(3) 3)	「最先端技術の導入」と「事業実施実績」の関係性について、風車については施工時に導入可能性がある風車は「最先端技術」ではあるものの、応札時については実証機が存在していないことが想定される。応札時において実証機が存在せず、コンセプトだけが存在する風車については、洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績がないものと考えられるが、この理解でよいか。	同上
340	公募占用 指針	第 8 章(4)	事業計画において事業実現可能性があると言えない場合、とはどの客観的指標により判断されるのか、ご教示頂けますでしょうか。例えば、事業全体のスケジュールや設計について、本日時点、国内で求められる基準や要求を満たしていないことを指しているのでしょうか。	御指摘のあった国内で求められる基準や要求について、その適合性を確認します。その他、例えば型式認証未取得かつ、取得見込みが確認できない場合等、事業実現可能性があるとは言えない場合と判断される場合になります。
341	公募占用 指針	第 8 章(4)	リスクにおいて事業実現可能性があると言えない場合、とはどの客観的指標により判断されるのか、ご教示頂けますでしょうか。建設・維持管理において最低限網羅しておかなければならない指標があるのかという質問です。	リスクを何ら具体的に想定していない場合や、リスクを想定していても対応方針が示されていない場合等に、事業実現可能性があるとは言えないと考えています。
342	公募占用 指針	第 8 章(4)	財務計画において事業実現可能性があると言えない場合、とは各々においてどの客観的指標により判断されるのか、ご教示頂けますでしょうか。【様式 3-1-12】には単年度黒字転換時期、累損解消時期、IRRなどが記載ありますが、各々の最低基準がある場合はご教示お願い致します。	資金調達計画の実現性、収支計画の適切性、事業収益性指標等が適切かといった観点から評価します。最低基準を設けることは想定していません。
343	公募占用 指針	第 8 章(4)	関係行政機関との調整能力において事業実現可能性があると言えない場合、とはどの客観的指標により判断されるのか、ご教示頂けますでしょうか。具体的には国内における発電実績の有無が調整能力を判断する指標となるのでしょうか。	関係行政機関との調整能力は、発電実績に限るものではありません。明らかに調整能力に疑義があったと見られる場合は、事業実現可能性がないと判断する可能性があります。

344	公募占用 指針	第 8 章(5)	<p>「EPC 等についての評価対象は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業のほか、候補者として関心表明書【様式 3-2-4】を提出している協力企業の実績も含めて評価することとする。なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。(複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。)」と記載ありますが、ここに記載ある EPC はタービンサプライヤーも含んでいると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>採用する風車については、その選択が計画全体に与える影響が大きいため、複数の記載を認めないこととします。</p>
345	公募占用 指針	第 8 章(5)	<p>「実績については、過去の他事業に係る SPC への出資比率ではなく、その事業における役割及びその実績の本事業における活用方法等を評価する。また、親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価する。」と記載ありますが、仮に資本関係がなかったとしても独占的な協業契約などを通して、人的体制の根拠が明確に示せる場合は、実績評価の対象になると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>個別内容によるため、一概には判断できませんが、資本関係の有無だけで評価対象として認めることはありません。</p>

346	公募占用 指針	第 8 章(5)	SPC の構成員の親会社等について、「人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠」があることを示して、その実績を評価対象にしようとする場合に、当該親会社等の(ア)「事業の実施・管理」の実績及び(イ)「EPC 等」の実績のいずれも評価対象になり得るとの理解でよろしいでしょうか。この点、公募占用指針(案)第 8 章(5)1)i)では、「事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限る」との記載があるものの、同 1)ii)において「親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価する」とされているため、この場合の親会社等の(ア)「事業の実施・管理」の実績も評価対象となるとの理解ですが、この点を明確にしていなければと存じます。	ご理解のとおりです。
347	公募占用 指針	第 8 章(5)	①SPC で公募に参加する場合において、SPC の構成員(SPC の議決権を有する企業)が中間持株会社であり、「人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠」を示して、当該中間持株会社の親会社の実績を自らの実績として評価対象としたい場合に、たとえ当該中間持株会社が投資用のヴィークルであり、従業員はおらず非常勤の役員しかいないという状態であっても、上記根拠を示せば、当該親会社の実績が評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。②むしろ、SPC の構成員たる中間持株会社は投資用のヴィークルで、実体のないペーパーカンパニーであり、その親会社が 100%コントロールしている空箱であるという場合には、実態のある当該親会社の実績が当該中間持株会社の実績と同視され、直ちに評価対象になると理解してよろしいでしょうか。	当該中間持株会社が「SPC の議決権を有する企業」として、事業実施の実績の評価対象となります。当該中間持株会社の構成員の事業実施の実績については、「親会社や子会社等の実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。」(※参加企業の実績と扱えるかどうかを評価するもの)などの観点から、相対的に評価することになります。

348	公募占用 指針	第 8 章(5)	「長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答」19 番においては、SPC の議決権を有する企業の実績について公募占用計画の評価の対象となるが、この場合に、当該企業の議決権保有率の大小のみをもって評価するものではないとされております。SPC 構成員のうち、例えば、5%など議決権保有率が相当に低い企業であったとしても、当該企業の実績も評価対象となり、かつ、SPC の事業体制の中で当該企業の担当する役割が公募占用計画において明確に示されていれば、その実績はその低い議決権保有率の影響で希釈されて低く評価されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	公募占用 指針	第 8 章(5) 1)	洋上風力発電所の EPC において関心表明書を提出している元請け企業の実績は協力企業の実績として評価されると認識しているが、海洋工事を担う下請け企業の実績評価の方が元請けの実績評価よりも高い場合且つ下請け企業からの関心表明書も提出している場合、海洋工事における実績評価においては下請け企業の実績が評価されると理解してよいですか。元請けと下請けの役割分担は明確になっており、海洋工事においては下請けが主に遂行するという前提です。	第6章(2)1)に「公募参加者は、(略)協力企業(略)がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。」としているとおり、元請契約を予定している者以外の協力企業についても評価対象となります。
350	公募占用 指針	第 8 章(5) 1)	甲型 JV であったとしても、各企業の役割が明確化されている場合は、その役割を担う企業の実績が評価される、つまり最も実績評価の低い企業の実績では評価されない、と理解してよいですか。	甲型 JV は共同施工を前提としたものであり、ご質問のように企業間の役割が明確化されている場合は乙型 JV になると理解しております。

351	公募占用 指針	第 8 章(5) 1)	『事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又は SPC の議決権を有する企業に限る』とあるが、コンソーシアム構成員の子会社に事業の実施・管理を委託するケースは評価の対象外となるのか？	評価の対象外です。
352	公募占用 指針	第 8 章(5) 1)	「洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営(維持管理を含む。)に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」の記載内容につき、洋上での風車設置工事は「①風車の設置」と「②海洋土木工事」のいずれにも該当し得ると解釈できるが、どちらに該当するものと判断すればよいか。明確な判別方法(もしくはそれぞれの定義)についてお示しいただきたい。	洋上での風車設置工事は、風車の設置及び海洋土木工事のいずれにも該当します。
353	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) i	「なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。(複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。)」について、協力企業は LOI を提出した複数企業の中から原則選定することとの記載になっているが、協力企業を含む共同企業体(JV)への発注となった場合は差支えがあるか。	例えば海洋土木工事の実績を有さない者を含む乙型 JV で、当該実績を有さない者が海洋土木工事の役割を担う場合など、公募占用計画の変更が認められない可能性があります。

354	公募占用 指針	第8章(5) 1) i	「自らの実績と同等といえる根拠」について、どのような書類を提出すべきなのか明確にすることを要望。(例えば、事業者の事業スキーム上、SPCが2段階となる場合、応募企業の親会社の実績は認められるのか。)自らの実績と同等であることの根拠をいくつか例示することを要望。	例えば、実績を有する人材・チーム等を親会社・子会社から異動させる(具体的な計画を含む)ことを示すことができれば同等といえる根拠となり得ることがあります。
355	公募占用 指針	第8章(5) 1) i	「洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営(維持管理を含む。)に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。」と記載があるが、①各種調査実施、設計、②洋上風車の設置等の海洋土木工事、③(陸上を含むのではなく)洋上風力事業の運営・維持管理、とする方がより正確に事業者の実績を評価できると考えることから修正頂きたい。	御指摘の内容については、今後の検討の参考とさせていただきます。
356	公募占用 指針	第8章(5) 1) i	「先行利用者との調整」とは何を指すか、具体的にご教示頂けますでしょうか。また、先行利用者との調整有無により実績評価への影響はございますでしょうか。	漁業者等の海域を先行的に利用している者と、利用調整を行った実績を指します。 このような実績があれば、一般的には事業実施実績が高く評価されます。
357	公募占用 指針	第8章(5) 1) i	過去の実績としての評価の対象に関し、欧米等における洋上風力発電事業についても評価対象に加わるとの理解で御座いますが、地震・津波・台風等については、「地震または津波または台風等」とどれか一つの事象が含まれる実績で良いのか、または、「地震及び津波及び台風等」と全ての事象が含まれる実績を指しているのか、詳細にご教示下さい。	「地震及び津波及び台風等」の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績を指します。
358	公募占用 指針	第8章(5) 1) i	地震・津波・台風「等」の「等」が含む厳しい自然条件の対象を具体的に ご教示下さい。	落雷や豪雪、海象等当該地域で事業実施に影響を与える事象を想定しています。

359	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) i	欧米等の実績について、必ずしも国内に相当する地震・津波・台風条件でない場合もあるかと存じますが、環境条件と対応については相対評価・絶対評価のいずれに基づくものとなりますでしょうか。	ご質問の意味するところが明らかではありませんが、自然条件については、他事業者の提案内容との相対評価ではありません。
360	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	過去の実績の評価対象となるものとして、「※先行利用者との調整を経て、地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方にに基づき評価する。」とあるが、欧州の環境条件で、国内で実際に起きうる地震・津波・台風等の条件そのものを加味することはなく、現実的には、台湾等、比較的国内と環境条件が酷似している地域の方が同等と考えるべき条件が揃っていると考え。そのため、欧州における実績と台湾などの国内環境と酷似している地域の実績とを比べると、後者の方がより高い評価がされると理解してよいか。	第三者委員会の意見も踏まえて判断するため、一概には言えませんが、「地震及び津波及び台風等」の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績を評価します。そのため、必ずしも「地震・津波・台風等が発生する地域で行った事業実績」のみを判断するわけではありません。
361	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	自然条件については、地震・津波・台風のすべての条件をクリアした実績が必要か。若しくはそのうち、いずれか一項目の条件をクリアした実績があれば一定の評価は頂けるのか。	357 番の回答をご覧ください。
362	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	文意を明確にする為、「陸上等の着床式洋上風車以外の風車を」とされては如何でしょうか。	ご意見を踏まえ記載を修正しました。

363	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	その事業における役割及びその実績の本事業における活用方法等を評価するとあるが、過去の他事業に係る SPC 内での個別企業の役割及び実績は、それが、単に出資参画ではなく真に自らの実績であるという根拠をどのように確認するのか。過去の事業に係る SPC の構成企業が実績を主張する場合の根拠資料としてどのような資料を提出すべきかを明確化すべき。また、その根拠が明確に確認できない場合は、当該実績は評価すべきではない。	354 番の回答をご覧ください。
364	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	「設計・施工・維持管理を行った事業実績」について、高く評価されるのは、設計・施工・維持管理のいずれであるのか明示されたい。「設計・施工・維持管理を行った事業実績」について、より高く評価されるのは、設計・施工・維持管理の何れか 1 つを実施した実績よりも、設計・施工・維持管理のうち複数を実施した実績であることを確認・明示されたい。	事業計画上の役割を踏まえて実績を示してください。 設計・施工・維持管理の役割を別の者で分担して担う場合は、それぞれの役割毎に対応する実績を各者 1 つずつお示し下さい。
365	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	「※先行利用者との調整を経て、地震・津波・台風等の厳しい自然条件に耐えうる設計・施工・維持管理を行った事業実績があれば、欧米等の国外での実績についても、国内実績と同様の考え方にに基づき評価する。」との記載があるが、「先行利用者との調整」について具体的にご教示ください。	356 番の回答をご覧ください。

366	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	「実績については、過去の他事業に係る SPC への出資比率だけではなく、その事業における役割及びその実績の本事業における活用方法等を評価する」との記載あり。一方、入札における公平性を確保する観点から、応募者が過去の他事業における自社の役割・貢献を主張する場合には、出来るだけ具体的な説明を求めるべきであり、その根拠が明確に確認できない場合、当該実績は評価対象外とすべきと考えるが、見解をお聞かせ頂きたい。	354 番の回答をご覧ください。
367	公募占用 指針	第 8 章(5) 1) ii	SPC の構成員 (SPC の議決権を有する企業) 以外の者 (SPC の構成員の親会社など) の実績を評価対象とするために、SPC の構成員は、評価対象としたい実績を有する者について「人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠」を示す必要があるとされております。実績を有する者 (B 社) が SPC の構成員 (A 社) への出資者である場合、上記の「根拠」の有無の判断及び B 社の実績の評価において、B 社の A 社に対する出資比率が影響するのかがご教示いただけますでしょうか。具体的には、以下の事例について、上記の「根拠」の有無の判断及び B 社の実績の評価に差が生じるものであるかご回答いただけますでしょうか。①(i) 実績を有する者 (B 社) が SPC の構成員 (A 社) の 100% 親会社の場合と、(ii) B 社が A 社の 50% 出資の親会社の場合で、差が生じるのでしょうか。②(i) 実績を有する者 (B 社) が SPC の構成員 (A 社) の 100% 親会社の場合と、(ii) B 社の 100% 親会社 (C 社) と B 社で、A 社に 100% 出資するものの、B 社の A 社に対する直接の出資比率は 50% の場合で、差が生じるのでしょうか。	出資比率のみをもって判断することはありません。

368	公募占用 指針	第8章(5) 1) ii ①	「先行利用者との調整」は欧米等の海外では政府が行う場合もあると理解しますが、この先行利用者との調整実績は公募占用計画提出者が自ら実施した調整を指しますか？またこの調整実績が公募占用計画書の評価にどのように影響するかどうか、確認させて下さい。	公募参加者自らが実施した調整を指します。このような実績は、事業実施実績の評価の際に優れた評価を得る要素となりえます。
369	公募占用 指針	第8章(5) 1) ii ①	「先行利用者との調整」は欧米等の海外では政府が行う場合もあると理解しますが、この先行利用者との調整実績が実績の評価に影響するかどうか、確認させて下さい。	同上
370	公募占用 指針	第8章(5) 2)	安定的な電力供給を達成するには、如何にサプライチェーンを充実させるかではなく、いかにプロジェクトの稼働率を高い水準で維持できるかにかかっているため、「高稼働率維持の施策」を評価項目に入れるべきである。(逆説的な言い方をすれば、稼働率が低ければ、どれだけサプライチェーンが充実していても安定的な電力供給にはつながらず、一方で高稼働率が維持できていれば(そもそもトラブルが生じなければ)、サプライチェーンの形成がなくとも安定的な電力供給が実現できていると言える。)	一般的に高い稼働率を維持することは、効率的な事業の実施として高く評価されます。サプライチェーンの形成計画に係る評価においても、緊急時の早期復旧に係る提案など設備の稼働率を高める取組を評価しています。
371	公募占用 指針	第8章(5) 2)	評価対象とするサプライチェーンとして、①②が示されているが、いずれも陸上送配電設備は、評価対象外であり公募占用計画への記載も不要との認識で相違ないか。	本評価は、新たに形成されるサプライチェーンに関する評価について規定しており、陸上送配電設備については、既に国内に成熟した市場があると考えられるため記載は不要です。
372	公募占用 指針	第8章(5) 2) ii	技術開発の観点から評価の対象となるのは、風車本体のみならず、基礎や海底ケーブル、陸上電機設備(陸上変電所、陸上ケーブル等)も含まれると考えてよいか。	同上
373	公募占用 指針	第8章(5) 2) ii	陸上電機設備(陸上変電所、陸上ケーブル等)は評価の対象となるか否か、御教示頂きたい。	同上

374	公募占用 指針	第 8 章(5) 3)	撤去費用は、海洋における施工費(海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費の 70%とあるが、「その他施工費」を明確にされたい。	本公募の供給価格上限額における撤去費の算定のもとにした施工費(工事費)には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上ウインドファーム開発支援事業(洋上風力発電の発電コストに関する検討)2019 年度成果報告書に記載のとおり、基礎工事費、風車工事費、ケーブル工事費、洋上変電所工事費及びその他施工費とされており、本公募段階における撤去費用の算出における「海洋における施工費」もこれと同様といたします。
375	公募占用 指針	第 8 章(5) 3)	「事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、海洋における建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること」と記載がある一方で、「長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である」と記載されているが、海洋における建設工事着手日までに公募占用計画を変更した後に、技術の進展を踏まえ撤去方法及び撤去費用を再度見直すことは撤去作業前であればいつでも可能との理解で良いか。	ご理解のとおりです。ただし、公募占用計画を変更する場合は、法第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号で規定する基準に適合する必要があります。
376	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	「実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)」とありますが、例に挙げられているような締結済みの契約でなくとも、個別具体的な事情から実現可能性の根拠となりうる資料があれば、当該根拠を示した上で、「地域経済等への波及効果」の記載が許されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

377	公募占用 指針	第8章(5) 4)	元請けのEPC企業が国内企業の場合において、2次下請け企業の国内企業全てからもMOU等の根拠が必要となりますでしょうか。根拠の提示は地域への経済波及効果に関するものに限定していただきたくお願いします。	320番の回答をご覧ください。
378	公募占用 指針	第8章(5) 4)	「地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOUなど)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」とあるが、地元雇用についてはどのような資料を根拠として提示する想定かご教示いただきたい。	同上
379	公募占用 指針	第8章(5) 4)	地域経済等への波及効果の評価に関する補足事項に関して、「地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOUなど)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」との記載がございますが、実現可能性の根拠としては例示されているもの以外にLOIや優先交渉権、プレスリリースなども含まれますでしょうか。	同上
380	公募占用 指針	第8章(5) 4)	本公募を通じて提案する事業は稼働開始が数年先となり、現時点で示し得る根拠資料に基づく効果内容の具体性、実現性は決して高くないと考えられる。このように提案時点では、検討熟度が一定程度流動的である内容でも、相手方との協議状況が確認できる根拠資料に基づき、経済波及効果を算出、提案書に記載して良いか。	同上

381	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	『地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)が示せるもののみをその根拠と合わせて記載すること』とあるが、契約、協定書の詳細中身・法的拘束力等によって評価に優劣が生じることはあるか？	提案内容の実現可能性の根拠の内容については、提出された経済波及効果の確からしさの評価に影響します。
382	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	「地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」とあるが、実現可能性の根拠の内容、性質により、評価は変わりうるのか。例えば、既に調達契約の締結に至っている場合、MoU などの締結などと比較し、高い評価となるのか。	同上
383	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	地域経済等への波及効果の評価に関する補足事項として「地域経済波及効果については『平成 27 年(2015 年)秋田県産業関連表』を用いること」と記載があります。計算方法によって結果が異なることも考えられるが、計算方法を示すことは求められない理解でよいか。	前提条件を確認するため、計算方法についても記載してください。
384	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	地域振興策には、例えば観光施設を設置して観光振興を図るなど、SPC が自主的な投資をすることで経済効果を得るような施策も含まれる。これらの施策による経済波及効果の実現可能性の根拠は、契約書や MOU など、特定の企業を相手とした書類はなじまないため、類似案件での実績を実現可能性の根拠として認めていただきたい。また、その旨を該当箇所に明記いただきたい。	御意見のような事例では、例えば、自治体との協議内容を証する書類や具体的な事業計画書など、確からしさを確認できる資料を添付してください。

385	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	「地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること」とあるが、関心表明書(LOI)についても実現可能性の根拠に含まれるよう認めていただきたい。	320 番の回答をご覧ください。
386	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	提案内容の実現可能性の根拠として設備投資決定や調達契約、MOU などが例示されているが、評価の対象とするために必要な記載項目について具体例を伺いたい。指針(案)の「MOU など」の『など』の中には、詳細な契約内容までは言及していない、いわゆる「関心表明書(LOI: Letter of Intent)」も含まれているという理解で良いか、確認させていただきたい。	同上
387	公募占用 指針	第 8 章(5) 4)	提案内容の実現可能性の根拠として設備投資決定や調達契約、MOU などが例示されているが、実現可能性の根拠について、特に文書名を限定せず、事業者の創意工夫・裁量としていただけないか。	同上
388	公募占用 指針	第 9 章(2)	選定事業者選定から認定、公示までのタイムラインを明示いただくことは可能か。公募占用指針(案)では、公募占用計画の認定までに選定事業者が協議会において説明するとあるため、公示までのタイムラインが分かれば、協議会の準備・手続き・実施を円滑に実施できる。	御指摘のプロセスについては、事業者選定後に、協議会事務局である国・県や協議会構成員で調整し、協議会を開催したうえで公募占用計画認定の申請手続きなどを進めていくことを想定していますが、協議会構成員との日程調整等も必要となるため、具体的にスケジュールを示すのは困難です。

389	公募占用 指針	第9章(2)	<p>公募占有計画の認定前に公募占有計画の概要とあわせ、公示する占有区域及び期間について選定事業者が協議会において説明する。と記載があるが、協議会とは関係漁業者等の利害関係者との協議会との認識で相違ないか。またこの協議会での説明を含め、選定事業者の選定後の協議会の招集や会議室の準備など事務的な手続き等は、選定事業者が全てを実施するとの認識でよいか。</p>	<p>前段についてはご認識のとおり、法定協議会のことを指しています。後段については、現時点では、国、県が事務局であり、選定事業者とも連携しながら進めていくものと考えています。</p>
390	公募占用 指針	第9章(3)	<p>「本規定に基づき公示する促進区域内の区域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置や維持管理に必要となる区域も勘案して指定するものであり、選定事業者以外の者の占用の申請を制限することとなる。そのため、公募占用計画の認定前に公募占用計画の概要とあわせ、公示する占有の区域及び期間について選定事業者が協議会において説明するものとする。また、ここで公示する占有の区域及び期間は必要最小限にすべきであり、公募占用計画認定後においては、選定事業者と関係漁業者等の利害関係者が協議を行い、必要に応じ、公募占用計画の変更を行うものとする。」と記載ありますが、専用区域の変更は関係漁協者等の調整次第では認められるものの、計画認定後のレイアウト変更は極力避けるべきという解釈でしょうか。事業者選定後の詳細調査によりレイアウトの変更が発生する可能性は高いため、質問させて頂くものです。</p>	<p>公募占用計画を変更する場合は、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する必要があります。</p>

391	公募占用 指針	第 9 章(3)	<p>本公募占用指針(案)第 9 章(3)の「本規定に基づく公示する促進区域内の区域」についてお伺いしたい。まず、公募占用計画に記載すべき「促進区域内海域の占用区域」(再エネ海域利用法(以下「法」という。)第 14 条第 2 項第 1 号)は、本公募占用指針(案)第 6 章(2)2)i)に記載のとおり「発電設備とロータの旋回により占有することとなる区域のみ」との理解である。これに対し、法第 17 条第 2 項に基づき公示される「促進区域内海域の占有の区域」とは、「発電設備とロータの旋回により占有することとなる区域」に限られず、当該区域に加えて、発電設備の建設、維持管理、撤去といった目的のうち排他的に使用する区域(すなわち、法第 19 条第 3 項に基づき、選定事業者以外の者による占有を排除する必要がある区域)を含めるとの理解であるところ、当該区域を含めた区域を、別紙 3(占有の区域、様式 3-1-5)に記載する理解でよいか。この場合、様式 3-1-5 には、「再エネ海域利用法第 17 条第 2 項に基づき公示される占有の区域について、同法第 14 条第 2 項第 1 号の占有区域と異なる区域の指定を希望する場合、建設段階、維持管理段階及び撤去段階のそれぞれの段階に応じて必要な区域」を記載すべきと記載されているが、工事での一時的な使用であれば、同別紙に記載することまでは不要であり、あくまで選定事業者以外の者による占有を排除する態様で排他的に使用したい区域があれば記載することになる、との理解でよいか。</p>	<p>御意見をふまえ様式集を見直します。</p> <p>後半の御意見については、一時的な工事の場合であっても、選定事業者以外の者が占有することにより工事に支障を与えることは想定されますが、不要とのお考えであれば、様式への記載は必要ありません。</p>
-----	------------	----------	---	---

392	公募占用 指針	第9章(4)	現時点での入札ルールでは、公募のために確保された複数の接続契約が存在する場合、事業者が全ての接続契約を継承し、実際に接続する義務を負う。一方、事業者が電力設備最適化の観点から全ての接続契約を継承することを合理的では無いと判断する場合、事業者が接続点を任意に取捨選択可能な規則に変更願いたい。	本公募においては、第2章(1)2)に記載の確保されているシステムを活用することを前提に事業者を公募します。
393	公募占用 指針	第9章(4) 1)	「系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、本公募占用指針で定める条件により、選定の通知を発した日の翌日から3ヶ月以内に遅滞なく当該系統容量に係る全ての接続契約、工事費負担金契約及び東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスによる系統の場合は工事費負担金補償契約を選定事業者へ承継することを条件とする。」に関連し、仮に選定事業者が系統提供事業者の本件契約上の地位等を必要としない公募占有計画を提出した場合も、本件契約上の地位等を承継する必要があるのか確認したい。例えば、本促進区域の35.6万kWのうち、確保されている系統が29.6万kWと6.0万kWであるとの仮定の下、ある事業者が公募占有計画を29万kWで応募し、選定事業者となった場合、選定事業者は29万kWの系統容量のみ必要と考えられ、6.0万kWの系統容量は不要であると考えられる。このような場合でも、選定事業者は6.0万kWの本件契約上の地位等を系統提供事業者から承継する必要があるのか確認したい。	同上

394	公募占用 指針	第9章(4) 1)	公募のために確保された複数の接続契約が存在する場合、発電事業者側の電力設備の最適化、ひいては国民負担の軽減の面から、選定事業者が複数の接続契約の接続容量を統合して、一つの接続契約により系統を承継できるよう公募占用指針に明示して頂き、また一般送配電事業者への必要な手配をお願いしたい。	<p>いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、現状において、複数の接続契約の系統容量の統合は、安全性・公平性の理由により、託送供給等約款上、確保された系統容量の解除と再度の接続検討が必要になると考えられますので、ご留意下さい。</p>
395	公募占用 指針	第9章(4) 1)	「上記の期間内に、合理的な理由なく、系統提供事業者が本件契約上の地位等を承継しなかった場合や、選定事業者が本件契約上の地位等の譲渡対価を支払わなかった場合には、今後、一定の期間、法に基づく公募(本促進区域以外の海域に係る公募も含む。以下同じ。)への参加を認めないこととする」について、「合理的な理由」の判断基準ないし具体例を明示して頂きたい。	<p>まず、系統を提供した事業者が不当な不利益を被らないようにするため、原則、公募により選定された事業者は、確保されている系統の全容量およびそれに付帯する条件について、系統を提供した事業者から承継を受けることを前提に本公募は実施しております。</p> <p>その上で、選定の通知を発した日の翌日から3ヶ月以内に承継されることを前提としており、例えば選定事業者と系統提供事業者間の承継対価の協議において、指針に記載した算定式を用いず個別の協議を行い承継手続きが遅延するなどの「合理的な理由」に該当しない場合を想定していません。</p>
396	公募占用 指針	第9章(4) 1)	「工事負担金契約及び東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスによる系統の場合は工事費負担金補償契約(以下、～)を選定事業者へ承継することを条件とする」と記載してあるが、承継される工事費負担金補償契約に基づく、事業者選定後の支払い金額及び支払いスケジュールを明確化していただきたい。	82 番の回答をご覧ください。

397	公募占用 指針	第9章(4) 1)	選定事業者が事業実施期間を公募占用計画で25年と記載した場合には(5年間は非FITになるものの)、25年の接続契約をするよう国が電力会社に促すのでしょうか。それとも、調達期間20年の満了に伴って接続契約が終了し、非FITで売電をする5年間分は再度接続契約を締結し直さないといけないのでしょうか。	接続契約については、事業者と一般送配電事業者との間での契約ですので直接協議ください。
398	公募占用 指針	第9章(5)	「洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。」と記載ありますが、特にタービンは日進月歩で開発が進められており、数年後には新しい機種が投入されていることが予想されます。仮に公募占用計画認定後にタービンを変更し、変更の認定を行った場合、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更でない限りはタリフの変更は要求されないとの理解で宜しいでしょうか	供給価格を事業者選定後に見直すことは想定していません。
399	公募占用 指針	第9章(5)	公募占用計画の変更に関連し、「海洋再生可能エネルギー発電設備の出力」の変更について伺いたい。公募占用計画認定後の選定事業者による各種調査・検討の結果、風車基数の削減等、公募時の想定出力より下がる計画変更をせざるを得ないとなった場合、本指針の第2章(1)2)に規定される発電設備の下限出力(28.48万kW)以上かつ「やむを得ない事情であること」を説明できれば、認められる変更と考えて良いか。	公募占用計画の変更を認める基準については、公募占用指針第9章(5)1)のとおりです。

400	公募占用 指針	第9章(5)	<p>「洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる」と記載ある中で、「なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認した上で判断するものとする。」ともあります。変更事由を精査する上で、技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与することと、変更が真にやむを得ないという2つの条件は両立しえないことから、技術の向上による公共の利益増進と真にやむを得ない場合のいずれかに該当する場合変更が認められるという理解でよいか。</p>	<p>選定事業者は、公募占用計画に基づき事業を行うことが大原則であり、その内容をもって評価・選定されている趣旨に鑑み、御指摘の2つの点が両立する場合には変更を認めることとしています。</p>
401	公募占用 指針	第9章(5) 1)	<p>「その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認した上で判断する」とあるが、公共の利益の増進に寄与するものであれば変更理由が真にやむを得ないか否かに関わらず変更は認められているため、「変更理由が i) 及び ii) の変更を認める場合の基準を満たす場合には合理的な範囲で認める」としてはどうか。</p>	同上
402	公募占用 指針	第9章(5) 4)	<p>2社が公募時にSPCの議決権を各々50%保有していた場合、運転開始日後、各々の企業が25%迄保有割合を下げることに関しては公募占用計画の変更申請をする必要はあるが、変更が許可される可能性は高い、という理解で正しいでしょうか。</p>	<p>公募占用計画の変更申請については、個別にその可否を判断するため、変更後の議決権の保有割合のみをもって一概に判断することは困難です。</p>

403	公募占用 指針	第9章(5) 4)	SPCの議決権を有する企業が自ら設立した管理・運営事業(O&M)にSPCの実施・管理を委託する場合、議決権を有する企業がSPCへの出資比率を減らしても問題ないか。	ご質問の場合でも、変更申請は必要です。
404	公募占用 指針	第9章(5) 4)	公募占用計画別紙2【様式3-1-4】に記載したSPCの議決権を有する企業(2社を想定)が、企業間(2社間)で議決権の譲渡(合計の議決権は変わらない)をしても問題ないか。	ご質問の場合でも、変更申請は必要です。
405	公募占用 指針	第9章(5) 4)	事業者選定時点の前提として評価した事業者の影響力が弱まることなく、事業の確実性が担保されない可能性についても影響がない場合において、SPC構成企業のグループ会社間でのSPCの株式・権利譲渡について特段の制約がないことについて確認させて頂きたい。(例:AというSPCの構成企業のひとつであるBの100%株主Cが100%保有する会社D(SPC構成企業Bからすれば兄弟会社)にAの持分・出資比率を譲渡する例等。)	同上
406	公募占用 指針	第9章(5) 4)	「特に、㊦議決権の最も大きい企業を変更する場合、㊧SPCの議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙2【様式3-1-4】に記載した企業が脱退する場合、㊨評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模(※1)を下回ることとなる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、㊩①②の要件への適合性を慎重に判断する。」について、合同会社では、必ずしも議決権比率と出資比率、経済的利益等が一致しない場合があるが、議決権の変更を伴わない出資比率や経済的利益の持分の変更については認められるという理解でよいか。	御指摘の点については、法第18条第2項第1号、第2号の観点から個別に判断いたします。

407	公募占用 指針	第9章(5) 4)	「特に、㊦議決権の最も大きい企業を変更する場合、㊧SPC の議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙2【様式 3-1-4】に記載した企業が脱退する場合、㊨評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模(※1)を下回る事となる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、㊩㊪の要件への適合性を慎重に判断する。」について、同一親会社、又は中間持株会社の傘下にある兄弟会社間での持分譲渡・移転については、許容されているという理解で良いか。	同上
408	公募占用 指針	第9章(5) 4)	「特に、㊦議決権の最も大きい企業を変更する場合、㊧SPC の議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙2【様式 3-1-4】に記載した企業が脱退する場合、㊨評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模(※1)を下回る事となる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、㊩㊪の要件への適合性を慎重に判断する。」について、事業SPCとその親子会社の合併は、議決権の変更にあたらないという理解でよいか。また、事業SPCとその親会社間に、中間持株会社を入れることについても、問題ないか。	同上

409	公募占用 指針	第9章(5) 4)	「特に、㉞議決権の最も大きい企業を変更する場合、㉟SPC の議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙2【様式 3-1-4】に記載した企業が脱退する場合、㊱評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模(※1)を下回る事となる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、㉠㉡の要件への適合性を慎重に判断する。」について、親会社が無限責任組合員として運営しているファンドが、事業SPC の持分を取得した場合は、議決権の変更となるのか。	同上
410	公募占用 指針	第9章(6)	「選定事業者は、選定後速やかな再エネ特措法第9条第1項の規定による認定(以下「FIT 認定」という。)の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、選定事業者の選定の通知があった日の翌日から起算して1年以内にFIT 認定の申請をしなければならないこととする。」と記載ありますが、公募占用計画の認定は選定から1年以内に行われるとの理解で宜しいでしょうか。	公募占用計画の認定は、SPC の設立及び第9章に記載の通り評価の過程で提示された補足資料や記載事項の訂正等を加えた上で選定事業者から認定の申請をいただく必要があるため、これら手続きの状況次第となります。

411	公募占用 指針	第9章(6)	FIT 認定申請には、送電線路の占用許可や土地の権利者の合意が必要です。長距離の自営線の場合、FIT 認定申請期限(事業者選定から1年以内)までに調査、測量を実施し、設計を行った後、許可や合意を得ることは困難です。現在の申請期限は、第3次保証金の期限を踏まえ決定された経緯があると認識しており、着床式の場合は当該保証金の期限である2年にするなどの検討が必要と考えます。[2020年11月27日の「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」に関する意見募集の結果について]のコメント番号545において、「FIT 認定の申請に当たって必要な要件については整理の上、公表することといたします。」と回答いただいておりますが、検討状況をご教示いただけないでしょうか。	引き続き、検討中であり、FIT 認定の申請に当たって必要な要件については整理の上追って公表いたします。
412	公募占用 指針	第9章(6)	公募占用計画の認定後にFIT 認定の申請を行う、という認識で相違ないか。	同上
414	公募占用 指針	第9章(6)	本項ではFIT 認定の申請期限のみ記載されていますが、当該申請は事業者選定から1年以内と比較的早期に対応が必要なことから、予めFIT 認定に必要な要件を提示いただけませんか。特に発電設備設置場所に係る使用権原について、海岸保全区域を除く洋上は海域占用許可ではなく公募占用計画の認定とすること、陸上送変電設備用地については現行の陸上風力に倣った取り扱い、即ち「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」2021年4月1日改訂(再生可能エネルギー推進室)に準拠することを明記してはいかがでしょうか。	同上

413	公募占用 指針	第9章(6)	FIT 認定の申請に当たって必要な要件については整理の上、公表することとされていたが、整理がなされているのか。整理がなされているのであれば公募占用指針に明記いただきたい。	同上
415	公募占用 指針	第9章(7) 2) ii	占用料に関して、「公益上特に必要があると認められるときには、占用料を減額し、又は免除することがある」との記載だが、想定される具体事例を示していただきたい。	国立研究開発法人が調査をする場合等を想定しています。
416	公募占用 指針	第9章(7) 2) iv	「関係漁業者の了解」とは、個人ではなく、秋田県漁業協同組合及び秋田県峰浜漁業協同組合の2団体からそれぞれ書面を取得すると解してよいでしょうか。	基本的には、協議会構成員である漁業協同組合から書面を取得するものと考えておりますが、漁業協同組合の意思決定方法等により変わりうることから個別の確認・調整が必要となります。
417	公募占用 指針	第9章(7) 2) iv	後半の記載によれば占用許可を取得後には変更が認められないということではなく、変更が生じる場合には、公募占用計画を変更したのちに改めて占用許可を取得する必要がある、という理解でよいか	ご理解のとおりです。
418	公募占用 指針	第9章(7) 2) iv	「洋上風力発電設備及び付属設備の設置までに」とあるが、明確な基準を教えてほしい。例えば陸上工事が先行する場合は、陸上工事の着手までに了解を得る必要があるか。	洋上風力発電設備及び付属設備の設置までに、関係漁業者の了解を得るべき事項は「発電事業の実施」であり、本事業を実施する上で必要な工事を実施する前に関係漁業者の了解を得る必要があります。

419	公募占用 指針	第9章(7) 2) iv	『「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一解説」(全て洋上風力発電施設検討委員会)の則って、設置及び維持管理を実施すること』とあるが、抑々国内に於ける洋上風力発電設備設置・維持の実績がなく、今度ルールや手法が実態や経験に合わせて変わることも想定される。また先行する欧州に於けるベストプラクティスやノウハウの導入を考えた場合、必ずしも既存のガイドラインに則ることば最善でないことも起こりえる。現在の文言では、かかる改良や先行市場のノウハウ導入のインセンティブが働かず、またそれらが評価上減点対象となる恐れがある。よって、記載を『等を参照に、最適な設置及び維持管理を実施すること』とすることを提案する。	今後、実績の蓄積や、欧州のベストプラクティスを踏まえ、必要に応じて、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一解説」について見直していく予定としています。
420	公募占用 指針	第10章 (2)	「本公募においては、系統提供事業者が本件契約上の地位により確保している系統容量を活用することを前提としているところ、公募参加予定者が、それぞれの事業者の責任の下で、出力規模の変更等が可能か否かについて、接続検討申込みを行うことで一般送配電事業者に確認することが可能である。」とあるが、出力規模の変更ではなく、事業者が連系したい風車の仕様での当該連系点での接続が可能かを確認するため、接続検討申込みを実施することは可能と考えて良いか。	9番の回答をご覧ください。
421	公募占用 指針	第10章 (2)3) iv	「本公募に係る接続検討は、各事業者1件ずつ、順番に検討を行うこととなる。」について、接続検討申請が多数存在し、公募期限までに接続検討が間に合わない場合も想定し得るのか、また、その場合、公募に於ける公平性をどのように担保するのか、ご説明頂きたい	一般的には3ヶ月を要するとされております。公募への参加を検討している場合は、余裕をもって接続検討申し込みをしてください。

422	公募占用 指針	別添1	各事業者が個別に自治体に問い合わせると自治体の負担となるため、港湾区域、海岸保全区域の座標についてもご教示いただけないでしょうか。	港湾管理者及び海岸管理者にご確認ください。
423	公募占用 指針	別添1	本公募対象区域は、能代港港湾区域に接しているが、港湾区域を定める告示(昭和56年3月24日 秋田県告示第199号)による能代港の港湾区域境界と、能代港港湾計画図(秋田県能代港湾事務所)による港湾区域境界では境界部に相違が生じているが、港湾区域を定める告示が優先されるとの理解でよいか。	港湾管理者にご確認下さい。
424	公募占用 指針	別添2	「選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり。電波環境に支障を及ぼすことがないよう、十分に配慮すること。」とあるが、「電波環境」とは具体的に何を指すのか？	電波無線通信、気象、防衛レーダー等の電波送受信の環境を想定しています。
425	公募占用 指針	別添2	今後設置される基金への出捐等(以下「基金への出捐等」という。)は目安額の20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%以上を上回って出捐した場合は、特段の評価上の加点要因とはならず、かつ八峰町や能代市以外に基金を設置した場合においても同様の整理であることを確認したい。	基金については、協議会意見取りまとめの内容を踏まえながら、地域との共生に関する事項として、都道府県知事意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を行います。 なお、基金以外の地域共生策についても、事業者の提案を妨げるものではありません。
426	公募占用 指針	別添2	「基金への出捐等の規模(総額)については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。」について、0.5%より多い金額を出捐する場合により良い評価を得られるのか、逆に、0.5%未満の金額を出捐する場合はより評価が下がるのか、伺いたい。また、出捐の規模や金額に対する評価基準があれば伺いたい。	同上

427	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	基金への出捐の規模と時期について、事業者選定後に協議会構成員や基金設置者との調整を経て確定するものと理解しているが、公募時点では、基金への出捐の規模や時期について評価はしないと考えてよいか。また、事業期間を 20 年以上で計画した場合でも、基金への出捐等の規模(総額)については、20 年間の売電収入と見込まれる額の 0.5%を資金計画に折り込めばよいか。地域や漁業との共存については、協調・共生を目指すものであって、補償は対象外との理解しているが、基金への出捐等という記述の「等」には具体的に何が含まれているのか。	同上
428	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	・5 ポツ目に「選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講ずること」との記載あり。 ①基金への出捐「等」とあるが、基金への出捐以外に事業者独自で予算を設け、地元・漁業との協調・共生策を実施することが問題無いことを確認頂きたい。 ②上記の事業者独自での協調・共生策の実施については、事業者が発電事業で得られた利益を還元するものであり、特段の予算下限・上限といったルールは設けられないことを確認頂きたい。	同上
429	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	基金への出捐の時期について、事業者選定後に協議会構成員や基金設置者との調整を経て確定するものと理解しており、公募時点では、基金への出捐の時期によって、評価に差は設けないと考えてよろしいでしょうか。	出捐の時期のみをもって評価することはありませんが、実現可能性が明らかに低いと判断される場合等は評価に反映することもあり得ます。

430	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	・2 ポツ目に「選定事業者は洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること(地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力等)」との記載あり。一方、公募占用指針によると、事業者は発電量全量を地元電力会社に売電する必要があるため、一部の電力だけを指定避難場所等に供給することは技術上・制度上認められていない。地元電力会社以外への売電も提案可能、と理解していいか、確認頂きたい。	例えば、FIT 特定卸供給の制度を活用した方策が考えられます。
431	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	「選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること(地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力等)」とあるが、選定事業者は公募占用計画にて提案・記載する協力内容を超えた協力義務はないと考えてよいか。	同上
432	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	・8 ポツ目に「建設工事の 1 年程度前から漁業影響調査に着手することとし、発電事業の開始後も継続して実施」との記載あり。①政府が「漁協影響調査」の頻度・詳細度をどのように想定しているか説明頂きたい。②「発電事業の開始後も継続して実施」とあるが、どの程度の期間を想定しているのか説明頂きたい(調達期間と同等の 20 年を想定しているのか?)	「八峰町及び能代市沖における協議会 実務者会議」の資料をご覧ください。
433	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	協議会意見とりまとめにある漁業影響調査につき、公平性の観点から、実務者会議における検討内容を踏まえた調査の具体的方法(調査項目含む)及び時期を明記いただきたい。	同上

434	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	「また、各年度の基金への出捐等の額、用途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。」とあるが、基金の金額の多寡、基金外の出捐額の多寡は評価の対象にならないと考えてよいか。言い換えれば供給価格が高い方が、売り上げの 0.5%にあたる基金額は高く設定されるが、評価されるのは金額規模ではなく、如何に金額の範囲で最大の効果を発揮しているかという点でよいか。	425 番の回答をご覧ください。
435	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	「基金への出捐等」(72 頁)の「等」としては、基金の出捐のほかにごのような取組みがあり得るのでしょうか。協議会構成員との協議の内容によるものとは思いますが、想定され得る例などあればお示しいただけると有難く存じます。	同上
436	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	基金への出捐の有無・金額の多寡は、事業者選定における評価その他の取扱いに差異を生じさせますでしょうか。	同上
437	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	「漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。」とあるが、客観的に支障が認められない場合に関係漁業者に対して補償を支払うことは認められないとの認識でよいか。	補償の支払いは、民間での取り決めであり、政府の認可対象ではありません。なお、漁業の操業等への支障が認められない場合は漁業補償という扱いにはならないものと考えます。

438	公募占用 指針	別添 2 3. (2)	第三者供賄(刑法 197 条の 2)の「第三者」には地方公共団体を含むあらゆる第三者が該当し得るところかと思いますが(最判昭和 29 年 8 月 20 日)、公募占用指針において示されている基金への出捐を予定して公募に参加すること、基金への出捐を承諾すること、現実に基金への出捐を行うことは、贈賄罪に該当しないということについてご確認いただけますでしょうか。	公募占用指針に別添している協議会意見とりまとめにおいて、基金の目的は地域や漁業との協調・共生策を講じるためのものと明示されており、また基金への出捐規模についても公募参加者全員が公平に認識可能なものとなっております。また基金への出捐額の大きさの順によって公募で高く評価されるものではないです。そのため、基金への出捐は公募参加者による見返りに当たるものとはいえ、第三者供賄罪には該当しないと考えます。
439	公募占用 指針	別添 2 3. (3)	「各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと」とあるが、周辺の港湾区域において、洋上風車を建設中であり、当該風車への影響を考慮する必要はあるか。考慮する場合は、公平性の観点からどのような影響(例えば、風車間の離隔等)を考慮すべきか明確化いただきたい。	既存施設への影響は、施設の種別・特性等によって変わることから、当該施設の管理者に対して、どのような状況が既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすのかを含め、丁寧な説明・協議をお願いします。
440	公募占用 指針	別添 2 3. (6)	『選定事業者は、環境影響評価における予測、評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査(騒音、超低周波音、鳥類、海洋生物等)を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること』とあるが、環境影響評価の為の調査の範囲や頻度や公募の際に事業者が提示をするという理解でいいか？また評価内容そのものが公募に評価基準にあたるか？	環境影響評価は、公募に際して事前に実施することを求めているわけではないため、その内容をもって評価することはありません。 なお、事業実施に当たっての環境保全措置については、事業者が提案することとなりますが、地域との共生に関する事項として評価されることはあり得ます。

441	公募占用 指針	別添3	<p>「能代港の賃借に関して東北地方整備局へ支払う貸付料は 50 億円を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで案分した金額を、本公募の選定事業者が負担する事を基本とする」とあるが、事業者の確実な事業実施を行う上での適正な利益保護と、国民負担の低減の観点から、入札価格を算出する上での公募参加者に共通の前提条件を提示の上、将来複数事業者間で貸付料を案分した際は、事業者が公募占用計画上で記載した採算性に(アップサイド・ダウンサイドともに)影響が生じないよう、供給価格を調整するような仕組みとして頂きたい。</p>	<p>港湾の利用状況をどのように想定するかは「事業計画の実現性」や「リスクの特定及び分析」等にも関連するものであり、各事業者において御検討願います。なお、供給価格を事業者選定後に見直すことは想定していません。</p>
442	公募占用 指針	別添3	<p>「促進区域と一体的に利用できる港湾東北地方整備局へ支払う貸付料は 50 億円(最長 20 年の均等分割払い)、秋田県へ支払う貸付料は 50 億円(最長 20 年の均等分割払い)を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする。」について、緊急的な中・大規模メンテナンスが必要となった際、能代港が他事業者の利用により使用できず「一時的」に秋田港を使用することも考えられる。そのように長期的な賃貸借契約を締結していない拠点港を一時的に使用したい場合においても、賃貸借契約の締結および貸付料の支払いは必要となるのか。また、「建設時に利用する拠点港」と「計画的な大規模メンテナンスで利用する拠点港」が異なる場合、大規模メンテナンスで利用する拠点港の賃貸借契約の締結および貸付料の出力按分の支払いは必要となるのか。</p>	<p>事案の状況次第ではありますが、基本的にはご理解のとおりです。</p>

443	公募占用 指針	別添 3	同港湾施設利用に伴う貸付料は東北地方整備局、秋田県へ支払う貸付料について同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担すると理解です。Round 1、Round 2、Round 3 等の事業者と按分することが想定され、事業者としては入札上、いくらで概算すればよいかご教示頂きたい。	貸付料の毎年度の支払額を設定するためには、他事業者との契約時期・出力量の設定が必要となりますが、この点は各事業者が独自に想定の上、設定ください。なお、極端に妥当性を欠く場合は評価を減じる場合があります。
444	公募占用 指針	別添 3	港湾リース料につき、「(貸付料等)…(略)、同港湾施設と賃貸借契約を締結するほかの風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする」とあるが、本公募選定事業者が合理的に按分対象となる他事業者の参入時期・出力量を認識する事は不可能である。選定事業者が負担する金額を明確化する事は事業の予見性を高めるとともに、調達価格低減にもつながるものであることから、当該港湾施設を利用する他案件の出力並びに使用時期を明確化していただきたい。	同上
445	公募占用 指針	別添 3	「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」にて、選定事業者は賃貸借料を支払いつつ、且つ貸付料総額を支払い切るまで残高の LC 差入が必要と理解している。しかし、そもそも選定事業者は事業計画等含めた審査を通過しており、一定の事業蓋然性や事業実現性を認められたにも関わらず、LC 差入までは不要と考えるため、差入不要としていただきたい。	事業者選定段階では一定の評価が行われたとしても、その後、状況が変化することも想定されます。公共事業で整備した施設を独占排他的に利用する以上、事業者が責任を持って確実に貸付料を支払う必要があります。
446	公募占用 指針	別添 3	促進区域と一体的に利用できる港湾について、9月27日合同会議資料では「その他区域の公募参加事業者と港湾利用時期が重複することは可能(選定後に調整)」とされている。重複があった場合、選定後の調整がどのように行われるのか。	具体的な調整方法については、港湾利用時期に重複があった場合、選定後にお知らせします。

447	公募占用 指針	別添 3	留意事項において、「上記の港湾に加え、利用形態に関わらず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは可能とする。」と記載されており、「調整した港湾」として能代港以外の港湾も利用可能との理解です。この場合には、「公募占用計画の提出時に、当該港湾【＝能代港以外の港湾】が活用可能であることを証する資料(対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項(同意の前提条件等)を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類)を添付すること」との記載がございますが、この同意書についてどの程度の内容が必要かご教示いただけますでしょうか。当該港湾の港湾管理者において、当該港湾の貸付条件等が特に定まっていない場合には、当該港湾の利用について同意すること以外に、どのような内容を同意書に記載すべきでしょうか。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、当該施設の利用の現実性を確認する観点から、必要な事項について記載願います。また、港湾管理者より国土交通省に問い合わせがあれば、別途対応させていただきます。
448	公募占用 指針	別添 4	金融機関から提出される書類が関心表明書、コミットメントレターのいずれであっても評点上において有意な差異は生じないという理解で良いでしょうか。加えて、関心表明書への融資可能金額や融資条件の記載は任意との理解で良いものかご教示頂きたい。	前半についてはご理解のとおりです。融資可能金額の記載は任意であり、記載が無いことのみをもって評価に影響するわけではありませんが、融資可能金額が何の費用を対象としているかについては記載ください。
449	公募占用 指針	別添 4 2.	地球温暖化説(および CO2 犯人説)に基づく風力発電の推進には、懐疑的ですが、もしやるなら、公募資格はしっかり内資(地元)優先にして行くべきです。 資格の部分にて、一応、「国内法人」とされていますが、外資 100%でも国内に設立されたものであれば ok となってしまいますので、我が国の経世済民のために、内資 100%に限定してください。	公募参加資格として国内法人という要件を記載しているのは、国内法にかからしめることで事業の円滑な遂行を行うためであり、法人の資本の内外で区別する趣旨ではありません。

450	公募占用 指針	別添 4 2.	<p>「(自己資金による予定の場合)以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること。① 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること② また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続」とありますが、プロジェクトファイナンスを活用する場合における出資金相当の自己資金について外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合と、しない場合(即ち、出資金相当額の資金がすでに十分にある場合)で、評価上は差異を設けないという理解で良いか。</p>	<p>資金調達の確からしさを確認するものであり、手段のみでは評価しません。</p>
451	公募占用 指針	別添 4 2.	<p>国内法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人)とは日本国内に支店を有する外国法人も含まれるという理解でよいか。</p>	<p>主たる事務所であるため支店は含みません。</p>
452	公募占用 指針	別添 4 3.	<p>長崎県五島市沖の公募占用指針では、協力企業に対する公募参加資格について、同占用指針内(別添 4)公募参加資格 3((3)オを除く。)に該当しないよう定められていた一方で、本件公募占用指針(案)(及び本件以外の五島市沖以降の後続の案件)においては(別添 4)公募参加資格 3((3)イ、ウ、オを除く。)に該当しないことが定められており、指名停止措置を受けている者が対象から外されております。斯かる変更の理由についてご教示いただけますでしょうか。また、本件以降の案件においても適用される予定との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>公募参加資格 3 (3) イ、ウに記載の指名停止措置については、協力会社が指名停止措置を受けることをもって公募参加者の選定が取消しとなる取扱は不適切と判断し、変更を行いました。また、本公募以降の公募参加資格の内容は現時点で未定です。</p>

453	公募占用 指針	別添 5	P79 別添 5 について、承継する系統容量に付随する事業資産等は、揚陸点(土地や設備設計などに関する情報)や自営線ルート(土地やルート選定に関する情報)等が該当すると思いますが、それらも系統と併せて全て選定事業者に承継されなければならないのでしょうか？あるいは、事業資産等は選定事業者が希望した場合のみ承継されるのでしょうか？特に自営線ルートは事業者によってルート以外にも架空線 or 地中線の判断も全く異なるものと思いますが、必ず承継されなければならない場合はその理由をご教示いただけますでしょうか？	91 番の回答をご覧ください。
454	様式集	1. 提出書類様式	別紙のページ上限目安は別紙毎に 20 頁とのことだが、別紙の枚数のみで上限目安が 20 頁となるのか、それとも別紙に追加する添付資料も含めて上限目安が 20 頁となるのか、明確にして頂きたい。	別紙のみの枚数目安です。
455	様式集	1. 提出書類様式	「ページ上限目安」として「20 頁(各別紙毎)」という記載あり。20 ページを超える書類を提出した場合は減点等の罰則があるか確認頂きたい。	特に加点も罰則もありませんが、想定以上の量になった場合は審査、評価プロセスの遅延につながる可能性があるため、目安として尊重ください。
456	様式集	3. 記載内容	「なおあくまで様式の枚数上限は目安で有り、上限枚数を超えた事のみをもって失格等のペナルティはない。」とあるが、失格にはならないとしても、減点対象にはなる可能性はあるとの理解でよいか。	同上
457	様式集	3. 記載内容	「様式の枚数上限は目安で有り、上限枚数を超えた事のみをもって失格等のペナルティはない。」と記載されているが、上限枚数の超過は公募占用計画の評価において減点対象には一切該当しないとの認識でよいか。	同上

458	様式集	3. 記載内容	「記載内容の根拠資料など具体的かつ明確に説明するために必要な項目等がある場合は、適宜補足資料を添付資料として別添すること。」とあるが、添付資料の枚数に上限は無いという認識で問題ないか。	添付資料の枚数目安は特にありません。
459	様式集	3. 記載内容	「各様式間においては、記載内容の整合性を図ること。造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。」とあるが、用語の定義は、各別紙の途中に散りばめて埋め込むのではなく、各別紙共通の添付資料を一つ作り、ここに公募占用計画内に記載の用語に関する定義集を作成したほうが、公募占用計画に係る作成側・評価側双方の作業が効率化できると思料するが、定義集を別出しすることは問題ないか。	定義集を別出して作成・提出いただければ、審査・評価プロセスも効率的に行えると考えます。
460	様式集	3. 記載内容	「その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと。」とあるが、過去の実績を説明するうえで、その案件名称などは記載しても問題ないか。	例えば、インターネット検索しても出てこないように一部伏字にするなど、企業が類推できるような形での記載は避けてください。
461	様式集	3. 記載内容	「適宜補足資料を添付資料として別添すること」とあるが、こちらについても4.書式等のルール(言語・単位・用語統一等)は適用されるか。	適用されませんが、日本語以外の資料を用いる場合は翻訳を添付ください。

462	様式集	3. 記載内容	<p>「記載内容企業名は正本のみに記載し、副本には、公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと。」について、公募参加者から公募占用計画を提出する段階では、公募参加者自身による、企業名その他の企業を類推できる情報の秘匿・符号化等は求めない形とし、政府において、文書の利用目的に応じ、提出された公募占用計画内の企業名・事業実績に関する個別情報等の秘匿・符号化等を実施する対応とされたい。</p>	<p>原案どおりとします。 ただし、秘匿化がなされていないことのみをもって直ちに失格となるものではありません。</p>
463	様式集	3. 記載内容	<p>「副本には、公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと。」とあるが、評価に必要と思われる風車メーカー及び機種名は協力会社である場合も公募占用計画を通して記載して問題ないかご確認頂きたい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

464	様式集	3. 記載内容	<p>「企業名は正本のみに記載し、副本には、公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力をを行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと。」とあるが、「協力会社」は公募占用指針(案)p.34 で定義が示されている「協力企業」と同義であるか。異なる場合は、定義を示して頂きたい。同義である場合、「特定の応募者への支援・協力をを行う者」もしくは重複して複数の応募者への支援を行う者いずれかに関わらず協力企業であれば記載することができなくなるが、後者については記載することを認めて頂きたい。また、協力企業に関しては企業名を含めて評価することでも問題ないのではないか。</p>	<p>「協力企業」と「協力会社」は同義です。ご指摘を踏まえて修正します。</p> <p>副本への協力企業名の記載は一律不可とします。</p> <p>ただし、風車メーカーとしての企業名の記載は可能です。</p>
465	様式集	3. 記載内容	<p>公募占用計画の添付として補足資料の添付が許されておりますが、SPC の構成員や協力企業から取得した添付資料(例えば、様式 3-2-8 の宣誓書や様式 3-2-4 の関心表明書など)に形式的な誤記(例えば、捺印欄の所在地の記載についての明白なタイポなど)があった場合、再取得ではなく、当該誤記について示した補足資料を添付し、当該添付資料自体は差し替えないという対応でもよろしいでしょうか。</p>	<p>公募参加書類(添付書類を含む)は、正式かつ正確なものを提出いただく必要があります。</p>
466	様式集	3. 記載内容	<p>「協力会社」との記載がありますが、「協力企業」との理解でよろしいでしょうか。そうであれば、ご修正をお願いいたします。</p>	<p>「協力企業」と「協力会社」は同義です。ご指摘を踏まえて修正します。</p>

467	様式集	3. 記載内容	<p>記載要領及び様式集(案)第 1. 3.では、「企業名は正本のみに記載し、副本には、公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)は行わないこと。」と記載され、個々の公募占用計画が、いずれのコンソーシアムによって提出されたものであるか特定できないように手当てされております。この点、提出後の公募占用計画に含まれる情報の一部が、環境影響評価の手続きにより公開される場合がございます(例えば、発電所出力、風車出力、基数、事業実施海域、基礎構造(モノパイル)、工事工程、変電所の位置に関する情報等が環境影響評価法第 7 条の方法書についての公告及び縦覧により開示される場合など)、当該情報によって公募占用計画が特定されたなどとして公募への応募の無効その他の不利益を被ることはないとの理解でよろしいでしょうか。上記のような環境影響評価の手続きにおける情報公開は、公募占用指針(案)(別添2)協議会意見とりまとめの 3.(6)に記載される内容にも沿うものであり、問題ないとの理解ですが、公募占用計画の内容の意図的な開示に該当せず、問題とならないことを明確化していただけますでしょうか。</p>	<p>環境影響評価法に基づく手続きの下で行われる情報公開は、応募の無効等の措置の対象にはなりません。</p>
-----	-----	---------	--	--

468	様式集	4. 書式等	「電子媒体での提出物を除き、使用する用紙は、(中略)原則両面印刷で提出すること。」とあるが、紙媒体で提出すべき書類として、公募占用指針(案)P20「(2)公募占用計画の提出」に記載されている、保証金に関する提出書類及びその添付書類のみとの理解で問題ないか。また、印鑑証明書や署名認証の書類を添付する場合、紙原本の提出は不要で、単純に原本をスキャンした PDF を電子媒体にて提出することで問題ないか。	ご理解のとおりです。
469	様式集	4. 書式等	「各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とすること」とあるが、図面中の言語は日本語と英語併記としても問題はないか。日本語の内容をもって評価され英語は評価されないが失格や減点にはならないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
470	様式集	6. 提出方法	提出書類については、電子媒体(CD-R 又は DVD-R)にて提出とのことであり、副本については企業名等を記載しないと認識している。電子媒体での提出にあたり、副本版 DVD のタイトル・ファイル名・データの作成者情報管理等、留意すべきことがあれば明記いただきたい。	副本版の電子媒体に含まれる情報全てにおいて(ファイル名その他メタデータを含む)、企業名等が含まれないようにしてください。
471	様式集	様式集	「別紙の頁数が 3 枚以上となる場合は A4-1 枚での要旨を別途作成すること」とあるが、A4-2 枚でも可能とすることで認めていただきたい。	ご指摘を踏まえ、A4 1 枚(両面)とします。
472	様式集	様式集	「別紙の頁数が 3 枚以上となる場合は A4 1 枚の要旨を別途作成すること」とありますが、場合によっては 1 枚へのまとめが困難となる場合がございます。1~3 枚程度、とさせて頂くことは可能でしょうか。	同上

473	様式集	様式集	①「※別紙の頁数が3枚以上となる場合はA4 1枚の要旨を別途作成すること。」と記載されているが、以下いずれの方法を想定しているか。わかるように記載いただきたい。各別紙の要旨(各1頁、合計17頁)は、別紙本体とは別ファイルで取りまとめ、補足資料として別添(別ファイル)する。要旨は各別紙の最前頁に挿入する。(その場合、各別紙の頁上限目安は、要旨を含めて20頁か。要旨を含めずに20頁か)	要旨は各別紙の最前頁に挿入してください。なお、上限目安は要旨を除いて20頁です。
474	様式集	様式集	「※別紙の頁数が3枚以上となる場合はA4 1枚の要旨を別途作成すること。」とあるが、これは別紙1～17とは別に別添資料として出すということか。それとも各別紙の中に1枚要旨を含めるということでしょうか。	同上
475	様式集	様式3-1-2	【様式3-1-2】公募占用計画に、設置を予定する発電設備の概要として、製造事業者や型式番号、1基あたりの規模(kW)を記載する必要がありますが、これは入札時点でタービンについては選定済であることを想定していると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
476	様式集	様式3-1-2	【様式3-1-2】公募占用計画に、設置を予定する発電設備の概要として、製造事業者や型式番号、1基あたりの規模(kW)を記載する必要がありますが、製造業者を複数記載することや1基あたりの規模に幅を持たせることは可能でしょうか。	344番の回答をご覧ください。
477	様式集	様式3-1-2	設置工事開始予定日は具体的にはどの作業の開始予定日を記載すればよいのか。例えば、洋上工事の実施に先立ち、陸上送電線の工事を実施する場合でも、港湾設備の利用や海域占用開始は洋上工事の開始時期に依存するため、洋上工事の開始時期を記載すべきとの理解でよいか。	洋上工事の開始時期を記載ください。

478	様式集	様式 3-1-2	陸側はどこまでを見込む必要があるか具体的に教えていただきたい。例えば汀線までなのか、陸上用のケーブルとのジョイント部分までなのか。	ケーブルの延長については、海岸線(陸域と水域の境界は直近の春分及び秋分の満潮位)までの総長を記載願います。
479	様式集	様式 3-1-2	電力ケーブルと通信ケーブルが一体となった複合ケーブルを採用する場合は、複合ケーブルの総長でよいか。電力ケーブルと通信ケーブルを分けて記載する必要があるか。	複合ケーブルの総長を記載ください。
480	様式集	様式 3-1-2	p.34-35 において①促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合②港湾区域に海底送電線等を配置する場合③近隣の促進区域に海底送電線等を配置する場合といったケースが想定されているが、①～③についても「占用専用面積合計」に含めるのか。「海底送電線及び通信ケーブルの総長」に含めるのか。	御指摘踏まえ様式を修正します。
481	様式集	様式 3-1-2	「1. 促進区域内海域の占用の区域※詳細は別紙 2 に記載」について、「別紙 2」とあるのは、「別紙 3」の誤りでは？	ご指摘を踏まえ修正します。
482	様式集	様式 3-1-2	様式 3-1-2 の公募占用計画 1)※3(記載要領及び様式集(案)13 ページ)において、他の公募参加者との人的関係を確認する資料として、①～③の資料の提出が求められておりますが、①～③のいずれにも該当のない役員等については、特に資料は提出不要との理解でよろしいでしょうか。また、当該資料の提出が必要な役員等については、具体的にどのような資料を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、該当ある場合は、様式は任意ですが、該当する役員がどの会社の役員を兼務しているかわかる資料をご提出ください。
483	様式集	様式 3-1-2	基金への出捐を予定する場合には、その金額は、公募の際に提出する収支計画(37 頁、38 頁、様式 3-1-2 3)12.)に記載する必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
484	様式集	様式 3-1-2	13ページの「コンソーシアムの名称、SPC の企業名」欄の「法人の役員氏名」は「法人の役員」の誤記ではないか？	ご指摘を踏まえ修正します。

485	様式集	様式 3-1-3	「応募企業、コンソーシアム又は SPC の構成員や協力企業等の役割分担等について以下の表形式で概要整理の上、その詳細を記載すること」とあるが、実績の評価に含めたい協力企業については、EPC の元請けか、下請けかに関わらず、どちらも記載するとの理解でよいか。その場合、例示されている表にとられず、個別の役割に応じて、表を追記し、各役割を担う企業を記載して問題ないか。	役割を更に細かく明確化して整理いただくことは構いませませんが、表の整理におさめてください。
486	様式集	様式 3-1-3	例示されている表に関し、EPC 等が発電設備の運営(O&M)の一部の役割を担うような記載となっているが、これは風車のメンテナンス等に関する契約等を締結する場合、その役割を担う会社を記載するという理解で問題ないか。	同上
487	様式集	様式 3-1-3	「1.事業の実施体制」に表が示されているが、表内に「企業名(役割名)」を記載するイメージか。「(※役割項目)」の箇所に役割名を書き分けて、企業名を列挙することで相違ないか。最終的な表のイメージが掴みにくいため、何か詳細な一例をお示しいただけないか。また、縦軸を役割項目に応じて加筆するなど、表形式をアレンジすることは可能か。	同上

488	様式集	様式 3-1-3	<p>「添付書類 コンソーシアム構成員間の覚書、株主間協定書」という記載について。</p> <p>①株主間協定書は、通常 SPC 設立後にコンソーシアム構成員間で締結するが、応札段階では SPC を設立していない可能性がある。従い、コンソーシアム構成員間で株主間契約書の内容が合意されていれば、締結前の株主間契約書であっても締結済み契約書と同等の評価を受けることを確認頂きたい。</p> <p>②契約書には主要契約条件のみを記載したタームシートと契約文言を最終化した full document の 2 種類がある。コンソーシアム構成員間でタームシートに合意出来ていれば full document 化することは比較的容易であるため、締結前の株主間協定書を提出する場合、タームシート・full document のいずれであっても入札評価上変わらないことを確認頂きたい。</p>	<p>①、②については、基本的には御認識のとおりですが、合意の条件やその内容によっては同様な評価が困難な場合もあり得ると考えます。</p>
489	様式集	様式 3-1-3	<p>「2. SPC の体制」内の附番を、「1-1」「1-2」から「2-1」「2-2」に修正されてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>

490	様式集	様式 3-1-4	<p>「実績の記載にあたっては、別紙1の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を1件(ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能)とすること。」とあるが、</p> <p>①各役割を遂行するために必要なコア能力は複数の要素からなるため、1 案件でそれらすべてを網羅する事例は多くないと考えられることから、数件程度の実績を記載を認め、それら全体として足し上げ方式で評価していただくほうが適切ではないか。</p> <p>②例えば複数の SPC 構成員が同様の調整を担う場合は、各社ごとに実績を記載することとなっているが、評価方法は実績の合計で評価していただけるという認識で問題ないか。</p>	原則として、役割毎に実績を一つ示してください。その実績を総合的に評価します。
491	様式集	様式 3-1-4	<p>「なお実績の記載にあたっては、別紙1の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を1件(ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能)とすること。」について、各役割に応じた実績として記載可能な案件を1件とするか複数とするかについて、特に指針上は限定せず、事業者の裁量としていただけないか。</p>	同上
492	様式集	様式 3-1-4	<p>「なお実績の記載にあたっては、別紙1の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を1件(ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能)とすること。」について、別紙2に記載可能な実績を1件に制限する旨の記載を削除願いたい。また、直近の一定年数内における実績を記載させる方式に改められたい。</p>	同上

493	様式集	様式 3-1-4	「なお実績の記載にあたっては、別紙1の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を1件(ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能)」とあるが、1件の実績による判断ではなく、その役割に関する国内外での実績や、事業の案件数などを考慮し、総合的に判断すべきではないか。なぜ評価される実績は1件のみとしているのか。	同上
494	様式集	様式 3-1-4	「別紙1の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を1件(ただし、複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能)とすること。」とあるが、(協力企業ではなく)「応募企業、コンソーシアム又はSPCの構成員」について1つの役割に対して複数者による実績を提出した場合に、評価の低い方の実績で評価されることはないという理解でよいか。	複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載できることとなりますが、評価においては最も評価の低い実績が評価対象となります。 なお、役割を分割し、事業実施体制上も、その役割が明確に分担されている場合は、その役割に照らし、それぞれの実績を総合的に評価します。
495	様式集	様式 3-1-4	複数者が同じ役割を担う場合は、各者毎の実績を一件ずつ記載可能、とあります。例えば基礎施工元請をA社が担い、その下請け企業B社が風車基礎施工の中のとある一部分を請けるという体制であった場合、A社B社双方の実績を海洋土工工事の実績として1件ずつ提出可能との理解でお間違いないでしょうか。また風車施工の場合も同様で、風車施工の元請をA社が担い、その下請け企業B社が風車施工の中のとある一部分を請けるという体制であった場合、こちらもA社B社双方の実績を発電設備の設置に係る実績として1件ずつ提出可能との理解で間違いないでしょうか。	同上
496	様式集	様式 3-1-4	「発注した実績ではなく施行(受注)実績を記載すること」とあるが「施工」の間違いではないか	ご指摘を踏まえて修正します。

497	様式集	様式 3-1-4	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における公募占用指針パブリックコメント回答 No.436 において「風車の設置や海洋土木工事の実績として、事業者(発注者)による設計・調達、建設管理は評価の対象となるのか。」との質問に対し「評価の対象になり得ます。」との回答がある。これは当該様式に置いて「発注した実績ではなく施行(受注)実績を記載すること」とあるが海洋土木工事において発注者側であっても「事業の実施・管理」を行った場合にはそれは実績として認められるということでしょうか。	海洋土木工事は請負契約であることから、工事施行者としての実績を評価することがより適切であることから、今回から発注者としての実績は求めています。
498	様式集	様式 3-1-4	「1. においては発電設備の設置に係った開発期間の実績を」と記載があるが、事前に地元調整や環境アセスメント手続き等の開発期間も含めた期間を意味しているのか、発電設備の設置工事の工期を意味しているのか。	発電設備の設置工事の工期を意味しています。
499	様式集	様式 3-1-4	事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を1件とすること、とあります。例えば基礎施工と風車施工を同じ A 社が元請として担う場合、A 社の「発電設備の設置に係る実績」と「海洋土木工事の実績」を1件ずつ提出可能との理解で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
500	様式集	様式 3-1-4	「2.海洋土木工事に係る実績」の3つ目※「※本事業において各企業が担う役割の詳細を記載すること。」とは海洋土木工事の当該実績の役割詳細を記載するという趣旨か。それとも、本事業(秋田県八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業)での役割詳細を記載するという趣旨か。ご教示いただき、その上で適切な表現に修正いただきたい。	海洋土木工事について一括発注する場合、分割発注する場合等、さまざま考えられるところ、各元請の役割の詳細について記載を求めています。なお、元請以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載してください(指針第6章(2)参照)

501	様式集	様式 3-1-4	「実績の記載にあたっては、別紙1の事業実施体制上の段階別の役割毎に、役割を担う者の実績を1件とすること。」とあるが、1社が各段階で複数の役割を担う場合は、1社につき複数の実績を記載するとの理解でよいか。また、その場合、①役割に応じた複数の実績を記載する、②複数の役割を担った1つの実績を記載する、といった手法の差で評価が異なることはなく、今回の役割に最も適切な実績を記載するとの理解で相違ないか。	前半はご理解のとおりです。役割毎に実績を一つ示してください。その実績について、第三者委員会にて評価いたします。
502	様式集	様式 3-1-4	「発注した実績ではなく施工(受注)実績を記載すること」および「事業の実施・管理を担う企業とEPC等を担う企業に分けて記載すること」と記載があるが、施工実績は「EPC等を担う企業」の実績になると思われるため、「事業の実施・管理を担う企業」はどのような実績を記載すればよいか。	ご指摘を踏まえて修正します。
503	様式集	様式 3-1-5	「1-1.に記載の配置により予測される発電量及びその根拠を記載すること。」とあるが、根拠とはどの程度のもを想定しているのか。グロス発電量と各種ロス率の記載があれば足りるか。また、時系列ではなく事業期間の平均値で足りるか。	第三者機関による発電量予測評価のレポートの添付を想定しています。
504	様式集	様式 3-1-5	「再エネ海域利用法第17条第2項に基づき公示される占用の区域について、同法第14条第2項第1号の占用の区域と異なる区域の指定を希望する場合、建設段階、維持管理段階及び撤去段階のそれぞれの段階に応じて必要な区域及び期間を記載すること。」とあるが、占用期間はあくまで現時点の予定日であり、事業選定後に公募占用計画を提出する際には修正できるという認識で問題ないか。	375 番の回答をご覧ください。
505	様式集	様式 3-1-5	図中の文字が判読不明なため、明瞭なものを貼り付けていただくか、図中の文字を別途お示しいただきたい。	ご指摘を踏まえて修正します。

506	様式集	様式 3-1-5	「発電量の予測」の記載が求められているが、その意図について確認したい。発電量の多寡並びにその算定根拠の確からしさ、予測の精度等が事業計画の実現性の観点から評価されるということか。	配置検討にあたり、発電量予測等を踏まえて計画の確からしさを確認し評価するためです。
507	様式集	様式 3-1-5	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答の No.159 において、「別紙 5「2-1.構造の概略及び 2-2.地震、波浪等に関する設計条件の設定方法」は、「陸上の変電施設・送電線等は不要」であり「評価についても対象外」とのことである。他方で、ケーブルの陸揚げから連系点までの送電ルートの確保、変電設備等の構成・配置・系統連系計画等の計画が稚拙であれば、事業計画が大幅に変更したり遅延するリスクもあり、事業の実現性に少なからず影響がある要素であると考え、「陸上の変電施設・送電線等」の設備計画(ルートや配置計画含む)は評価対象とするべきではないか。	陸上の変電施設・送電線等については、事業実現性の観点から、事業計画全体とのスケジュールは確認しますが、当該施設自体の構造等は評価対象外です。
508	様式集	様式 3-1-7	別紙 5 は、事業者が維持及び運用する陸上設備(変圧器、遮断器、送電線、通信ケーブル等)に関する記載は不要かつ評価対象外との認識で相違ないか。	同上
509	様式集	様式 3-1-7	「海洋再生可能エネルギー発電設備及び維持管理の方法に関する基準への対応を明示すること」と記載されていますが、この基準が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説(令和 2 年 3 月版)」「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説(令和 2 年 3 月版)」(いずれも洋上風力発電施設検討委員会)を意味することを示していただけないでしょうか。	御指摘踏まえ修正します。

510	様式集	様式 3-1-7	「2-1」「2-2」の附番を、他の別紙と同様「1」「2」(若しくは、「1-1」「1-2」)に修正されてはどうか。	ご指摘を踏まえて修正します。
511	様式集	様式 3-1-7	別紙 5 及び別紙 8 様式の冒頭「海洋再生エネルギーの～…実施する。(該当する場合は□にチェック)」とあるが当該文書及び3つの□から始まる文章は、定型文として別紙冒頭に記載・チェックを付することを指示しているものか。指示・指定があれば、わかるように記載いただきたい。	ご理解のとおりです。
512	様式集	様式 3-1-8	「現場における感染症対策についても記載すること。」と記載されていますが、対象となる感染症を、例えば「新型コロナウイルス感染症」と、具体的に示していただけませんか。	260 番の回答をご覧ください。
513	様式集	様式 3-1-8	別紙 6 の施工計画の記載範囲は、海洋再生エネルギー発電設備全体が対象か。それとも、別紙 5 に記載する対象設備のみの施工計画でよいか。具体的には、陸上設備(変圧器、遮断器、送電線、通信ケーブル等)に関する施工計画の記載は必要か。	陸上設備については記載不要です。
514	様式集	様式 3-1-10	「労働者の安全衛生及び危機管理への配慮方針を記載すること。」とあるが、事業者が定める方針についてのみ記載との理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
515	様式集	様式 3-1-11	定義では陸上設備も「該海洋再生可能エネルギー発電設備」に該当するが、本別紙に記載すべき内容は海洋設備のみであるという認識で問題ないか。	507 番の回答をご覧ください。
516	様式集	様式 3-1-11	「撤去費用について金融機関による保証状の提出を予定している場合は、当該保証状の発行に係る金融機関の LOI を添付すること。」とあるが、LOI には陸上設備撤去費用は含まなくてもよいという認識で問題ないか。	ご理解のとおりです。

517	様式集	様式 3-1-11	<p>「公募時点では(中略)一部残置を前提とするか全て撤去するかを記載し、撤去費用の金額及びその算出根拠については、「海洋における施工費」の内訳を記載した上で70%を乗じて算出した旨を記載すること。」とあるが、本別紙には一部残置を想定しているか、又は全撤去を想定しているかのみを記載し、撤去方法の概要及び詳細は記載する必要はないという認識で問題ないか。</p>	ご理解のとおりです。
518	様式集	様式 3-1-11	<p>「撤去方法の概要、撤去方法の詳細、想定される撤去費用の額及び算出根拠、撤去費用の確保に関する方法等について記載すること。」とあるが、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖等における洋上風力発電事業の公募に関する質問への回答」No.168 で示されているように、一部残置を前提とするか全て撤去するかのみを記載し、撤去方法については評価の対象外との理解でよいか。</p>	同上

519	様式集	様式 3-1-12	<p>費用については、記載要領及び様式集(案)P30-31 に示される表に基づき計上項目を整理することとあるが、内訳の詳細を取得できない場合は、最も大きい割合を占めると想定される項目に計上することで問題ないか。以降はあくまで例示であるが、例えば、①調査設計費用、②建設費用、③資機材調達費用に分類して記載することが求められているが、以下のように、表の内訳通り精緻に区分することが難しい場合が予見される。</p> <p>A)風車の設計費用は資機材費用に含まれており、風車サプライヤーから明確な内訳を取得できないケース</p> <p>B)主要部材の資機材費用が一式で表示され、輸送費もこの中に含まれているが内訳が取得できないケース</p> <p>これらの場合は、相対的に大きい割合を占める費用(事例 A)や B)では資機材費用)に含めるなど、実務上可能な区分とさせていただくことで問題ないか。</p>	<p>ご提案のように最も大きい割合を占めると想定される項目に計上していただき、そのことがわかるように補足を追記ください。</p>
-----	-----	-----------	--	--

520	様式集	様式 3-1-12	<p>資本費及び運転維持費の両方に「地域との共生等に係る費用」が含まれているが、資本費に整理される「地域との共生等に係る費用」は運転開始前に支出する費用、運転維持費に整理される「地域との共生等に係る費用」は運転開始後に支出する費用との認識で問題ないか。また、基金やそれ以外の地域共生策費用の支出タイミング(運転開始前か後か)は、地元の方々のご意向および事業会社側の事情を踏まえて協議して決定する必要がある一方で落札者が決定していない段階では本格的な協議を行うことが難しい。本別紙で記載する、支出のタイミングは、拘束力を持つものではなく、公募参加者による公募時点での想定を示したものである、との理解でよいのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
521	様式集	様式 3-1-12	<p>資本費の定義についてお伺いしたい。会計上資産化するか否かに関わらず、運転開始前に本プロジェクトの開発や建設に要した支出(例えば、例示されてない項目の一つとして、運転開始前に SPC が雇用する人員があげられる)はすべて資本費であるとの認識で問題ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
522	様式集	様式 3-1-12	<p>運転維持費には毎年変動する金額が含まれるが、運転維持費(万円/kW/年)は、運転期間中(FIT 期間中のみではなく営業運転期間全部)の運転維持費総額を発電設備の出力及び運転年数で割ることで問題ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
523	様式集	様式 3-1-12	<p>「占用料」とは、促進区域内の海域占用料のみを指すか。これ以外の民地賃借料、港湾利用料、官地(道路下の占用料など)も含むのか。</p>	<p>促進区域内の海域占用料を指します。誤解のないように記載を修正します。</p>

524	様式集	様式 3-1-12	1.資金計画の「事業費」とは、運転開始までにかかる支出の合計額との理解でよいか。それとも、営業運転期間中や撤去工事期間中の支出も含むのか。	事業費は資金調達を行う総調達額を記載ください。その為、基本的に運転開始までにかかる支出の合計額となると理解しております。
525	様式集	様式 3-1-12	2.収支計画の内部収益率の計算方法は、銚子沖、由利本荘沖、能代男鹿三種沖公募のパブコメ回答と同様の考え方でよいか。	御指摘のとおりです。
526	様式集	様式 3-1-12	事業税のうち、収入割のみが「売上電気事業税」として個別項目となっているが、それ以外の事業税(所得割、付加価値割、資本割)をどこへ記載すべきかご指示いただければ幸いです。また、特別法人事業税は事業税に含めて考えればよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ修正しました。
527	様式集	様式 3-1-12	別紙 11 において特定された全てのリスクに対してそれぞれ感度分析を実施する理解だが、複数又は全てのリスクに対する複合ケースの分析までは不要か。	複合ケースでの感度分析もお示しください。
528	様式集	様式 3-1-12	費用の計上項目の中に、地域共生策費用(基金活用)があげられているが、ここでは出捐基金(0.5%)を原資とした共生策費用を計上するものと理解して良いか。	基金への出捐金額を計上してください。誤解のないよう記載を修正します。
529	様式集	様式 3-1-12	収支計画に記載する計上項目について、「陸上設備の撤去費用」も記載する必要があるとのことだが、陸上設備の撤去費用の算出の前提(設備をどこまで撤去すれば良いか、設備の一部残地の可否等)を明確にして欲しい。また、撤去費用が少額であることを評価するのか、それとも合理的に撤去費用を算出していることが評価されるのか、評価対象を明確にして頂きたい。	陸上設備について、事業期間終了後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に則り適切に処理いただく事になります。陸上設備の撤去費用については、洋上に比べ前例が多数あることから、事業者において適切な費用を見積もることが可能であると考えております。

530	様式集	様式 3-1-12	運転維持費のうち、CTV や SEP 船等の傭船費は「設備維持費用」に計上し、共通的な費用(技術者以外の人件費やトレーニング・資格取得費用等)は、「その他」に計上することでよろしいでしょうか。	CTV 等の傭船費(設備維持として SEP 船の傭船を行う場合はこれも含む)は「設備維持費用」に、人件費については「人件費」に計上ください。トレーニング・資格取得費用は「その他」に計上いただくとともに内訳をご記載ください。
531	様式集	様式 3-1-12	別紙 10 の収支計画に費目例が示されているが、特に、建設費用や運転維持費は事業者と風車メーカー等との業務所掌範囲によって費用計上箇所が大幅に異なる。費目ごとの金額多寡を事業者間で比較評価するものではないとの理解で相違ないか。	費目ごとの金額多寡を事業者間で比較評価するものではありません。
532	様式集	様式 3-1-12	別紙 10 資金計画の中で、「地域との共生に関わる費用」の内訳として、「その他」とあるが、「基金への出捐金」「地域共生策費用(基金活用を除く)」以外にどのような費用を想定しているのか	例えば、計画外の対応に備えた予備費などが想定されませんが、必ずしも記載が必要というわけではありません。
533	様式集	様式 3-1-12	資本費「その他(億円)」内費目の「系統費用(万円/kW)」は不要ではないか。(本費目のみ「億円」ではなく、単価記載となっている。)若しくは、記載箇所を変更していただけないか。	「系統費用(万円/kW)」もご記入ください。
534	様式集	様式 3-1-12	「資本費(万円/kW)」、「運転維持費(万円/kW/年)」、「撤去費用(万円/kW)」の計上に関し、「本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力」、もしくは「最大受電電力」のいずれを算出前提の kW として採用するか、明示頂けますでしょうか。	本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力又は最大受電電力のいずれか小さい方を用いて算出ください。

535	様式集	様式 3-1-14	<p>記載要領及び様式集(案)第 1. 3.では、公募占用計画の副本においては、『公募参加者及びコンソーシアム又は SPC による構成員の企業名、協力会社、その他本公募に関し特定の応募者への支援・協力をを行う者の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等を含む。)]について記載しないことが原則とされております。この点、関心表明書を取得した協力企業であっても、様式 3-1-14 の別紙 12 においてサプライヤー(例えば、風車メーカー、変電設備等のサプライヤーなど)として記載する場合には、当該サプライヤーの個社名や使用を予定する風車等の機器の型式番号などについて、副本においても黒塗りせずに、記載したままとすることでよいとの理解でよろしいでしょうか。もし、様式 3-1-14 の別紙 12 においてサプライヤーのうち、敢えて副本で黒塗りして名称を伏せなければならない企業もあり得るといふことであれば、そのような企業に該当する基準(例えば、サプライヤーが SPC の構成員である場合や、サプライヤーが特定のコンソーシアムのみにより独占的に供給することがプレスリリースによって公知の事実となっている場合など)の明確化をお願いいたします。</p>	<p>サプライチェーンの記載にあたって調達先企業名や製品名は記載したままとしてください。</p> <p>その際、当該企業が公募参加者、協力会社等であることが分かるような記載をしないようにお願いします。</p>
536	様式集	様式 3-1-15	<p>長期的・安定的・効率的な事業の実施の観点から、業界を先導する取り組みを行っている場合は、その取り組みを記載すること。最先端技術を当該事業に反映されていなければ評価対象にはならないのか</p>	<p>ご理解のとおりです。当該最先端技術を本事業でどのように活用し事業を実施するのかをご説明ください。</p>
537	様式集	様式 3-1-15	<p>欧州等海外で導入されているが、国内では導入されていない技術については、最先端技術として評価の対象となるか。また評価される場合は、ミドルランナーとして評価されるか、確認させて頂きたい。</p>	<p>259 番の回答をご覧ください。</p>

538	様式集	様式 3-1-16	「実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績1件とする」とあるが、本事業を行う上での関係行政機関との調整は多岐にわたるため、記載できる実績が一件のみでは不十分であると思料する。このため、公募参加者の能力を適切に把握する観点からは、一件の事業実績のみに絞るのではなく、複数の案件での関係行政機関との調整経験の記載を認めていただくことが適切ではないか。	原則として、最も本事業と親和性が高いと考える一件の事業実績を記載してください。
539	様式集	様式 3-1-16	「ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする」とあるが、複数のスポンサーが同様の調整を担う場合は、実績の合計を評価していただけるという認識で問題ないか。	494 番の回答をご覧ください。
540	様式集	様式 3-1-16	「なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績1件とする(ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする)。 」とあるが、1つの役割に対して複数者による実績を提出した場合に、評価の低い方の実績で評価されることはないという理解でよいか。	同上
541	様式集	様式 3-1-16	「なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績1件とする(ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする)。 」とある。他方、別紙1では「段階別に役割」の記載を求めている。関係行政機関との調整を担う者についても、段階別に体制が変わる場合にはそれぞれ段階別に実績を提出することも認められるか。段階別ではなくあくまでも1社1件の実績提出を求めているか	同上

542	様式集	様式 3-1-16	「なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績1件とする(ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする)。とあるが、関係行政機関との調整も多岐にわたるため、1社にて複数の体制に分け、それぞれに対して適切な実績を出すことも認められるか。	同上
543	様式集	様式 3-1-16	各役割毎に実績を記載出来るとのことですが、例えば、役割毎にその他の調整に係る有意義な実績と国内での陸上風力に関連する適切な実績を複数記載した際に、それぞれの実績の採点が異なる実績であった場合は、総合的に当該評価項目の採点は7点で採点されるのでしょうか？それとも3点で採点されるのでしょうか？	同上
544	様式集	様式 3-1-16	「なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績1件とする(ただし、複数者が関係行政機関との調整を担う場合は、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする)。とあるが、「事業実施体制上の」というのは必ずしも別紙1に記載した「事業実施体制」との整合を求めるものではないという意味でよいか。	別紙1の事業実施体制との整合性は必要です。
545	様式集	様式 3-1-16	「過去の関係行政機関の長等との調整の実績がある場合は、その内容を記載すること。」という記載があるが、「過去の関係行政機関の長等との調整の実績」については、本海域(秋田県八峰町能代市沖)の公募開始以前の段階の各種調整実績も評価の対象となるか。	本公募においては対象となりません。

546	様式集	様式 3-1-16	パブリックコメント No.394 に記載のとおり、当該公募占用計画の調整に係る実績も評価対象となっている。今回別紙 14 に追記された「調整を担う者の実績 1 件」というのは、当該公募占用計画の調整に係る実績とは別の過去の実績 1 件という理解でよいか。当該公募占用計画の調整に係る実績と過去の調整実績の 2 件の表現が可能であれば、分けて記載できるように表現を変えていただきたい。	同上
547	様式集	様式 3-1-16	事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者が 1 者の場合においても、それぞれの関係行政機関の部署ごとに役割も異なり、それぞれの関係行政機関の部署で親和性の高い案件も異なると考えられる。別紙 14 に記載してある「事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績 1 件」は、関係行政機関の役割・部署ごとに親和性の高い調整実績 1 件という理解でよいか。(例) 港湾に関連する調整実績: 事業者 A の B 案件 陸上送電線に関連する調整実績: 事業者 A の C 案件	役割を分割する場合は、その分割された役割に対し、各者毎の実績を一件ずつ記載できます。
548	様式集	様式 3-1-16	「なお実績の記載にあたっては、事業実施体制上の関係行政機関との調整を担う者の実績 1 件とする(ただし、…、当該各社毎の実績を一件ずつ記載できることとする)。とあるが、別紙 2 同様、「役割毎に、役割を担う者の実績を 1 件」という理解で相違ないか。	ご理解のとおりです。
549	様式集	様式 3-1-18	実現可能性の根拠としての MOU は、同一工種であれば代表候補企業のみと締結すればよいのでしょうか？ または発注可能性のある企業全てと締結が必要でしょうか？ (当該工種に関し、実行段階において MOU 締結済みの企業ではなく、別の秋田県内企業(地元企業)へ発注することは許容されるのでしょうか？ または MOU 締結済みの企業のみが発注先が限定される、と考えるべきでしょうか？)	評価の対象としたい取組について、その実現可能性を判断するため、根拠として MOU 等を求めているものであり、全ての契約に係る根拠を求めているものではありません。実際の事業実施に当たっては、公募占用計画に記載のとおり事業を実施していただくこととなります。

550	様式集	様式 3-1-18	調査費等、支払済みの費用のうち、地域経済効果/国内経済効果に資するものとして整理した費用については、特段根拠・エビデンスなどは不要でしょうか？	不要です。但し、必要に応じて追加資料の提出を求める場合もあります。
551	様式集	様式 3-1-18	国内調達比率/地元調達比率の算定報告フローに関して、目安となるルールなどはありますか？特にない場合、その算出ロジックの正確性も評価対象となるのでしょうか？（例えばある製品の最終組立工場が国内 or 地元の場合、当該製品を 100%国内 or 地元調達と見なす、という算出方法であれば正確性の観点から評点が下がるということはある得ますか？）	本公募占用指針では国内調達比率や県内調達比率の報告は求めておりません。ただし、報告内容の分析の観点から自主的に記載されることを妨げるものではありません。
552	様式集	様式 3-1-18	「・・・下記事項を含めて実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOU など）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」について、次のように改められたい。「・・・下記事項を含めて実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOU、関心表明書など）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」	経済波及効果については、実現可能性の根拠があるものを評価することとしており、その判断資料として一定の確度を見込むことができる書類を例示しているところです。関心表明書についても、その内容が具体的であれば評価の対象になり得ます。
553	様式集	様式 3-1-18	「地域経済への波及効果について、実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOU など）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」とありますが、事業者選定前ではサプライヤーも契約を結ぶことが難しいことから、やむを得ず実現可能性の確度が高くないものもあります。100%実現可能でない波及効果においても、その確度に基づき評価対象としていただきたい。また、地域の物流拠点をどの程度利用するのかについても、事業者選定前に調達契約や MOU を結ぶことが難しいため、事業者が具体的な計画等を示すことで、「実現可能性の根拠」とすることで問題ないでしょうか。	同上

554	様式集	様式 3-1-19	国内経済効果においてもサプライヤー各社との MOU がエビデンスとして必要でしょうか。サプライヤーが多岐に渡るため、元請け企業による国内調達比率に関する文書などで代用可能でしょうか。	同上
555	様式集	様式 3-1-19	「…下記事項を含めて実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU など)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」について、次のように改められたい。「…下記事項を含めて実現可能性の根拠(例:設備投資決定や調達契約、MOU、関心表明書など)が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。」	同上
556	様式集	様式 3-2-2	SPC にて応募し事業資金をプロジェクトファイナンスで調達する予定の場合、金融機関からの調達に加え、エクイティ部分は SPC 構成員から SPC への資金拠出(具体的には増資や株主融資等)が得られることが前提となる。添付資料には、外部金融機関および SPC 構成員の各々について調達先との検討状況や今後必要となる手続きを記載すればよいか。また、通常 SPC 構成員が最終投資決定を下すのは公募時ではなく落札後設計や許認可取得を進めたのちの着工直前となることから、公募時点では SPC 構成員から SPC への資金拠出について、SPC 構成員内での正式な意思決定(取締役会での投資承認など)は求められていない点を確認させていただきたい。	事業実施のための資金的裏付けがあることに関する記載事項等は別添4をご確認ください。 なお、SPC 構成員から SPC への資金拠出については、正式な意思決定までは不要であり、出資金相当額の資金が十分にあることの表明書を提出いただくことで問題ありません。

557	様式集	様式 3-2-2	<p>①様式 3-2-2 の公募占用計画認定申請書の添付資料として記載されている印鑑証明書は、SPC による公募参加の場合、応募企業 (SPC) の印鑑証明書のみで足りるでしょうか、又は、SPC の印鑑証明書に加えて SPC の構成員全員分の印鑑証明書も必要でしょうか。公募占用指針(案)第 5 章(2)2)ii) 添付書類の留意事項には「定款及び役員名簿、法人登記事項証明書、事業報告書等、納税証明書、宣誓書については、コンソーシアム又は SPC の全ての構成員分のものを出すること。」との記載があるものの、印鑑証明書については言及がないため、上記の点を明確にさせていただきたく存じます。②コンソーシアム又は SPC による公募参加の場合、様式 3-2-2 の公募占用計画認定申請書には、代表企業のみが調印することで足り、全てのコンソーシアム構成員又は SPC の構成員が調印する必要はないということよろしいでしょうか。</p>	①、②共にご理解のとおりです。
558	様式集	様式 3-2-2	42ページ、44ページの「代表者名」は「代表者氏名」の誤記ではないか？	ご指摘を踏まえて修正します。
559	様式集	様式 3-2-4	様式 3-2-4 の関心表明書は国内調達比率や県内調達比率のエビデンスとして用いるものか？	主として事業実施体制の確認や、EPC 等企業の実績評価を行うために求めています。
560	様式集	様式 3-2-4	【様式 3-2-4】関心表明書(協力企業用)(参考様式)について、(参考様式)とあり、最下段に「※同様の内容が確認できる書類があれば、当該書類の提出をもって本様式に替えることは可能です。」という記載があるが、印鑑証明書の添付は必須ではないようにして頂きたい。	印鑑証明書以外に、4.書式等に記載の代替手段でも対応可能です。

561	様式集	様式 3-2-4	<p>様式 3-2-7 の金融機関の関心表明及び実績を証する書類の添付資料としての関心表明書又はコミットメントレターは添付資料として明示されておりますが(様式 3-2-7 は金融機関から取得する関心表明書又はコミットメントレターのカバーレターという位置づけとの理解です)、一方で、様式 3-2-4 の協力企業用の関心表明書については、それ自体が協力企業が直接押印する関心表明書であり、様式 3-2-4 に添付資料して別途関心表明書の本体を添付するものではないとの理解でよろしいでしょうか。また、様式 3-2-7 の金融機関の関心表明及び実績を証する書類の添付資料については写しでも問題ないでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
-----	-----	----------	--	-------------------

562	様式集	様式 3-2-4	<p>関心表明書については、印鑑証明書を添付する必要がありますが、印鑑証明書を取得することが困難な場合には、これに代えて署名証明書(様式不問)を添付することとされています。(記載要領及び様式集(案)3頁)。協力企業である外国法人からは署名証明書を受領する際に、公的機関が発行した署名証明書を受領することが難しい場合(所在国においてそのような公的機関が発行した署名証明書が存在しないケースが多いとの理解です。)、公証人または弁護士が発行した署名証明書でも許容されるとの理解ですが(2021年3月に公表された『「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)」「千葉県銚子市沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における洋上風力発電事業の公募に関する質問(公募占用計画の記載方法に関する質問)への回答』第84番)、これに加えて、所在国で署名を証明するために使用されている、①宣誓供述書(affidavit)や、②当該外国法人の Corporate Secretary が発行する証明などを使用することも可能という理解でよろしいでしょうか。この場合、②当該外国法人の Corporate Secretary の場合は弁護士資格を有する者に限定されるのでしょうか。</p>	<p>当該所在国で一般的に用いられている証明方法であれば構いません。</p>
563	様式集	様式 3-2-4	<p>SPC 参加の場合、様式 3-2-4 の関心表明書における「応募者」の項目のうち、「コンソーシアム又は企業名」の欄には SPC の名称を、「代表企業の名称」の欄には SPC の構成員のうち代表企業となる者の名称を記載するものと理解しておりますが、「代表企業の所在地」の欄には、SPC の所在地と代表企業の所在地のいずれを記載すべきでしょうか。</p>	<p>代表企業の所在地を記載ください。</p>

564	様式集	様式 3-2-4	EPC 等に関する一部について大学のような教育機関・研究機関と連携予定の場合についても、当該教育機関・研究機関を協力企業として扱って頂くためには、当該教育機関・研究機関からも関心表明書を取得する必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
565	様式集	様式 3-2-4	現在の関心表明書案は、協力企業が提供する(応募者が求める)具体的なスコープが記載されていない。これにより、応募者は協力事業者に詳細を伝えずに表明書を取得することが出来る状況になっている。関心表明書は確りとした役割期待を応募者・協力企業者間で協議の上で用意すべきものであり、それによってより正確に事業実現性を判断できるものであり、関心表明書の欄に「具体的な提供スコープ」を追加することを提案する。	御指摘を踏まえ修正します。
566	様式集	様式 3-2-8	第 5 章(1)2)公募参加資格 iv)において、「本公募占用指針(案)(別添4)公募参加資格3((3)イ、ウ、オを除く。)に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること。」との記載がありますが、宣誓書(様式 3-2-8)第 1 項においては、『((3)イ、ウ、オを除く。)]は同項第 2 段落の協力企業の箇所にか追記されておらず、公募占用指針(案)第5章(1)2)iv)の記載と、様式 3-2-8 の様式に齟齬があるようにも見受けられます。そのため、宣誓書(様式 3-2-8)第 1 項第 1 文後段について、「…、公募占用計画の認定の有効期間中にわたっても当該各事項((3)イ、ウ、オを除く。)に該当することはないことを誓約します。」と修正することが必要と思料いたします。	御指摘を踏まえ修正します。

567	様式集	様式 3-2-8	<p>様式 3-2-8 の宣誓書の末尾の注記において、同書で使用される代表者名及び印鑑については、様式 3-2-2 の公募占用計画認定申請書及び様式 3-2-3 の委任状の添付として提出済みの印鑑証明書と一致するものが求められておりますが、様式 3-2-2 には代表企業印が押印されるため、その印鑑証明書のみが添付されるとの理解であり、様式 3-2-3 はコンソーシアム構成員のみが提出し、SPC の構成員は提出不要とされております（「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」「千葉県銚子市沖」に係る公募占用指針（案）についてのパブリックコメント回答（区域共通分）293 番）。そのため、SPC の構成員（代表企業以外）の印鑑証明書（又は署名証明書）は、様式 3-2-2 及び様式 3-2-3 の添付書類として提出されませんが、様式 3-2-8 の宣誓書の添付書類として別途提出が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
568	その他	その他	<p>当促進区域内に洋上風力発電設備を設置することは、現在能代港湾区域で建設が進められている洋上風力発電設備（以下「先行事業」）の風況及び発電量へ影響を及ぼすことが考えられる。占用計画策定時において、係る先行事業への補償を織り込む事業者とそうでない事業者の間で公平な入札環境が阻害される可能性があることから、公募専用指針内において公平な入札が執り行われるよう方針を示していただきたい。</p>	<p>239 番の回答をご覧ください。</p>

569	その他	その他	今後の公募プロセスでの対応とすることで問題ないとするが、参考資料として、直近の公募占用指針からの変更点を、新旧ないし見え消し版でも提供することをご検討頂きたい。仮に、新旧対照表ないし見え消し版で公表した参考資料に、変更箇所の反映漏れがあった場合の効力が問題になる可能性があるが、新旧対照表ないし見え消し版はあくまで参考資料とし、公募占用指針本体を正本とすることで問題ないとする。	いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
570	その他	その他	本事業の実施により、既設の陸上風車に対する影響、既設風車から受ける影響が出る可能性があるが、公募占用計画において以下の検討が必要であるか、明確にして頂きたい。1. 本事業の風車設置により、既設の陸上風車、洋上風車の発電量が減少することへの補償 2. 本事業の風車設置により、既設の陸上風車の受ける乱流強度が増大することによる風車の故障に対する修理費用の補償検討が必要となる場合、検討に必要な既設陸上風車の情報の提供を受けられることができるか、明確にして頂きたい。	事業者の計画内容によるため、選定後に事業者自ら適切に当事者間で調整してください。なお、事業実施に伴うリスクとして認識している場合は、「リスクの特定及び分析」や「収支計画」等に反映してください。
571	その他	その他	本事業の促進区域は、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の促進区域と隣接しており、それぞれの促進区域にて別事業者が選定された場合、以下の点を考慮して風車を配置する必要がある。それぞれの促進区域の境界付近での風車配置について制約を設け、本公募占用指針にも明記いただきたい。1. 隣接区域の風車の影響で発電量が減少する可能性がある。2. 隣接区域の風車により乱流強度が増大し、風車の故障につながる可能性がある。	同上

572	その他	その他	<p>風力発電の適地が偏在する中、秋田県など、促進区域が多く設置されている海域等では、先行プロジェクトの風上に後発事業者が風車を設置することにより当該先行プロジェクトの発電量が減少するウェイクロスが見込まれる場合もあるかと思われます。この点に関して、(1)ウェイクロス(先行洋上風力発電プロジェクトや先行する陸上風力発電所に生じるロス)への配慮の有無が、選定における評価その他の取り扱いに差異を生じさせることはあり得るのでしょうか。また、(2)ウェイクロスの考慮(先行案件への配慮、後行案件への補償等)の在り方について、今回の公募占用指針や今後の方針の中で明らかにする必要のあるようにも思いますが、そうした予定はありますでしょうか。</p>	同上
573	その他	その他	<p>Round 1「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針(案)」等に対するパブコメの回答が本件についても基本的に踏襲される理解で問題ないか。</p>	<p>公募占用指針案の作成及びそれに対するパブリックコメントは、各海域の公募ごとに行っており、別海域での考え方をそのまま踏襲するものではありません。一方、これまで実施したパブリックコメントの結果も踏まえ政府内で検討の上で、今回の公募占用指針案を作成しております。</p>
574	その他	その他	<p>パブリックコメントの回答や公募占用指針に係る質問回答は、基本的に公募区域ごとに適用されると考えますが、今回の公募占用指針案ではこれまでの回答のうち、公募区域を問わない共通的な事項が必ずしも全て反映されてはならず、このままでは再度質問をして回答をいただく必要があります。今後、公募が進むにつれて質問と回答が積み重なっていきますが、無用な質問と回答のやり取りをできる限り回避するためにも、主な回答内容はできる限り公募占用指針本文に反映いただきますようお願い致します。</p>	同上

575	その他	その他	<p>長崎県五島市沖、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖(北側・南側)、千葉県銚子市沖各促進区域の公募占用指針案に関するパブリックコメントや公募に関する質問への回答のうち、各促進区域の個別事情による影響を受けないものについては、今後も他の促進区域の公募に同様に当てはまるという理解で宜しいでしょうか。</p>	同上
-----	-----	-----	---	----

576	その他	その他	<p>本公募占用指針は、全体的な構成として、洋上風力発電容量の増加、洋上風力の電力価格の低減、国内バリューチェーンの強化、イノベーションの促進、経済波及効果の創出、地域社会の課題への対応など、非常に野心的な目標を掲げています。こうした目標はすべて理解できるものの、全体的なアプローチは、発電システムや事業者に大きな負担を強いるものとなっています。また、日本が達成したいこと（安価なエネルギー価格、国内バリューチェーン、イノベーションなど）が十分に明確になっていないため、特に洋上風力発電のエネルギー価格の低減に関して、これらの目標を的確に達成できずに終わる恐れがあります。</p> <p>これに対処するため、公募占用指針の構成を変更し、現在は評価基準に含まれている要素の多くを、事前資格・適格性審査の公募段階へと移行させることを提案します。事前資格・適格性審査の段階には、明確で計測可能な評価基準を設けるべきですが、この場合、その段階を通過した企業は、次の評価段階に「得点」を持ちこさないようにします。</p> <p>そして、計測可能性を高め、できる限り低い価格と最適な技術を提案するインセンティブを与えるために、評価基準の総得点に占める価格の比重を70%～100%に引き上げることを提案します。日本が複数の基準から成る制度を維持したいと考える程度に応じて、透明性と計量可能性の原則を評価基準に取り入れ、あらゆる面において外国企業を日本企業と同等に扱うべきです。また、価格をより重視することとのバランスを取るため、評価基準のその他の項目の比重、特に洋上風力発電設備の設置や地域との調整の実績に関する項目の比重を</p>	<p>いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
-----	-----	-----	---	--

		<p>引き下げる、または、望ましくは、事前資格・適格性審査の基準に移行させることを提案します。さらに、事業計画の実現性、リスクの特定、財務計画、安定的な電力供給の項目は、評価基準よりも、事前資格・適格性審査基準の一部とする方がより適切に対応できます。また、日本が画期的な新技術の導入を重視したいと考えるのであれば、公募占用指針案で示されている以上に点数にめりはりをつけて、それを反映させるべきです。また EU 加盟国の入札制度から得られた経験に基づけば、上記の仕組みは競争を増し、洋上風力のエネルギー価格を低減させる効果的な手法です。影響評価や地域との調整に関するセントラル方式の確立は、こうした展開をさらに支えることになるでしょう。</p>	
--	--	---	--

577	その他	その他	<p>提出した公募占用計画やその添付資料において明白な誤記等の形式的な誤りがある場合に、その一点のみをもって即失格事由に該当するものではない旨を公募占用指針において注記いただけますでしょうか。これまでの一般海域での公募において公募占用計画を準備してきた経験上、公表されている公募占用指針やパブリックコメント回答、QA は多分に解釈の余地がある記載が多く、実際の公募占用計画の作成に際して、その記載方法につき都度細かな疑問が生じております。例えば、副本に、コンソーシアムが特定できるような情報を原則として記載しないことというルールのため、サプライチェーンの箇所など公募占用計画の実質的な内容の部分を過剰に黒塗りするような、保守的な対応を取らざるを得なくなり、準備した公募占用計画の本来の内容をアピールできなくなってしまうという状況が現に生じております。または、公募期間中は、公募占用計画の作成に必要となるような記載方法に関する形式的な確認を行う方法がなく、形式面でどのような記載を求められているのか、判断が困難であるケースが多いです。そのため、公募占用計画の提出前においては、公募占用計画及びその添付書類の様式等の形式的な事項については個別の質問を受入れ、その内容を随時 Web 上で開示するといった柔軟な対応をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、公募占用計画の記載方法に関する質問について、前回公募よりも後ろ倒しました。</p>
578	その他	その他	<p>今回のパブリックコメントへの質問・回答に加えて、関連する過去のパブリックコメントや前回公募に関する追加質問・回答等から共通する部分を網羅した QA 集を整理いただけないか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

579	その他	その他	秋田県八峰町及び能代市をインターネットで検索すると、のどかな町であるようなので、こうした設備ができることによって、自治体の振興策となることが期待されます。設備の配置に適していると判断されたならば、前へ進めていくべきでしょう。	御意見として承りました。
580	その他	その他	応募企業ないし構成企業が、協力企業に対し、同一促進区域内でのエクスクルーシブを条件としてお願いするなど、同一促進区域において他企業への協力に制約を求めることは、独占禁止法違反となるものとして公募においては許されないのでしょうか。協力企業との協力の在り方に関し、許容される態様、許容されない態様について、例などを示して明確化いただくことはできないのでしょうか。	独占禁止法違反のおそれが確認された場合、公正取引委員会に対して通報等いたしますので、経済産業省・国土交通省にご相談ください。なお、過去の法的措置一覧等、公正取引委員会 HP に関連情報が掲載されていますのでご参照ください。